

平成22年 第3回定例会

会議録

(平成22年6月4日~6月18日)

枕崎市議会

平 成 22 年 枕崎市議会第3回定例会会期及び会期日程

- 1 会 期 15日間(6月4日~6月18日)
- 2 会期日程

| 月日(曜) | 区 分 | 時間 | 内容 |
|-----------|---------|-----------------|---|
| 6月 4日(金) | 本会議 | 前 9:30 | 1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 議案上程(日程第4号-第17号) 7 提案理由の説明、質疑 8 予算特別委員会の設置及び委員の選任 9 議案委員会付託 10 議案上程(日程第18号-第19号) 11 提案理由の説明 12 質疑、討論、表決 13 報告(日程第20号-第21号) 14 散 会 |
| 6月 5日 (土) | 休 会 | | |
| 6月 6日 (日) | 休 会 | | |
| 6月 7日 (月) | 本会議 | 前 9:29 | 1 再 開 2 一般質問(5名) 3 散 会 |
| 6月 8日 (火) | 本会議 | 前 9:30 | 1 再 開 2 一般質問(3名) 3 散 会 |
| 6月 9日 (水) | 休 会 委員会 | 前 9:28 後 1:7 | 1 総務委員会2 文教厚生委員会 |
| 6月10日(木) | 休 会 委員会 | 前 9:28 | 1 予算特別委員会 |
| 6月11日(金) | 休 会 | | |
| 6月12日(土) | 休会 | | |
| 6月13日(日) | 休会 | | |

| 6月14日(月) | 休 会 | | | |
|-----------|-----|-----|--------|--|
| 6月15日 (火) | 休 会 | | | |
| 6月16日(水) | 休 会 | 委員会 | 前 9:26 | 1 議会運営委員会 |
| 6月17日 (木) | 休 会 | | | |
| 6月18日(金) | 本会議 | | 前 9:29 | 再 開 議案上程 委員長報告 質疑、討論、表決 枕崎市土地開発公社等の経営状況を説明する書類に係る質疑 閉 会 |

本会議第1日

(平成22年6月4日)

平成22年枕崎市議会第3回定例会

議事日程(第1号)

平成22年6月4日 午前9時30分開議

| 日程 番号 | 議案 番号 | 件名 | 付 委員 | 託員会 |
|----------|----------|---|---------|-----|
| 1 | | 会議録署名議員の指名 | | |
| 2 | | 会期について | | |
| 3 | | 諸般の報告 | | |
| 4 | 3 4 | 平成22年度枕崎市一般会計補正予算(第1号) | 予 | 特 |
| 5 | 3 5 | 平成22年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) | J. | J |
| 6 | 3 6 | 平成22年度枕崎市水道事業会計補正予算(第1号) | J. | J |
| 7 | 3 7 | 枕崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について | 総 | 務 |
| 8 | 3 8 | 枕崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて | J. | J |
| 9 | 3 9 | 枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について | J. | J |
| 1 0 | 4 0 | 枕崎市職員退職手当支給条例及び枕崎市企業職員の給与の種類及び基 準に関する条例の一部を改正する条例の制定について | J. | J |
| 1 1 | 4 1 | 枕崎市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて | " | |
| 1 2 | 4 2 | 枕崎市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について | 文 | 厚 |
| 1 3 | 4 3 | 枕崎市父子手当支給条例を廃止する条例の制定について | J | J |
| 1 4 | 4 4 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について | 総 | 務 |
| 1 5 | 請 1 | 30人以下学級実現、教員賃金改善、義務教育費国庫負担制度拡充に関する意見書の採択要請を求める請願 | 文 | 厚 |

| 1 6 | 陳 3 | 子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める陳情 | 文厚 |
|-----|-----|--------------------------------|----|
| 1 7 | 陳 4 | 細菌性髄膜炎ワクチンの公費による定期接種化を早期に求める陳情 | II |
| 1 8 | 4 5 | 固定資産評価員の選任について | |
| 1 9 | 4 6 | 人権擁護委員候補者の推薦について | |
| 2 0 | 報 2 | 繰越明許費繰越計算書について | |
| 2 1 | 報 3 | 繰越明許費繰越計算書について | |
| | | | |

○ 本日付議された事件は議事日程 (第1号) のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1番 俵積田 義信 議員 2番 牧 信 利 議員 3番 板 作 廣 議員 4番 茅 野 勲 議員 敷 門 5番 村 上 3 工 議員 今 求 議員 6番 7番 原 村 且 元 議員 8番 板 信 議員 敷 重 倉 輝 9番 野 宏 之 議員 米 子 議員 畠 10番 12番 豊 留 榮 子 議員 13番 中 原 重 信 議員 14番 佐 藤 公 建 議員 15番 武 夫 議員 16番 新屋敷 幸 隆 議員 袁 田 17番 立 石 幸 徳 議員 18番 上 釜 V ほ 議員

1 本日の欠席議員次のとおり11番 沖 園 強 議員

1 本日の書記次のとおり

久木田敏 事務局長橋之口寛 書記俵積田光 昭 書記平 田 寿 一 書記宮 崎 元 気 書記

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長 地頭所 恵 副市長 永 留 秀 __ 総務課長 山口 英 雄 企画調整課長 南田 朗 水産商工課長 敏 俵積田 寿 博 市民生活課長 今給黎 力 財政課長 芳 白 澤 輝 福祉課長 真 茅 学 農政課長 松野下 祥 建設課長 今給黎 男 健康課長 西之原 修 税務課長 和 豪 水道課長 茶 屋 盛 忠 下水道課長 迫 野 中村 市立病院事務長 責 郎 農委事務局長兼農振係長 袁 田 勝 美 俵積田 清 文 財政課参事兼財産管理係長 揚 村 芳 江 健康課参事 山口 英 夫 教育長 島 洋 台 教育委員会総務課長 日 高 孝 学校教育課長 佐 藤 祐 司 生涯学習課長 天 達 章 文化課長 春 田 浩 志 保健体育課長 吾 龍 浪 給食センター所長 武 志 今給黎 田野尻 監査委員 一 監查委員事務局長 兀 元 幸 児 玉 義 孝 選管事務局長 均 会計管理者兼会計課長 原 篭 東中川 徹 行政係長 太 行政係主査 中山 俊 吾 行政係主事 Щ

午前9時30分 開議

○俵積田義信議長 平成22年第3回定例会が本日招集されましたが、出席議員17人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから、議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名でありますが、本定例会の会議録署名議員として、4番茅野 勲議員、15番園田武夫議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 6 月18日までの15日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○俵積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、お手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○俵積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、お手元の会期日程によりますので、御了承願います。

次に、日程第3号諸般の報告をいたします。

監査委員から5月執行の平成21年度4月分及び平成22年度4月分の例月現金出納検査結果報告書を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

次に、平成22年第1回定例会以降の議長会報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。以上で、報告を終わります。

次に、日程第4号から第17号までの14件を一括議題といたします。

市長提出にかかわる案件について、市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 市政運営に臨む所信につきましては3月議会で申し上げましたが、市長就任から間もない時期であり、市政運営についての方針を申し述べることができませんでしたので、提案理由の説明に先立ち、市政運営の基本的な方針について説明いたします。

我が国経済は、世界同時不況の影響を受け、失業率が高水準で推移するなど依然として厳しい 状況にあり、国は、緊急経済対策を初め、国民の暮らしの豊かさに力点を置いた経済・社会への 転換を目指した政策を進めておりますが、農林水産業を基幹産業とする本市の経済情勢は非常に 厳しい状況にあります。

さらに、魚価の低迷、天候不順による農産物の収量減や価格への影響などの憂慮すべき状況に加え、隣県の宮崎県で発生した口蹄疫の拡大は予断を許さない状況であり、本市への影響も心配されるところであります。

さきの所信表明でも申し述べましたが、本市の置かれた状況は、人口減少、少子高齢化の進行、 市街地の空洞化、崩壊しつつある自治組織、そして大変厳しい財政事情など危機的な状況にあり ます。

私は、この危機的状況への必要な対策として6つの項目を掲げました。

これらの項目のうち、今回、「福祉の充実策」の1つとして、小学校3年生以下のすべての乳幼児・児童の医療費について、従来の2,000円の自己負担分も含め、完全無料化することとし、今議会に関係議案を提案いたしたところであります。

また、「職員の地域担当制」につきましては、少子高齢化の進行等により本来の集落機能が著しく低下してきている中、「地域でできることは地域みずからが主体的に取り組むという『自立自興』の精神を呼び起こし、地域活動を再生させる」ことを基本目標とし、市が側面からその支援を行うシステムと位置づけ、先進事例も参考にしながら、単独の集落を対象地区とするケースと、複数の集落を1つのブロックとして対象地区とするケースの2通りのパターンを設定し、試験的に実施する方向で現在調整中であり、近々実施に移行したいと考えております。

さらに、「コンパクトシティ」につきましては、何よりも現状を正確に把握することが重要でありますので、市街地における空き地・空き家・空き店舗の実態把握作業を進めるとともに、できることから少しずつでも実行に移そうという考え方から、「衰退の著しい駅通り商店街のにぎわいを取り戻すこと」を最優先事項と位置づけ、商店街関係者との意見交換を行いながら、空き店舗への誘導策などソフト事業を中心に、商店街のにぎわいを取り戻すための具体策について検討を行っているところです。

行財政改革につきましては、本市の厳しい財政状況の改善を図ることはもちろん、枕崎再生の ための財源確保を図るためにも、重要な課題であります。

職員の意識改革を図りながら、職員から出された改善案・改革案を盛り込んだ「第2次行財政 集中改革プラン」を本年度に策定し、行財政改革の具体的な取り組みを着実に推進していきたい と思っております。

なお、掲げました他の項目につきましても、現状把握や関係団体等の意見聴取など鋭意作業を 進めているところでありますが、それぞれが多くの課題と困難を伴うものであり、短兵急にはま いりません。今後、機会をとらえて皆様にもお示ししたいと考えておりますので、御理解をお願 いいたします。

地域が元気によみがえるきっかけは、市民すべてが現実を知り、危機感を共有することだと思っております。

「自立する地域づくり」によって「共生協働のまち」を目指していきたいと考えておりますが、 これらの実現には、市職員はもとより、市民すべてが今まで以上に危機感を共有し、一致団結し て事に当たることが不可欠であります。皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

平成18年に策定した第5次枕崎市総合振興計画も本年度で5カ年が経過し、平成23年度からは第2期基本計画がスタートすることとなります。策定に当たりましては、市議会、まちづくり委員会、市民アンケート、また、さきに実施されました「市民討議会」等での御意見や御提言、さらには関係業界等の意向など幅広くお聞きしながら、時代にマッチした計画にしていきたいと考えております。

そこで、本年度の施策の主なものについて、第5次枕崎市総合振興計画の基本構想の6つの柱 に沿って、説明いたします。

まず、「安全で潤いのあるきれいなまちづくり」について申し上げます。

市営住宅については、入居者の生活の安全を確保するため、平成20年度から実施している住宅用火災警報器の設置について、本年度で完了します。

水道事業については、市民に安全で良質な生活用水等を供給できるよう、引き続き漏水多発管 路の改良や有収率の向上を図るとともに、経営の健全化にも努めます。

公共下水道事業については、立神北町及び中央町の一部の面的整備を実施し、快適な生活環境 づくりを推進するとともに、終末処理場の改築更新事業を引き続き実施します。 工場や畜産施設等の公害防止対策について指導強化を図るとともに、生活排水対策として合併 処理浄化槽の設置を推進するほか、市民協働による河川・海域等の環境浄化に取り組みます。

木原地区等の悪臭対策につきましては、市・事業所・地域公民館において早期に公害防止協定を締結し、三者が一体となり公害問題に取り組む体制づくりに努めるとともに、関係機関等と連携して事業所等の立入調査や改善等の指導強化を図り、快適な環境づくりを目指します。

花渡川水系の改修事業については、総合流域防災事業として、金山川との合流点付近から下流 について引き続き実施します。

地域の安全・安心を確保するため、地域安全運動等を展開し、意識の啓発を図りながら、各種 犯罪・事故の未然防止に努めます。

災害に強いまちづくり事業の一環として、自主防災組織のさらなる育成及び女性消防隊の育成 強化に努めます。

また、災害時要援護者避難支援プランに基づく要援護者の登録台帳の整備・個別支援プランの 策定を引き続き行い、災害時における要援護者の安全の確保に努めます。

昨年、消費者庁・消費者委員会が発足し、国の消費者行政が充実されております。市民の被害防止や安全確保に努めるとともに、消費者事故等に関する情報収集や被害の未然防止のための啓発活動など、消費生活相談業務の強化に取り組みます。

次に、「快適で便利な拠点性の高いまちづくり」について申し上げます。

市街地にコンパクトに集積された既存インフラを活用しながら、高齢者を初め多くの人が過度に車に依存することなく歩いて生活でき、安心して暮らせる生活空間や魅力ある商業空間の形成により街のにぎわいを取り戻し、市街地を再生するため関係機関や団体、地域の方々とともに取り組みます。

道路については、市道茅野駒水線及び板敷大隣線の改良工事等を引き続き実施するほか、都市 計画道路「港線」道路改築工事に向け、本年度から用地取得と建物補償を実施します。

現在整備中の国道225号・226号、県道枕崎知覧線・打木谷白沢津線の早期完成に向け、関係者との調整に努めます。

南薩縦貫道については、いまだ計画区間である南九州市知覧町から枕崎市間の「調査区間」への早期格上げ並びに全区間の早期完成に向け、近隣市と連携し、関係機関への要請をさらに強化します。

地域交通の確保については、生活路線バスやJRなど、利用状況等を勘案しながら、事業者や 県等と連携して市民の交通手段の確保と利便性の向上・利用促進に努めるとともに、交通弱者で も快適で住みやすい環境の構築に向け、将来の交通体系のあり方について検討します。

枕崎空港については、産学官一体となった施設の有効活用を展開していくとともに、将来の空港のあり方について多角的に検討します。

なお、県防災ヘリの運用拡大への対応として、今回県の補助を受け、老朽化したタンクローリーの更新を行うこととしました。

次に、「人と物が交流し、活力みなぎるまちづくり」について申し上げます。

平成21年の枕崎港市場取扱量は、14年連続で10万トンを超え、数量では前年より若干ふえた ものの、金額では、10月以降の大幅な浜値安の影響等により約36億円の減となりました。

地元遠洋カツオー本釣り漁業は、燃油価格が昨年4月以降上昇し続けている中で、不漁も重なり、極めて厳しい状況にあります。引き続き入漁料の助成を行うほか、「枕崎ぶえん鰹」など水産物の販路拡大に積極的に取り組みます。

沿岸漁業対策では、藻場・干潟等保全活動支援事業を導入し、藻場やサンゴのモニタリング調査・トサカノリの母藻投入・オニヒトデ駆除等を実施し、藻場の保全に努めます。

また、青物の水揚げの衛生対策として、水深6メートル岸壁のエプロンにひさしを設置すると ともに、大型の海外まき網船が安心して入港できるよう、水深9メートル岸壁の整備計画策定を 促進し、早期着工を目指します。

水産加工業については、地域食品ブランド表示基準である「本場の本物」に認定された「枕崎 鰹節の本枯れ節」の消費拡大を支援するとともに、枕崎のカツオやかつおぶしに関する理解を深 め、広く伝えていくため、「枕崎カツオマイスター検定」の導入に取り組みます。

農業については、シラス対策事業により土地基盤の整備を進めるとともに、農地の有効利用や 農業の担い手である認定農業者の育成・確保に努めます。

また、農業経営の安定を図るために、高品質な農畜産物の生産を推進するとともに、農家緊急対策特別資金の利子補助等を実施します。

産地として安定的な発展を図るためには、安全・安心な農畜産物の生産が重要であります。生産履歴の記帳や農薬の安全使用基準の遵守のほか、茶工場の品質管理の継続的な改善を実現していく国際規格ISOの取得を推進します。

なお、宮崎県で発生した家畜伝染病の口蹄疫については、終息までには、まだ時間がかかる見込みでありますが、本市で発生することのないよう努めます。

林業においては、森林の多面的機能が発揮できるよう健全な森林の育成に努めるとともに、入 会林野事業の実施により、土地の利用増進を図り、農林業経営の健全な発展に努めます。

一昨年来の世界的不況や消費者物価指数の3年連続のマイナスなど本市の商業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いております。地元商店街の利用を広く呼びかけるとともに、商工会議所等と連携して、枕崎ブランドの推進や空き店舗対策などの商店街活性化策について検討を行います。

ふるさと雇用再生特別基金事業・緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用した雇用機会の創 出のほか、介護、医療、農林、環境等の分野を対象とした「重点分野雇用創造事業」導入の検討 を行います。

観光の振興につきましては、昨年オープンした駅前観光案内所を拠点に活動する観光ボランティアガイドの育成に努めるとともに、来年3月の九州新幹線全線開通を見据え、カツオやかつおぶし、鹿篭豚、焼酎など本市の豊かな地域資源を活用した体験型観光、中・高生を中心とした宿泊型体験学習など都市と農村の交流を更に推進します。

物流や人的交流の促進による本市の活性化の観点から、三島村営船「フェリーみしま」の枕崎港就航実現に向け、関係機関と連携のもと、取り組みをさらに強化します。

次に、「健康で心がふれあうやさしいまちづくり」について申し上げます。

保健面では、「健康まくらざき21」に基づき、健康管理に対する正しい知識の普及や意識の 高揚を図るとともに、複合健診や健康づくり体験教室等の実施により、疾病の早期発見、生活習 慣病の予防・改善に努めます。

高齢者に対する転倒予防教室や口腔機能向上事業、栄養改善事業及び簡単筋トレ事業を引き続き実施し、介護予防を推進します。

少子化対策の一環として、妊娠・出産に係る経済的負担を軽減するため、「妊婦健診」の14 回の公費負担を継続して実施します。

また、国民健康保険事業では、特定健康診査及び特定保健指導事業を推進し、受診率の向上とともに、生活習慣病の予防・改善の向上を目指します。

市立病院については、これまでの経営状況や地域に果たしている公立病院としての役割等が評価され、今回、自治体立優良病院として全国表彰を受けました。しかしながら、地域医療を取り巻く環境は、非常に厳しい状況にあり、引き続き経営努力をしていかなければなりません。

また、災害時等の対応病院としての機能を高めるため、医療施設耐震化整備費補助を活用して 老朽病棟の建てかえ工事に着手するとともに、老朽医療機器等の更新についても具体的な検討を 行います。

次世代育成支援対策については、本年3月に策定した次世代育成支援後期行動計画に沿って事業を実施します。特に、子どもの医療費助成策については、対象年齢を9歳まで拡大した上で、7月以降の診療分について医療費の全額を助成し、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。また、4月に創設された子ども手当については、適切な支給に努めます。

高齢者対策については、保健や福祉、介護の状況を踏まえ策定した第4期老人保健福祉計画・ 介護保険事業計画に沿って事業を実施するとともに、次期計画に住民の意識や意向を的確に反映 させるため実態調査を行います。

障害者対策については、統一的に障害福祉施策を展開するため新設した障害福祉係を中心に、 障害者基本法に基づく障害者計画の策定に向けて検討を行います。

次に、「豊かな人間性と文化を育む、ゆとりに満ちたまちづくり」について申し上げます。 小・中学校の学習環境の整備につきましては、耐震診断の結果に基づく補強工事や施設・設備 の補修等を年次的、計画的に実施します。

景気低迷等による困窮家庭等への対応を図るため、奨学資金貸付事業を引き続き実施します。 学校教育においては、小・中一貫教育の更なる充実を目指した研究推進地域の指定や、研究の 公開、学校間の兼務制度を活用した小・中学校間等の教員の交流、小学校外国語活動の実施等に より、小・中9年間を見通した教育を積極的に推進します。

また、地元高校の活性化を支援するため、高校と中学校との連携を通して、各学科の特色ある 授業内容等の紹介や、教員の交流をこれまで以上に推進する中で、地元高校のよさを市内各中学 校の生徒たちに伝える取り組みも行います。

学校給食センター建設については、行政刷新会議の事業仕分けの結果、公立学校施設整備費の 予算については、耐震化事業に優先的に充てられることとされたことから、当初計画の本年度建 設着手、平成23年9月稼動が難しい状況にあります。

本市給食センターの置かれた現状に理解を求めながら、なるべく早く、新しい施設の下で、本 市の児童・生徒に、より安全でおいしい給食が提供できるよう国・県に対し働きかけてまいりま す。

生涯学習の推進については、市民の多様な学習要求にこたえるとともに、市民が心の豊かさを 実感しながら充実した生活を送れるよう、積極的に学習活動に取り組める環境づくりに努めます。 郷土に誇りを持ち、心豊かでたくましい青少年を育てるために、豊かな体験活動の機会の充実 を図るとともに、子育て講座やあいさつ運動標語の募集を実施するなど家庭や地域における教育 力の向上を図るため、家庭・学校・地域が連携した取り組みを強化します。

スポーツ並びに文化の分野においては、スポーツと文化が人を呼ぶ郷土を目指して、既に活動中のものや本市ならではのニュースポーツの発案・普及など、枕崎発の斬新な情報発信ができるよう努力します。

スポーツ行政については、スポーツ活動の拠点となる社会体育施設の維持・補修に努めます。 また、本年度は、日本相撲協会等の後援を受け、6月5日に、親方1名と現役力士3名を迎え、 市内の小学生を対象にした「少年相撲教室」を開催し、青少年の体力・気力の向上や健全育成に 努めます。

文化行政については、より市民に密着した文化活動の展開を図るため、文化財の保存・活用や 伝統文化の継承に努めるほか、市民、各種団体、企業等と協力しながら、市民参加型の催し等を さらに充実するとともに、第9回風の芸術展を開催し、地方からの文化発信に向けて芸術文化の 創造と発展に努めます。

市立図書館については、蔵書や各種資料の充実に努め、子ども読書活動を初めとする読書普及活動を推進します。

次に、「新しい時代を拓く、連携と協働のまちづくり」について申し上げます。

長期的展望に立った市民と行政が一体となった協働のまちづくりを進めるため、「市民協働によるまちづくりを進めるための指針」の確実な推進を図ります。

男女共同参画社会推進のため、さまざまな団体の会合や行事等に積極的に出向き、さらなる市民の意識啓発に努めます。

質の高い市民サービスの実現に向け、除籍・改製原戸籍等の電算化を実施し、すべての戸籍事務の短縮化や事務の効率化による市民サービスの向上に努めます。

組織機構の見直しについては、本年度は福祉の充実を目指し、市民の利便性向上と統一的な障害者福祉施策を展開するために、これまでの福祉事務所を福祉課とし、新たに障害福祉係を設けました。今後においても、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応するため、さらに効率的・機能的な組織機構を目指します。

職員の定員管理については、現在、定員適正化計画の目標値を上回る達成状況となっています。 今後も計画的に定員の適正化に努めるとともに、施設や業務の民間委託等にも取り組みます。

お魚センター等の第三セクターについては、総務省が示した「第三セクター等の抜本的改革に 関する指針」を踏まえ、経営状況を的確に把握し、健全な経営がなされるよう、適切な指導・監督を行います。

消防事務の広域化については、南薩地域消防広域化運営協議会において、平成24年4月を目標に協議を進めてまいります。

以上、本年度の施政に対する基本的な方針を述べましたが、これらの施策の実現については、 住民福祉の向上を最優先とし、私以下全職員が一丸となり、研さん努力を重ね、計画的かつ効率 的な執行を旨とし、真に公正で市民に奉仕する姿勢をもって対処する所存であります。

何とぞ、議会を初め市民の皆様に、より一層の御理解、御協力をお願い申し上げます。次に、提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、補正予算3件、条例7件、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について1件、人事案件2件、報告事項2件の計15件であります。このうち、人事案件及び報告事項を除く11件について、説明を申し上げます。

まず、議案第34号平成22年度枕崎市一般会計補正予算(第1号)について申し上げます。

今年度の当初予算は、人件費等の義務的経費や継続的事業を中心に必要最小限の収支のみを計上することを基本とする「骨格予算」として編成したため、今回の補正は、投資的経費などの政策的な経費等を中心に、歳入・歳出それぞれ3億6,220万円を追加し、予算総額を97億2,510万円にしようとするものです。

なお、当初予算と補正予算額を合わせた肉づけ後の予算規模は、前年度当初予算額と比較する と2.7%の伸びとなり、実質的に11年ぶりのプラス予算となりました。

補正予算の主なものとしましては、新地方公会計整備等委託、除籍・改製原戸籍等データ作成委託、子ども医療費助成事業、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業に係る水産のまちによる地域ブランド創出事業、広域漁港整備事業負担金、地域活力基盤創造交付金事業、航空燃料給油車購入経費のほか、中途退職者に係る退職手当の追加及び人事異動等に伴う人件費などもあわせてお願いしてあります。

今回の補正を歳出の性質別に見てみると、投資的経費の補正は補正額全体の57.9%に相当する2億0,977万円で、その結果、肉づけ後は5億6,320万円となり、予算総額の5.8%を占めてい

ます。肉づけ後の投資的経費は、当初予算との比較では59.4%の伸びとなったものの、前年度 当初予算との比較では11.0%の減となりました。

義務的経費は、新規施策として子ども医療費の無料化の拡大を図ったほか、中途退職者に係る 退職手当の追加など、1億0,879万円の補正を行ったことで、肉づけ後は61億2,358万1,000円 となり、予算総額の63.0%を占め、前年度当初予算との比較で5.0%の増となりました。

その他の経費は、4,364万円の補正を行い、肉づけ後は30億3,831万9,000円となり、予算総額の31.2%を占め、前年度当初予算との比較で1.2%の増となりました。

財源構造につきまして、自主財源と依存財源の区分で見てみると、自主財源は、市税や繰越金の追加など、5,989万円の補正で、肉づけ後は29億0,810万5,000円となり、予算総額の29.9%を占め、前年度当初予算との比較では、2.8%の減となりました。

依存財源は、投資的経費に係る地方債や国・県支出金の追加など、3億0,231万円の補正で、 肉づけ後は68億1,699万5,000円となり、前年度当初予算との比較では、5.3%の増となりました。 また、肉づけ後の財源構造を一般財源と特定財源との区分で見てみると、一般財源は、72億 6,402万1,000円となり、予算総額の74.7%を占め、前年度当初予算との比較で1.3%の増となりました。

特定財源は、24億6,107万9,000円となり、予算総額の25.3%を占め、前年度当初予算との比較で7.4%の増となりました。

なお、市債については、普通建設事業費に係るものを初め、退職手当債、臨時財政対策債の補 正を2億4,940万円行ったことから、予算総額で9億1,110万円となっています。

また、地方債残高については、現時点の平成22年度末見込額は117億0,471万7,000円で、平成21年度末の残高見込額121億5,309万1,000円より、4億4,837万4,000円減少する見込みとなっています。

なお、予算の主な内容等につきましては、肉づけ後の予算と前年度当初予算と比較を行う形で 別冊にまとめて提出してありますので、省略させていただきます。

次に、議案第35号平成22年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について申 し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ10万3,000円を追加し、予算総額を8億8,070万4,000円に しようとするものです。

補正の内容は、人事異動等に伴う人件費の増額と国庫補助内示額増額に伴う管路施設工事の増額であります。

以上の財源として、国庫支出金2万9,000円、繰越金7万4,000円の増で措置しました。

次に、議案第36号平成22年度枕崎市水道事業会計補正予算(第1号)について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出において、支出を160万円増額しようとするものです。

また、資本的収入及び支出において、収入で負担金を250万7,000円増額するとともに、支出を3,135万2,000円減額し、収入額が支出額に対し不足する1億4,253万円については、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんしようとするものです。

次に、議案第37号枕崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について申し上げます。

これは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、育児を行う職員の時間外勤務の制限について、所要の改正を行うものです。

次の、議案第38号枕崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につき

ましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、配偶者が育児休業をしている場合においても育児休業を取得できる制度を新設するほか、所要の改正を行うものです。

次の、議案第39号枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定につきまして は、退職手当審査会の会長及び委員の報酬額を定めるものです。

次の、議案第40号枕崎市職員退職手当支給条例及び枕崎市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、雇用保険法の一部改正に伴い、所要の条文整備をしようとするものです。

次の、議案第41号枕崎市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、道路交通法の一部改正に伴い、所要の条文整備をしようとするものです。

次に、議案第42号枕崎市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について申し上 げます。

これは、子どもに係る医療費の助成について、助成対象年齢を9歳まで拡大するとともに、自己負担額の全額を助成することにより、子育てに係る経済的負担の軽減を図るものです。

次の、議案第43号枕崎市父子手当支給条例を廃止する条例の制定につきましては、児童扶養 手当法の一部改正により、現在、児童扶養手当の支給対象となっていない父子家庭の父も支給対 象となることから、同法の施行に合わせ、父子手当を廃止しようとするものです。

次に、議案第44号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について申し上げます。

これは、別府上手地区及び木口屋地区の辺地の解消を図るため、当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提 案理由の説明を終わります。

- ○**俵積田義信議長** ただいまの提案理由に対し、質疑はありませんか。
- **〇17番立石幸徳議員** 私は、ただいま提案をされました議案の中で、議案第34号平成22年度一般会計補正予算の第1号について、幾つかお尋ねをいたします。

今度の一般会計補正予算の中で、水産関係でありますが、漁港建設費の中で広域漁港整備事業915万2,000円が計上されております。これは、予算のあらましの中では、マイナス6メートル岸壁改良ということで説明を書いてございますが、さきほどの市長の施政方針にも出されております大型巻き網船対策のマイナス9メートル水深の整備計画はどうなっているのかですね。今回、その関係の予算が計上されていないのはどういった事情によるのか、説明をいただきたいと思います。

それから、労働費の中で同じく水産のまちによる地域ブランド創出事業990万5,000円を計上いたしておりますが、この地域ブランド創出事業の事業内容ですね、具体的にどういったことをやられるのか、それからこれは雇用対策ということでございますので、今度のこの事業で何名の雇用効果を見込んでいるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○南田敏朗水産商工課長 まず、漁港関連の件につきましてでございますが、9メートル岸壁につきましては昨年調査をいたしまして、今年度計画策定ということでございまして、実施につきましては来年度から工事に着手するというふうに情報を得ているところでございます。また、水産のまちによる地域ブランド創出事業でございますが、これにつきましては事業内容につきましては、まず施政方針の中でも出てまいりましたけれども、カツオマイスター制度の導入に関する調査研究でございます。

それからカツオ学会というのを今、立ち上げようとしている動きがありますので、それを支援 するための事業でございます。それから、地域支援を情報発信するためのまくらざきまち歩きマ ップの作成のための調査事業、それからマップの作成でございます。

それから、新しく雇用するのが3名を予定しているところでございます。3名を考えております。以上です。

- O17番立石幸徳議員 大型海まき船の対策ですけどね、どうもちょっと今の説明では手ぬるいと言いましょうか、ちょっとおくれているような感じを持つんですよね。昨年の調査をした時点で、既にその計画そのものは調査後、できあがっていく、今年度1年間かけてそういった計画をつくらんといかんのですかね。まあ、私どもが素人考えになるかも知れませんけれども、8メートルを9メートルにするということで、何かその非常に複雑な計画を伴うんですか。でないと、実態としてこのカツオ海まき機が大型化して、その分を早急な対応をしないと業界自身も非常に困るわけですので、その辺の計画策定と実施についてはですね、どういったそのスケジュールなり持ち合わせているのか、もう少し詳細に答弁をいただきたいと思います。
- **○南田敏朗水産商工課長** 計画策定について、スケジュールについては持ち合わせはございませんけれども、私どもの得ている情報では今年度に計画を策定いたしまして、諮問を今年度末にいたしまして、それを了解を得てから23年度事業で事業を実施するというふうに聞いているところでございます。以上です。
- ○**俵積田義信議長** ほかにありませんか。
- **○16番新屋敷幸隆議員** 私は、平成22年度枕崎市一般会計補正予算の中の消防費について、お尋ねします。消防費の中でですね、女性消防隊の育成強化とありまして、ただいま市長が報告されました施政方針の中にもですね、女性消防隊の育成強化に努めますということで報告がなされたわけですけど、これは枕崎市が係る自治消防団とですね、その辺の違いですよね。育成強化に努めるということは、これは継続するんですかね。だから、その辺が、この前、年初めだったですかね、激励会があったわけですけど、どうもその辺のそのときの説明とですね、今、予算書で育成強化に努めますということでうたってあるわけですけど、何か意味合いが私は違うんじゃないのかなと思っていますので、その辺の説明をお願いします。
- ○永留秀一総務課長 女性消防隊の育成強化につきましては、平成23年度に女性消防隊、消防団の全国操法大会がある予定でありまして、それに鹿児島県代表として枕崎市から出してもらえないかという県の消防協会からの依頼がありまして、それで市内に女性消防隊を組織しようということでお願いをして現在12名の女性消防隊の結成があるところです。今後につきましてはですね、市としましてはこの消防隊の位置づけは任意の自主防災組織と同様の組織であるというふうにとらえているんですけれども、消防隊の方々の理解を得ながらですね、今後1年以上、23年10月の大会に向けて操法訓練あるいは救急救命訓練、お願いをしていくんですけど、今後につきましては、例えば市の出初め式あるいは今年度の防災訓練にはちょっと訓練が間に合いませんが、今後の防災訓練への出動、そういったのを取り込む中で、自主防災意識の高揚あるいは女性の防災への意識づくり、そういったのにお願いしていこうという、今後も継続してお願いしていこうという考えであります。
- **〇16番新屋敷幸隆議員** この件につきましてですね、何で質問したのかですよね、全国の自治消防団ではですね、女性消防団員も今、募集しているところであります。そういうところでですね、我が当市もですね、消防団員の皆さん、市民の皆さんがですね、そういうこう勘違いしているところがあるわけですよね。だからその、すみ分けですよね、その辺をしっかりと今後ともですね、してくださるように要望しておきます。
- ○俵積田義信議長 ほかにございませんか。
- **〇12番豊留榮子議員** 今、提案されました議案第34号の一般会計の補正予算なんですが、土木費の点で1つ、道路の新設改良費で補助金として県道の125万というのがあるんですが、これは

打木谷白沢津線だと思うんですが、この今の状況ですね、それをどのようになっているんでしょうか。

- **〇松野下祥一建設課長** 今、県に問い合わせたところ、一応、一部において用地がちょっとまだ ということと、それと本年度一応、200メーターほど工事を行う予定とは聞いております。
- ○俵積田義信議長 ほかにございませんか。
- **〇2番牧信利議員** 学校給食センターの関係ですが、予算がつかなかったんですが、3月議会時点で既に、その事業仕分けでできないというふうで、6月補正で是非という話だったんですが、3月議会以降これまでの取り組み状況をちょっと御説明いただきたいというふうに思います。
- ○今給黎龍浪給食センター所長 一般質問でも質問が出ておりましたので、そこで回答するということにしておりましたが、平成22年2月1日で文科省のさきほどのような通知が来たところでございますが、その後2月8日の日に22年度の事業計画書を提出し、3月には県と事業計画の協議を行っております。その後、4月12日になりまして県のほうへ出向きまして、事業の必要な理由とか保健所の改善を受けていること、食器も古いものを使っていることなど、実状を説明し、要望活動をしたところです。それと、5月になりまして、県選出の国会議員等へも要望活動を行っておるところでございます。内定が通常6月でございますが、ちょっと今はっきりと6月中に耐震にかかわる分が内定になるのかということで、まだ今のところはっきりとした見通しが立っていない、ま、1回目の内定も全体的に行われていない状況です。
- **〇2番牧信利議員** 県内からそういう事業計画を持っている自治体の中で、どこかをやるというような話だったんですが、県内で新たにこの段階で事業が決定したというのがあるんですか。
- **〇今給黎龍浪給食センター所長** 今年度ですね、22年度、南九州市、伊佐市、枕崎市が新規に という計画でございますが、どこもまだ内定があったところはございません。
- ○**俵積田義信議長** ほかにございませんか。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の予算関係議案につきましては、先例により各常任委員会から4名ずつ選出された委員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、 御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

○俵積田義信議長 異議がありますので、起立によって決したいと思います。

予算特別委員会を設置し、その構成は各常任委員会から4名ずつ選出された委員12名とし、 予算関係議案を付託することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○俵積田義信議長 起立多数であります。

よって、そのように決定いたしました。

ここで、予算特別委員選出のため、10分間休憩いたします。

午前10時19分 休憩 午前10時31分 再開

〇俵積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました、予算特別委員会の委員の選任については、牧信利議員、板敷作廣議員、 茅野勲議員、村上ミエ議員、今門求議員、板敷重信議員、畠野宏之議員、豊留榮子議員、園田武 夫議員、新屋敷幸隆議員、立石幸徳議員、上釜いほ議員を指名いたします。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、 それぞれの委員会に付託いたします。

次に、日程第18号及び第19号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

「神園征市長 登壇]

○神園征市長 ただいま上程されました議案第45号及び議案第46号の2件について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第45号固定資産評価員の選任につきましては、固定資産評価員永留秀一から平成22年6月3日をもって辞任したい旨の申出があったことに伴い、その後任として西之原修を固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

次の議案第46号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、人権擁護委員朝田栄子氏は、平成22年9月30日をもって任期が満了となりますが、引き続き同氏を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○俵積田義信議長 この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と言う者あり〕

○俵積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行いますが、回数の制限はしないことといたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論のある方の挙手を求めます。

討論なしと認めます。

これから、採決いたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。

日程第18号固定資産評価員の選任について、投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

「議場閉鎖〕

○俵積田義信議長 ただいまの表決権を有する議員は、16人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に「賛成」と、反対の方は「反対」と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○俵積田義信議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

「書記投票箱点検〕

○俵積田義信議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じて、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○俵積田義信議長 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

「議場開鎖〕

○俵積田義信議長 これから、開票を行います。

開票立会人に、13番中原重信議員、14番佐藤公建議員、15番園田武夫議員を指名いたします。 立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○俵積田義信議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数16票。これは、先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち賛成16票。反対 0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第45号は同意することに決定いたしました。

次に、日程第19号人権擁護委員候補者の推薦について、投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○俵積田義信議長 ただいまの表決権を有する議員は、16人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に「賛成」と、反対の方は「反対」と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○俵積田義信議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

「書記投票箱点検〕

〇俵積田義信議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じて、順次、投票願います。

「書記点呼・投票〕

〇俵積田義信議長 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○俵積田義信議長 これから、開票を行います。

開票立会人に、16番新屋敷幸隆議員、17番立石幸徳議員、2番牧信利議員を指名いたします。 立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○俵積田義信議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数16票。これは、先ほどの出席議員数に符号いたしております。 そのうち賛成16票。反対 0 票。 以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第46号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第20号及び第21号の2件の繰越明許費繰越計算書について、市長に報告を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 報告事項2件について、説明を申し上げます。

まず、報告事項第2号繰越明許費繰越計算書につきましては、さきの3月議会において議決をいただきました。平成21年度枕崎市一般会計補正予算(第7号)第2条の繰越明許費について、繰越計算書のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

次の報告事項第3号繰越明許費繰越計算書につきましては、さきの3月議会において議決をいただきました。平成21年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)第1条の繰越明許費について、繰越計算書のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

以上、報告を終わります。

○俵積田義信議長 ただいまの報告については、御承知おき願います。 本日は、これをもって散会いたします。

午前10時50分 散会

本会議第2日

(平成22年6月7日)

平成22年枕崎市議会第3回定例会

議事日程(第2号)

平成22年6月7日 午前9時29分開議

| 日程 番号 | 件 | | | | | | 名 | |
|----------|--------------|-----|---|-----|---|---|----|---------------|
| 1 | 一 | 立 質 | 問 | 豊留 | 榮 | 子 | 議員 | (21ページ~26ページ) |
| | | | | 新屋敷 | 幸 | 隆 | 議員 | (26ページ~32ページ) |
| | | | | 原 村 | 且 | 元 | 議員 | (32ページ~39ページ) |
| | | | | 米 倉 | 輝 | 子 | 議員 | (39ページ~48ページ) |
| | | | | 牧 | 信 | 利 | 議員 | (48ページ~57ページ) |

○ 本日付議された事件は議事日程 (第2号) のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1番 俵積田 義 信 議員 2番 牧 信 利 議員 茅 3番 板 敷 作 廣 議員 4番 野 勳 議員 今 門 5番 村 上 3 工 議員 6番 求 議員 7番 原 村 且. 議員 8番 板 信 議員 元 敷 重 之 9番 畠 野 宏 議員 10番 米 倉 輝 子 議員 沖 袁 強 議員 12番 豊 留 榮 子 議員 11番 13番 中 原 信 議員 佐 藤 公 建 議員 重 14番 15番 田 武 夫 議員 16番 新屋敷 幸 隆 議員 袁 17番 立 石 幸 徳 議員 18番 上 釜 議員 11 ほ

1 本日の書記次のとおり

久木田 敏 事務局長 橋之口 寛 書記 平田 俵積田 昭 書記 寿 書記 光 宮 元 気 書記 崹

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神園 征 市長 地頭所 恵 副市長 ___ 総務課長 永 留 秀 山口 雄 企画調整課長 英 南 田 朗 水産商工課長 俵積田 寿 博 市民生活課長 敏 今給黎 力 財政課長 澤 芳 福祉課長 白 輝 茅 松野下 建設課長 学 農政課長 祥 真 今給黎 和 男 健康課長 西之原 修 税務課長 迫 野 豪 水道課長 茶 屋 盛 忠 下水道課長 中村 責 郎 農委事務局長兼農振係長 亰 田 勝 美 市立病院事務長 俵積田 清 文 財政課参事兼財産管理係長 揚 村 芳 江 健康課参事 三 洋 Ш 口 英 夫 教育長 島 台 教育委員会総務課長 日 高 孝 学校教育課長 佐 藤 祐 司 生涯学習課長 天 達 章 吾 文化課長 春 田 浩 志 保健体育課長 今給黎 田野尻 龍 浪 給食センター所長 武 志 監査委員 幸 監查委員事務局長 義 孝 選管事務局長 兀 元 児 玉 篭 原 均 会計管理者兼会計課長 東中川 徹 行政係長

午前9時29分 開議

○**俵積田義信議長** 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、御承知おき願います。

これから、一般質問を行います。

質問は、1番豊留榮子議員、2番新屋敷幸隆議員、3番原村且元議員、4番米倉輝子議員、5 番牧信利議員、6番立石幸徳議員、7番今門求議員、8番茅野勲議員の順に行います。

豊留榮子議員。

[豊留榮子議員 登壇]

〇12番豊留榮子議員 みなさん、おはようございます。瀬戸の桜公園に、ボランティアの皆さんが植樹されたあじさいが、今、色とりどりに咲き誇っております。公園を訪れる人の心を和らげてくれています。しばし、社会の雑踏を忘れ、あじさいに見入ることでした。

6月2日、鳩山首相が辞任。そして新しく菅直人新首相が指名されました。国民が聞く耳を持たなくなったと言って辞任しました。しかし、聞く耳を持たなくなったのは民主党政権のほうではないでしょうか。それが国民の怒りを呼び、国民の力で退陣に追い込んだのです。でもこれは鳩山首相個人だけの問題ではありません。米軍普天間基地でも、公約をほごにし、民意を踏みつけにして沖縄県内に新基地を建設する日米合意を結んだのは、政権全体、民主党全体の共同責任です。政治と金の問題でも、民主党は何の自浄作用も果たしませんでした。

暮らしの問題でも、後期高齢者医療制度は廃止という公約を破ったばかりか、新しい制度は医療差別と保険料負担増の制度、65歳まで拡大するものです。

また、労働者派遣法改定案は抜け穴だらけで、大企業の労働者使い捨てを黙認するもので、いずれも政権上げて進めてきたことです。その責任への反省がないまま、表紙だけ取りかえても国民の信頼は得られません。菅首相も普天間問題で日米合意が基本。引き継ぐのが責任と、繰り返しています。今は平和の問題でも、暮らしの問題でもアメリカや財界言いなりの政治でいいのかが大問題として問われています。間近に迫った参議院選挙で国民の怒りがはじけることでしょう。私は、日本共産党議員団の一員として、住民の福祉と暮らしを守る立場から一般質問をしてまいります。

まず、不妊治療についてですが、不妊は女性だけの問題にされがちですが、要因としては男女 半々だと言われています。欧米や日本で不妊率がふえている背景には、環境ホルモンや公害、ス トレス、食生活や働き方など環境や社会の変化、そして結婚や妊娠、出産年齢の上昇などが指摘 されているなど、個人責任だけで解決できる問題ではなくなっています。

今、7組に1組が不妊のカップルと言われている中、47万組のカップルが不妊治療を受け、体外受精で年間2万人近い赤ちゃんが生まれるなど、今や不妊治療は特別なものではなくなっています。ところが、健康保険が適用される範囲がごくわずかなために、高額な医療費がかかります。その上に不妊治療は身体的、また精神的負担、そして時間と経済的な負担が重なります。結婚したら子供ができて当たり前という考え方にとらわれる中、自分を不妊と認め、病院に行くまでに最初のハードルがあります。治療を始めても費用が高額になるために、経済的理由から十分な治療を受けることができずに、子供を持つことをあきらめざるを得ない人も少なくないと言います。この少子化傾向にある昨今、不妊治療を社会全体で支える制度へすべきと考えますが、まず市長の見解をお聞かせください。

「神園征市長 登壇]

〇神園征市長 不妊治療につきましては、安心して子供を産み育てることのできる環境づくりを 推進するとともに、不妊に悩む夫婦の精神的、経済的負担の軽減を図るため、不妊治療を受けた 夫婦に不妊治療費助成金を給付する制度が県にあります。 1回の治療につき15万円で、年2回 を限度に通算5年間助成するものであります。 平成21年度の加世田保健所管内では、延べ47件の助成が実施され、うち12件が本市市民であります。今後も国、県に制度の拡充を求めるとともに、健康保険の適用に向け、市長会等を通じて要請してまいりたいと考えております。

- O12番豊留榮子議員 今、市長も言われましたけれども、この不妊治療への公的な支援としてはこの2004年に特定不妊治療費助成制度がスタートしました。これは年々拡充が進んで、現在の助成金は体外受精や顕微授精に1回15万円までを年2回まで5年間。これが5年間で150万円になります。今、市長がおっしゃられましたが、近隣の南さつま市は、1組の夫婦に対して10万円を限度に通算5年間の助成制度があるとお聞きしましたが、あと県内における他市町の状況がいかがなものか、お尋ねします。
- ○今給黎和男健康課長 県内で実施されております不妊治療の助成事業の実施団体でございますが、鹿屋市、出水市、薩摩川内市、曽於市、霧島市、南さつま市、志布志市、長島町、大崎町、錦江町、以上10市町村であります。
- **〇12番豊留榮子議員** もう少し詳しくお尋ねしたいのですが、県の制度が今、そういうふうにあるんですが、市長がその枕崎におかれては12件利用者があられたということなんですが、これはどこまで補助が、県の制度だけの補助だったんでしょうか。市としては、なかったんでしょうか。
- ○今給黎和男健康課長 この12件については、県の助成制度の対象者のことです。
- O12番豊留榮子議員 この今、不妊治療を支えるNPOの代表の方が言われているんですけれども、この不妊治療のほとんどは各種検査を行い、基礎体温表をもとに排卵日を特定するタイミングの指導などステップアップしながら進んでいくそうです。そして国の助成制度の対象となる体外受精や顕微授精は、その最終ステップと言えます。これ以前の段階の人では、助成制度の対象とならないんだそうです。そして一方で、体外受精は3~4回集中的に行うことが少なくないそうです。1回平均30万~50万円かかるので、15万円の補助では15万円~35万円の自費が必要となってくる。そして、実情に即しては年数や回数制限をなくして、150万円を自由にこれは使えるならどんなに助かるでしょうと話しておられます。

この不妊治療を受けるのは、子供を授かりたいという思いと、根気と時間とお金がかかります。 そして高額な医療費を賄うためには、生活費を切り詰めたり、パートやアルバイトも含めて共働 きしないと工面できません。働かないと治療費は払えないけど、治療と仕事が両立できないため に、治療を途中で中断する人も少なくないと言われております。

本市においても、不妊治療の助成をすべきと思いますが、いかがでしょうか。

- ○今給黎和男健康課長 ただいまありましたように、この不妊治療につきましては、私どもも県のほう等に問い合わせ、いろいろ調査しました結果、おっしゃるようにケースバイケースで非常に長期の時間と多額の費用がかかるというようなことはお聞きしております。そういうことでですね、この金額、県の助成事業につきましての15万円というのの150万円限度というのが、いかがなものかということ等は私どもも感じてはいますけれども、市といたしましては現在の財政事情の中でですね、独自の助成事業等は厳しいという状況にありますので、国県に対しまして制度の拡充と、あと先ほども申しましたけれども、健康保険適用の範囲等のですね、拡大等につきまして要請を強めていきたいと考えているところであります。
- **〇12番豊留榮子議員** この不妊に関しては、枕崎の私の知り合いの方も何人か娘さんや息子さんたちが子供ができないということで悩んでおられる親御さんを何人か知っているんですけれども、一人の方は、娘さんが島にお嫁に行かれたと。何年かして、まだ子供が授からないんだけれども不妊治療に出かけたい。だけど島ですから、旅費もかかりますよね、島にいると。枕崎の話じゃないんですが、島からの旅費ですとか、それから仕事をされていると、ほんと仕事を休んで治療に通わなければならないとか、ほんとに実際の実費の治療費以外のその経費もすごくかかる

とか、専門職で働いている方なんかは休みが取りにくいとか、結局、専門職辞めてパートで働かざるを得ないとか。そうすると、結局収入も減ってきますし、治療費は高額な上に出費も大きいということで、先ほども言いましたけれども、治療を断念するしかないとか、最初からあきらめている夫婦もおられるとか、実際の身近な人の声を聞くものですから、これはぜひ、市長も心にとめて拡充を進めていってほしいと思うところです。

次に続いて、子宮頸がんを予防するワクチン接種についてなんですが、これは子宮頸がんを予防するワクチンが日本でも認可されて今、接種が始まりました。この子宮頸がんは、日本の20歳代の女性では今、乳がんを抜いて発生率が一番高いがんで、年間 1 万5,000人が発症して約3,500人が命を落としているといいます。その原因は、HPV(ヒトパピローマウイルス)の感染によるもので、ワクチンで予防できる唯一のがんだと言われています。これは10歳代の女性がワクチンの対象となりまして、3 回の接種で4 万円~6 万円と高額になるために、今、公的な援助が必要とされています。

既に、世界では100カ国以上でこのワクチンが使われ、先進国の約30カ国で公費助成が行われています。日本でも自治体が独自の助成を今、始めているところです。本市においても、女性の命と健康を守るために、子宮頸がん予防ワクチンを無料で接種できるよう、公費で助成ができないか、お尋ねします。

〇今給黎和男健康課長 御指摘のとおり、子宮頸がんにつきましては、他のがんと異なって発症原因はウイルスの感染ということが解明されているものであります。ワクチンの接種と検診をあわせて行えば、ほぼ100%予防が可能になるものと期待されているものであります。

子宮頸がんワクチンにつきましては、平成21年12月から国内販売が開始されておりますが、 予防接種法の適用ワクチンとはなっておりません。本市の場合、接種対象者が約650人程度と見 込まれますので、1回の接種料が1万6,000円程度と高い金額でありますが、半年に3回の接種 を行わなければならないというようなことになります関係上、市で実施いたすことになりますと、 多額の経費負担が見込まれるものであります。本市といたしましても、女性特有の健康管理上、 重要な事案と認識しておりますので、市長会等を通じて定期予防接種に向け要望するとともに、 国の動向などを注意深く見守っていきたいと考えております。

- **〇12番豊留榮子議員** ぜひ、あれなんですけれども、今、日本産婦人科学会ですとか、日本小児科学会でも11歳から14歳の女子にですね、公費負担で接種するように求めています。これは県内において、他市町の子宮頸がんの予防ワクチンの公費助成状況がいかがなものか、お尋ねいたします。
- ○今給黎和男健康課長 現在のところ、子宮頸がんの県内の公費助成状況につきましては、実施しているところはありません。ただし、今後の情勢といたしましては、いろいろ新聞等、報道等、あと聞き合わせ等の関係でありますが、その結果、出水市、長島町さんが12歳から15歳未満の女子に対して、接種料の半額程度の助成の予定をしているというような状況であります。
- **〇12番豊留榮子議員** そのHPVは性交渉で感染するということで、その性行動を始める前の10歳代の女性が今、対象になっています。約7年間の免疫効果があるということです。この女性の命と健康を守るためにも、これ予防ワクチンでがんの発生率を防げるという、こんな画期的な治療法はないと思うんですね。これはぜひ公費助成が今、必要とされていますので、これは新しい、そのがんを予防できるという新しいあれですので、ぜひ市長も心にとめて本市でも公費助成ができるように努力をお願いしたいところであります。要望しておきます。

次に、細菌性髄膜炎を予防する、これもワクチンなんですが、このワクチン接種についてです。 細菌性髄膜炎は、初期は発熱以外に特別な症状がなくて診断も難しく、これは重症になって初め てわかる怖い病気であります。毎年約1,000人もの乳幼児がかかる病気で、死亡率5%、後遺症 20%と言われています。乳幼児へのワクチンを定期的に接種した国々では、細菌性髄膜炎は過 去の病となっております。これはアメリカでは発生率が100分の1に激減したと言われています。これは2008年の6月には、ヒブワクチンの接種を公費負担でという陳情も出ており、議会では全会一致で採択もしております。本市においても、細菌性髄膜炎から子供を守るためにヒブワクチンを無料で接種できるよう公費助成ができないか、お尋ねします。

○今給黎和男健康課長 日本におきましては、ヒブワクチンが平成20年12月に販売開始となりましたが、ワクチンは任意接種となっており、費用負担が大きいことや健康被害が起きた場合の救済策などの問題があるため、接種が進まない状況があります。

ワクチンの供給につきましても、国内生産でなく、全量を外国から輸入している状況にありまして、希望者全員に接種できる体制が整っていないところです。本市の医療機関等におきましても、月3本程度しか入庫がなく、接種希望者は約半年程度接種待ちの状況が続いていると聞いております。本市としましても、細菌性髄膜炎が小児の健康管理の上で重大な感染症と認識しております。定期予防接種となるように、これもことしの4月の県の市長会等の要望の中にもヒブワクチン等の定期接種化についての要望というものを出しておりまして、強く要望を出しているところであります。

○12番豊留榮子議員 これもですが、県内における他市町のヒブワクチンの公費助成状況をお尋ねいたします。

○今給黎和男健康課長 公費の助成状況につきましては、伊佐市、鹿児島市、曽於市、薩摩川内市、いちき串木野市、南さつま市の6市が助成をしております。助成の額につきましては、伊佐市が全額、鹿児島市その他の団体が1回につき3,000円という助成を行っている状況であります。○12番豊留榮子議員 細菌性髄膜炎は、発熱や頭痛、嘔吐、乳幼児の場合は不機嫌になったりとか、症状が進行すると意識障害が起きたりすると言われています。このヒブワクチンはまだ任意接種のために4回接種で約3万円かかるそうです。この子育て世代には大きな負担になっていると言われています。これは公費による定期接種が実現すれば、この恐ろしい細菌性髄膜炎から子供の命を守ることができます。この少子化が今、叫ばれている中、子育てには欠かせないワクチンだと思いますので、これも引き続き本市でも公費助成ができるように検討を重ねていただきたいと思います。

次に、片平山の児童センターの室内の安全についてです。先日の5月26日に、枕崎市の保育園や幼稚園の園長さんと議員とで少子化や子育てについて話し合う機会がありました。その中で、とても厳しい意見も出されました。その1つに、公園の遊具は安全基準から全部外れたものばかりだとか、そういうことを議員は知ってるのか、と厳しい御意見もありました。また、次世代育成支援計画は、毎年会を開いて要望を聞くが、何一つ解決したものがないと。また翌年になって同じことを言って、またそのことが掲載されると。解決したことがないと言われるんですね。

その片平山児童館は、そのときに出された御意見なんですけれども、雨降りだったそうです。 児童館の入り口の床が滑って子供が転びそうになったと言われました。早速、児童館を訪ねました。片平山児童館の玄関のロビーと遊具室の床が雨降りには湿り、滑りやすくて壁もべったりという状態だということでした。ですから、この入り口には、職員の方が雨降りには滑りやすいので注意するようにという張り紙を出すんだそうです。またモップで床の水分をふき取るが、すぐにまたベトついてしまうという。その奥の部屋は卓球台とか置かれておりまして、ちょっとスポーツができるように板張りになっているんですね。通気性がよくなっているので、そういうことはないということでした。子供たちが安全に遊べるように改善できないかというお尋ねなんですが、1つには床の張りかえが必要だと思うんです。2つ目には換気の改善が必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

〇白澤芳輝福祉課長 片平山児童センターは昭和58年4月に設置され、平成14年度に大規模修 繕工事を行っておりますけれども、立地条件などから梅雨時期や雨天時には御指摘のように壁に 結露が生じて床が滑りやすい状態になります。

改善策につきましては、安全性、衛生上の問題、費用などを考慮して今後、関係課で検討した いと思っております。

- O12番豊留榮子議員 改修された時には、そういう状況はなかったんでしょうか。床が滑りやすいとか、もともとはああいう床張りだったのか、壁もああいう壁張りだったんでしょうか。
- ○白澤芳輝福祉課長 片平山児童センターは、南側が、さっき議員がおっしゃいました板張りの遊戯室になっておりまして、そして北側に森を抱えております。ですから、南側から入ってくる風が北側に抜けにくいということで、そこで空気、換気が悪くなると。そういう構造上の問題がございますので、もともとから壁の状態とか、そういう建築時から壁はそういう状態で、壁の張りかえとかは行っておりますけど、そういう構造上の問題で空気が通り抜けにくいということになってますから、その辺については改善策としましては、空気乾燥機とか、そういう部分で対応できるかどうか。あとは玄関の入り口につきましては、滑りどめの工事をしまして改善できないかと。あと床の張りかえにつきましては、カーペットとかそういうものを敷きますと、かえって今度は衛生上の、乳児・乳幼児が遊ぶ施設でございますから衛生上の問題もございますので、そういう面、多々ありますので、関係各課で今後協議していきたいというふうに考えております。
- **〇12番豊留榮子議員** ぜひ、よろしくお願いいたします。あそこの小さい子供さんが使う滑り台ですとか、ちょっとしたテーブルがあったりするんですが、多分あれもう、べとべとになって滑り台ができるような状況ではないと思いますんで、それは至急によろしくお願いしておきます。

次に、枕崎児童館の駐車場についてです。これは旭町にあります枕崎児童館を利用する親子のために駐車場の拡大ができないものかということです。現在の駐車場は狭くて、雨降りのときなど遠くに車をとめると傘を差して乳幼児を抱えて児童館まで歩いてくるのは大変だといわれます。これがいつでも気軽に親子が児童館を利用できるよう、駐車場の確保が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

- ○白澤芳輝福祉課長 枕崎児童館につきましては、昭和44年4月に現在地に設置されておりますけれども、付近につきましては住宅密集地でございます。新たに駐車場用地を確保するのは難しい状況にあると考えております。
- **〇12番豊留榮子議員** ですね、町の中で駐車場の確保というのは、大変困難なことかと思われます。そこに駐車場さえあればいつでも親子が利用できて、みんなが触れ合うことができます。これ雨降りだとちゅうちょしてしまうお母さん、駐車場が近くにないから家にこもったりとかということも出てくると思うんですね。例えばその、すぐ目の前に公園があるんですけれども、この一角を駐車場にすることはできないものかどうか、その辺のところをお尋ねいたします。
- **○松野下祥一建設課長** 台場公園の西側の駐車場につきましては、現在36台の駐車スペースがあります。現在、公園利用者からの駐車場不足の要望もありませんので、公園としての駐車場は現在の駐車スペースで機能は果たしていると思っております。
- O12番豊留榮子議員 そうですね、公園としての駐車場は支障ないんだと思うんです。それが目の前に公園があるんですよね。その一角をちょっと取り崩していただいて児童館のために、ちょっと2~3台とめられる駐車場をつくるということはできないかどうか。難しいことなんでしょうか、そこをお尋ねいたします。
- ○松野下祥一建設課長 台場公園は都市公園でありますので、枕崎児童館のための駐車場として 目的外施設の建設はできないと思っております。
- **〇12番豊留榮子議員** どういう決まりがあってできないのかはわからないんですけれども、例えばその児童館の周りに何か空き地があるとか、廃墟になった家が放置されたままあるとか、そういうところを市が買い取って駐車場にするとか、そういう考えはないでしょうか。
- **〇白澤芳輝福祉課長** 今の御提案ですけれども、そのためには多額の費用がかかるということに

なります。その子育て支援のためにどのように、結局一般財源からお金を……、雨降りの時のためにそういう駐車場スペースを確保するのが果たしてどうなのかという問題もありますし、そんだけその駐車スペースを確保するだけの財源があればまだほかの子育て支援策ができるのではないかと、いろんなことを検討しないといけないと思いますので、現在は即答できません。

○12番豊留榮子議員 その旭町の児童館、なかなか利用者が多いようです。子供の声がよくにぎわったり、また近所のお年寄りの方がそこで利用したりとか、いろいろ活用されているようなんですが、この駐車場というのは本当にみんなどこも頭が痛いことなんですが、利用される方はおっしゃるんですよね、児童館の前に公園があると。その公園をちょっと削ってもらって駐車場にしてくれたらもっと多くの人が利用できるのにねとか。例えば町の中の空いている土地をとか、いろいろ声が上がるものですから。これはその利用者が、例えば元気のあるお母さんたちは、多分雨が降っても遠くに車をとめて子供さんを連れていくと思うんです。ちょっとこもったお母さんとなると、雨が降ったらちょっとやめておこうというふうになる方が多いんですね。そういう方の声をよく耳にします。本来ならそういう方たちが気軽に利用できる、そういう設備づくり、施設づくりというのは本当に重要なことだと思うんですね。元気な方はどこへでも飛んでいきます。そういうちょっと弱い方たちのために施設をきちんと整える、駐車場を整えるというのは今から必要なことだと思うんですね。

例えばこの児童館をどこかよそに持っていこう。どこか大きな敷地に移そうとか、そういう計画もあるんでしょうか。

- **〇白澤芳輝福祉課長** 現在のところ、そのような計画はございません。
- O12番豊留榮子議員 それではぜひ駐車場の件は、頭においていただいて市長もよく御検討ください。

次に、お魚センター横の公園側の道路のくぼみについて、お尋ねいたします。これ、お魚センター横の道です。隣が公園になっています。海から約3メートルほど手前に、幅約1メートル、深いところで12センチほどのくぼみができています。雨が降るとくぼみが見えずに危険な状態であります。早急な手当が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○南田敏朗水産商工課長 御指摘の場所につきましては、漁港の環境施設の入り口部分ということになっておりまして、以前も陥没したことがございまして、補修を行ったところでございますけれども、抜本的な補修工事ができていないために、また陥没をしたところでございます。

当該付近から、お魚センターの水深4.5メートルの岸壁のエプロン部分とアスファルト舗装部分、野積場と言いますけれども、境界部分は陥没しているところが非常に多いために、かねてから少しずつ補修をしているところでございます。それで当該場所につきましては、5月31日に水産商工課で応急処理を行いまして、表面のアスファルトの舗装につきましては、南薩地域振興局の担当者と協議をいたしまして、7月中に補修を行いたいという回答を得たところでございます。

〇12番豊留榮子議員 早速ありがとうございます。私がたまたま調査に行きましたときに、子供さんが自転車でシューッとあの辺を走り回ったりしていたもんですから、これは本当に危険だと思ったもんですから。7月にはきちんとなるということで、ありがとうございます。

以上で、私の質問を終わります。

○俵積田義信議長 ここで 10 分間、休憩いたします。

午前10時6分 休憩 午前10時16分 再開

○俵積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、新屋敷幸隆議員。

[新屋敷幸隆議員 登壇]

O16番新屋敷幸隆議員 皆さん、こんにちは。

つい先日、枕崎市において2年に1度の自治消防団による操法大会があり、各地区の消防団、 消防員が数カ月に及ぶ訓練のもとに、緊張した操法を競い合いました。また、昨日は別府におき まして市の防災訓練があり、各地区の自主防災組織、一般市民、女性によるボランティア組織、 行政、議会、消防、自治消防団が一丸となり、真剣に訓練をいたしました。台風シーズンを前に し、我がふるさと枕崎市は官民一体となって、みんなで、みんなの命、財産を守っていかなけれ ばならないと強く思ったところでございました。

さて、通告どおり質問に入りたいと思います。

国、県、市、行政、議会が以前より少子化対策に取り組んできましたが、ますます少子化は進行しているようでございます。その少子化により、小中学校の児童・生徒数がどんどん減少し、進み、このままいくと今の児童・生徒数が平成30年には半減してしまうというデータが出ております。それにより、学校は小規模化し、さまざまな教育活動に支障を来し、学校運営にも今後、深刻な問題を抱えることが懸念されます。これまで、学校の統廃合、いわゆる再編についてはタブー視され、あまり大々的に語られることのない聖域でありました。しかし、隣の南さつま市におきましては、平成20年より新しい学校づくり検討委員会が設置され、旧坊津町の小中学校の再編、津貫中と加世田中との統合、また、幼稚園、保育所の幼保一元化が検討され協議されてきました。現在、坊津、泊、久志、清原、栗野という5つの小学校が統合され、南さつま市坊津学園小学校となり、坊津、久志中学校が統合され、南さつま市坊津学園中学校となっております。ゆくゆくは、この2つの学園が小中一貫校としてまとまり、高太郎公園に新しい学校が開設されるとのことであります。また、津貫中と加世田中も既に統合されております。南さつま市はこの再編について約2年の間に、検討委員会を設置し、学校の望ましい規模、適正配置や教育の姿はどうあるべきかアンケートをとり、PTA・地域の人たち・関係者と協議を重ね、子供たちにとって理想的な教育環境を整備、提供するということを市に要望しました。

ここで本市の学校の将来を考えるとき、児童・生徒数があと 7、8年もすれば半減するという 現実が目の前にあり、学校再編ということは避けては通れない。そのためにも、今から十分な検 討を重ねていく必要が生じてきたのではないでしょうか。それぞれの学校には、歴史・伝統があ り、学校がなくなれば地域がさびるのではないかという心配や、地域住民や卒業生にとっての心 のよりどころをなくすといったさまざまなつらいものがあります。学校に寄せる保護者や地域住 民の熱い思いがあります。しかし、学校現場、教育現場においては、またさまざまな問題が生じ てくるのではないかと思います。小規模の学校では、クラス替えができない。この裏返しを言い ますと、クラス替えができればたくさんの友達ができ、子供たちに切磋琢磨が生じ、お互い成長 することができるってことになります。

また、中学校では、免許教科外教科担任という問題があり、このことの裏返しは教科専門の教師による専門の授業を受けられるということにつながります。生徒にとって、もっとよい教育環境になるということであります。近い将来、本市の学校運営に教育環境に支障を来たすことが十分に想定できます。将来を担う子供たちのために、新しい時代にふさわしい生きる力を備え、心豊な子供たちを育成するために、市として学校の再編、小中校の一貫教育ということについてどういう考えをお持ちかお尋ねします。

まず、本市の小中学校の児童・生徒数の数、それを過去または平成30年ぐらいまでの推移を 学校教育課の方にお尋ねいたします。後、市長にお考えを求めたいと思います。よろしくお願い します。

[神園征市長 登壇]

〇神園征市長 議員御指摘の問題につきましては、非常に大事な問題でありまして、今後の重要な検討課題であろうかと思います。議員がおっしゃったようにですね、学校の役割にはさまざま

なものがあろうかと思います。当然、教育的な見地はもちろんでございますが、そして、地域力 の核となっている現状とかですね、いろいろあろうかと思います。

先だって九州市長会がございまして、小中一貫教育の分科会に私、出席をしたんですが、その中で、そこに出席した各市長さん方がですね、私としてはちょっとびっくりしたんですけれども、小中一貫教育何も悪いところはないんだと、いいことだらけだというふうな発言がございまして、うんうんとうなずく市長さんが多かったんですが、はて、すべてがよくて欠点のないということがこの世の中にあるもんだろうかと、私は半分疑問を持ちながら聞いておりました。ところがですね、既に小中一貫教育に取り組んだある市の市長がですね、いいことばっかりじゃないんだと、小学校、中学校統合して、数を少なくしたところが交付金をうんと減らされたというような話がありまして、それはほかの市長さん方もあまり御存じなかったようであります。ですから、適正な規模というのが一体どの程度なのか、慎重に検討する必要があろうかと思います。多くすればすべていいのかというと、そうも考えられないし、というのは、ヘレンケラーとサリバン先生の話もあります。1対1の教育でああいう、言わば奇跡の人が生まれたわけであります。かと言って、1対1の教育がすべてに可能なわけではない。そういういろんなことを考えながらですね、今後、慎重に検討していかなければならないと思っておりまして、幅広く皆さん方の御意見、あるいはそういった専門家の御意見、そういったものを承ってまいりたいと考えております。

○日高孝学校教育課長 本市の児童・生徒の推移についてでございますが、今から10年前、平成12年の小学生数は1,623名でございました。この10年間で431名減少しており、本年度は1,192名でございます。また、中学校は993名から370名減少して623名でございます。これからの推移の見込みでございますが、今のゼロ歳児が入学します5年後は小学校1,024名、168名の減、中学校587名、36名の減でございます。これはあくまでも市民課の統計をもとにした予定数でありまして、今後の状況によっては変わってくるものと考えますが、減少傾向は続いている状況でございます。以上でございます。

○16番新屋敷幸隆議員 今、市長から答弁をいただいてですね、とにかく、ただいま交付金が減るんだということでですね、そういう話がありましたけれど、確かにですね私、今回この質問をするに当たり、いろんな調査に行ったわけですけど、とにかく南さつま市の教育委員会と話をしてきてですね、学校が減って大きくなって、それだけに市の財政が潤うかというと、いや、違うってことですよね。しかし、一番大事な教育を言うのにですね、また金のことを言うのも僭越だと思って私も言わなかったんですけど、いわゆる教育のためですから、とにかくそして今、発表がありました子供たちはどんどん、どんどん減少していくわけですから、今のうちにですね、ま、鉄は熱いうちに打てって言いますけど、これはですね、今、市長もおっしゃったとおり、地域には大変な思いがあります。学校側の立場もあります。そういうことで、南さつま市が2年間かけてですね、こつこつ、こつこつと住民と対応し、またはPTAと会合を重ねてですね、大変困難な道を乗り越えてそういった、今、述べました坊津町にですね、そういう学校ができたと聞いております。何度も繰り返しますけど、児童はどんどん、どんどん、やっぱり減少していくわけですから当然、我々の枕崎市もやがては近い将来、そういう日が来るんだろうなと思っております。そのことを我々も重々に考えながら行動していきたいと思っておりますので、またひとつ行政側のほうもよろしくお願いいたしたいと思います。

次に、特別支援教育ということで質問します。現在、特別支援教育の場として、小学校から高校まで県内に特別支援学校が15校あり、生きる力をはぐくむための児童・生徒一人一人の発達段階や教育的ニーズを踏まえ、個に応じた教育が行われております。また、市内の小中学校には、特別支援学級が設置されており、学校、教師、児童・生徒の温かい支援のもとに元気に通学しております。しかし、就学前、つまり小学校に上がる前の障害を持った子供たちはどうしているのかというと、市内の各保育園、幼稚園に通いながら専門的な教育を受けるために、市外の支援を

する教育施設に個々に通っているのが現状でございます。この教育施設は、枕崎市にはない。市内にはなく、隣の南さつま市、南九州市にあります。枕崎から子供たちは保護者とともに通っております。今、この保護者から声が挙がっているのが、先にも述べましたが、小学校から高校生まで南さつま市の南薩養護学校でバス通学しているわけですが、未就児の場合、市内に受け入れる場はありません。このことは、保護者にとって大変なことで、送り迎えもさることながら、1日じゅうその場に付き添っていなければならないという厳しい現実があります。保護者にとって、子供たちにとって枕崎市内に設置をという切実なものがあります。南さつま市、南九州市は民間でやっています。ぜひ、行政がリードし、官民一体となった共同共生で実現はできないでしょうか、お尋ねします。

〇日高孝学校教育課長 現在、市の特別支援学級は、小学校知的障害児学級2学級に4名、肢体不自由児学級1学級に1人の計5名が通学しております。また、中学校では知的障害児学級3学級に6名、肢体不自由児学級1学級に1名の計7名が通学しており、小中学校合計12名が在籍しております。このほか、枕崎市から南薩養護学校に通学している児童・生徒は小学部に4人、中学部に9人、高等部に6人の合計19人で、訪問教育に1人が在籍しております。未就学につきましては、先ほど議員から御指摘がございましたように、市外の民間の療育施設等に通所・通園をしている未就学児がおりますが、現在のところ市独自の公的な養護学校等の設立は難しい状況にあると考えております。以上でございます。

〇16番新屋敷幸隆議員 難しいと言われますが、現在、隣の南九州市と南さつま市に1カ所ずつあるわけですよね。いわゆる市に1つってことは、必要性があったからそういう設置ができたわけで、枕崎市もですね、行政、我々がちゃんと働きかければですね、もちろん民間にですよね、働きかければですね、そういう私は可能性があるんじゃないのかなと思ってるんですが、その辺を当局にお尋ねしたいと思います。

○白澤芳輝福祉課長 現在、児童デイサービスということで、お隣の南九州市、南さつま市、そして指宿市に現在、通園されている方が14名ほどいらっしゃるわけで、そういう方について市内にそのような小規模の通園事業を取り込めないかということだと思うんですけども、やはり社会福祉法人なり、そういう障害に関する社会福祉法人の方からそういう事業を、親の方としたらやはり、枕崎に在住してて、枕崎でそういうふうな事業所があればというのはよく理解できる話でございますので、そういう施設につきましては、やはり、市で単独でそういう事業所を設けることというのはちょっと不可能かと思いますので、要望があればそのような方向でも取り組めるのではないかと。また現在、枕崎の障害に関する施設というのは2カ所でございますので、そういうところともまた、話はしてみたいと考えております。

O16番新屋敷幸隆議員 今、市内のですね幼稚園、保育園さんが何名かずつ割り振って、受け入れているわけですけど、やっぱりですね、障害を持つ子供たちの軽度、重度によってですね、大変難しいところがあると聞いております。そのためにもですね、ぜひ、枕崎市にってことでですね声が挙がってるわけですけど、今、そういう要望もあるわけですから、今、課長がおっしゃったとおりですね、ぜひ、行政がリーダー役となってですね、その現実に向けてですね、早速、きょうからですね、行動を私はしてもらえればありがたいなと思っております。よろしいでしょうか。

次の質問に移ります。国においては、次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成 15年7月に次世代育成支援対策推進法が制定されました。我が市も枕崎市人材育成支援対策地 域行動計画を策定し、全庁的な体制のもとに行動計画策定を進めてまいりましたが、その中で子 育て支援、教育環境、生活環境の整備、あるいは障害のある子供たちへの支援策、こういったこ とに今までどういう対策をとったのか、また、その成果をお尋ねいたします。

○白澤芳輝福祉課長 ただいま議員御指摘のとおり、平成15年7月に次世代育成支援対策推進

法が施行されまして、市町村による行動計画の策定が義務づけられたところでございます。本市では、平成17年3月に計画を策定しておりまして、その内容としましては1つに未来を担う子供たちが明るく、健やかに成長できるような環境づくり、2つ目に子供を持ちたいと希望する人が安心して子供を産み育てることができる社会づくり、3つ目に子供を育てている人が子育てに伴う喜びを実感できるような環境づくりという3項目を基本理念としまして、11項目の基本的施策を福祉部門・保健部門・教育部門・経済部門・建設部門など総合的に体系化し、実行しているところでございます。各部門ごとに述べますと膨大な時間になりますので、本市独自の施策を申しますと、平成17年4月に地域子育て支援センターを開設しまして、子育て支援のネットワーク化を図ったところであります。また、子育て費用への支援策としましては、保育料の軽減や幼稚園就園費の助成、医療費助成の無料化の拡大などを行ってきたのが主なものでございます。なお、計画の推進に当たりましては、次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会を設置しまして、関係課の推進状況の報告と課題の掘り起こしを行うとともに、社会福祉、教育、母子保健関係で構成する協議会で提言をいただいているところでございます。

○16番新屋敷幸隆議員 この一般質問をするに当たりですね、また隣の南さつま市に出向いてですね、この話をしました。感心するのはですね、こういった南さつま市は今年度、次世代育成支援行動計画並びに後期計画というのを出しているわけですよね。その中を見るとですね、南さつま市がとった対策についてですね、評価もしているわけですよね。だから、せっかくそれだけ取り組んできたわけですから、ある程度市民にもこういうことをやりましたってことをですね、私は周知させたほうがいいんじゃないかなと思っていますので、ひとつその辺もよろしくお願いいたします。

それと関連いたしまして、今般、児童福祉法の一部を改正する法律が公布され、次世代育成支援推進法の一部が改正されたことをかんがみ、これからの後期計画の計画をどのように策定するのかお尋ねします。

〇白澤芳輝福祉課長 後期計画につきましては、本年3月に既に策定済みでございまして、前期 計画の反省点を踏まえまして、主な改善としましてはアンケートの結果によるニーズ調査で病時、 病後時保育対策をとってほしいということもございましたので、そういうような御意見を踏まえ て、新たに計画の中に盛り込んでいるところでございます。

〇16番新屋敷幸隆議員 こう言うと悪いんですが、口で言うのは安しってことでですね、実際、行動をするのはですね、大変な努力がいると思います。そういうことで、この後期計画を私どもは目を見張って期待しておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

次に、給食センターについてお尋ねします。給食センター建築は、今、どのような状況下にあるのかお尋ねします。

○今給黎龍浪給食センター所長 学校給食センターの建設につきましては、前年度に実施設計を終え、ことし2月国へ、平成22年度安全・安心な学校づくり交付金にかかわる事業計画書を提出したところであります。3月議会でも報告をいたしましたが、政府の行政刷新会議の事業仕分けにおいて、公立学校施設整備の予算については、学校耐震化に特化すべきとの結果を踏まえ、耐震化事業を優先的に実施することとなっているところでございます。そういうことから、新規の学校給食施設への予算確保が厳しくなっているところです。このような状況を踏まえまして、4月12日、県教育庁学校施設課へ出向き、現況写真をもとに事業の必要性、保健所の勧告を受けていることなどを説明し、食器等も持参しまして事業採択のお願いをしたところであります。その後も、国会議員等へ事業の要望活動も行っております。本市学校給食センターにつきましては、今年度中に事業着手できるよう、県当局と密接な連携をとるなど最善を尽くしてまいりたいと思っております。

O16番新屋敷幸隆議員 この建築が延びると私が心配しているのは、今、ただでさえ今、既存

の給食センターは老朽化してですね、安全、衛生面を考えると大丈夫かなと思っているところで ございます。今、使っている調理用の水なんかは大丈夫な水なんでしょうか。

○今給黎龍浪給食センター所長 建設当時の本管等は、もう既に更新をされております。そして、毎日ですね、捨て水をしまして、塩素濃度の基準に達しているものを使用しておりますので、問題はないと思っております。そしてまた、すべて末端まで更新されておりませんので、十分目視なり十分配慮しながら、安全面に留意して作業を進めておりますが、なるべく早く建設をしないとですね、非常に担当者も油断ができないという状況にはあります。

〇16番新屋敷幸隆議員 その調理用の水なんです、聞いたところによりますと、私もびっくり したんですけど、米を炊く水が現場のが使えないから、市販のお店でペットボトルに入った水で 御飯を炊いているってことで、それは事実ですかね。

○今給黎龍浪給食センター所長 一応、調理員のほうが目視をしたときに黒い物質が出たのは事実でございまして、その後、水道課のほうも分析をしたりですねして、一応その結果はカビ類の一種で、ま、ノリとかですね、入水層なんかによく出るわけですけども、そういったたぐいのもので人体には害がないということですが、やはり、フィルター等もつけながらですね、対応してはおります。そして、分析結果でも水道水としてですね、基準はクリアしているということで聞いております。末端までですね、やはり配管を早く新築しない限りですね、やっぱりそういう面がありますので、十分注意をして今後も進めてまいりたいと思っております。

O16番新屋敷幸隆議員 だから、学校給食のですね、水をば市販の店から買って、それを使っているとかはですね、ま、私は一般市民が聞けばびっくりするような話ですよね。子供がやっぱり、そういう安全、衛生面を考えればですね、いや、だれが悪いってわけじゃないんですけど、あまりにも今回の給食センターはですね、新築で見直しているわけですが、そのためにも、あまりにも老朽化し過ぎてですね、私は人様、建築の分野でも仕事やっていますけど、十分理解できるわけですね。おそらく建物もだけど、おそらく配水管がですね中のほうで私は腐食しているんじゃないのかなと思っています。だから、そういうことで、やっぱり窮状をですね、やっぱり国やら県にですね、私は強くそういう現状を話をしてですね、私は訴えるべきだと思っております。お願いします。

それで、もう1つですね、給食センターで心配なのはですね、建築が後延ばしになったらですね、やがては物価のスライドがあり、また、建築基準法がどんどん変わっていくもんですから、建材の単価がスライドすれば当初組んだ予算はですね、もう1度練り直しになるんじゃないのかなと思っております。また、既に設計はすべて完了しているんですけど、やっぱりそういう建築基準法の改正があり、また、設計の私は見直しにつながるんじゃないかなと非常に心配しているところでございますが、その辺はどうでしょうか。

○今給黎龍浪給食センター所長 議員がお答えのようにですね、写真等も細かく撮り、食器等も 見本を持っていったりしながらですね、実情を訴えております。設計が終わっておりますので、 遅れますと、また単価の見直しとか出てまいりますので、そういうことがないように今、最善を 尽くして要望を進めておるところでございます。

○神園征市長 先ほど、ポリタンクで水を買ってきて云々という話は私も今、初めて知りまして、驚いております。実は、先だって別件で東京出張の要請がありましたので、これは市からではなくてほかの団体からですが、東京に行きました折に国会議員のところを3カ所ほど回りまして、学校給食センターにつきましてはお願いをしてまいりました。これ平成9年に改善勧告を受けて、今になってやっとという機運が起こっているわけですから、何とか1日も早くと思っておりまして、そのときに学校耐震化という、耐震化というのは結局、子供たちの安全ということですよね、建物が危なくないのかと。そういうことがありましたので、平成9年に改善勧告を受けて、言わば子供たちの命にかかわる施設なんですということは申し上げてまいりました。その後、その国

会議員の方からも、動いてくださっている様子が知らされております。今後、なお努力を続けて まいりたいと思います。

〇16番新屋敷幸隆議員 そういうことでですね、今どきですね、鉄骨造にスレート葺のですね、やっぱ給食センターがあり得るってことが、とても不思議ですよね。それと、それに伴って、さっきも言ったとおりに給排水の管は引かれたわけですから、もう、いかに全国的にも珍しい、私は給食センターじゃないのかなと思っています。今、市長がおっしゃいましたが、地元選出の国会議員の皆さんにですね、ぜひ、私はこっちのほうの現状を理解していただいてですね、ぜひ、近いうちに建設に向けて私は出発をできないかなと思っています。そういうことで、我々行政も議員もですね、一丸となって、それに向けて邁進しようではないかと思っております。よろしくお願いします。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○今給黎龍浪給食センター所長 市販の水を買ったという事例についてはですね、5月11日の日にちょうど私も委託職員の試験に立ち会っておりまして、現場からですね、連絡を受けまして、黒い異物がちょっとまじったので、どうしましょうかということでしたので、分析結果が出たり、そういう結果を待つまでですね、念のために市販の飲料水を買って使いなさいちいうことで、2日ほど使ったところでございます。

○16番新屋敷幸隆議員 いや、だから、使ったってことで私は責めているわけじゃないわけですね。むしろ、子供の安全に気を使ってそういうことをしたんだなってことでですね、いい措置だったと思いますよね。しかし、何か妙でですね、何か学校給食センターが市のスーパーにですね水を買いに行って、御飯をそれで炊くってことがですね、どう考えてもですね、何かこう腑に落ちないって言うんですかね、その辺があるもんですから、そんな責めてるわけではないんですけど、今後ともですね、そういうものがあればですね、ぜひ、我々にも報告をお願いしたいなと思っておりますので、これは絶対責めているわけではありません。むしろいいことをしたんじゃないんでしょうかね。終わります。

○俵積田義信議長 ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前10時50分 休憩 午後1時9分 再開

〇俵積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、原村且元議員。

[原村且元議員 登壇]

〇7番原村且元議員 午後からの一番ということで、早速、一般質問に入らせていただきます。 枕崎駅に関することなので、皆さん関心もあると思いますので、聞いてください。

枕崎市は、世界でもまれに見る風水に恵まれた地にあります。すなわち、三方を山に囲まれ、南が海という中国の思想でいえば、まさしく理想的な最高の地形の所にあります。しかも、枕崎の火之神や中原、さらには耳取峠あたりから見る開聞岳の美しさはこの世のものかと疑うほど、実にすばらしいものです。観光的にも遣唐使船の坊津や鑑真の到着地の秋目、さらには天孫ニニギノ命の上陸地、到着地の笠沙の黒瀬、神渡りと枕崎市以西にも観光地たる名勝地は多いです。そんな枕崎市のことについて、旅行の本やインターネットで知り、情報をかき集め整理して、せっかく蓄えたお金の一部を使って、遠路はるばる枕崎市にやって来る、枕崎駅にやって来る。県外の人々はもちろん、県内の人々にとっても、枕崎は遠い所と思われるところで、一生に一度は行ってみたいという所で、まさしく日本の最南西端にあります。ところが、この枕崎の表玄関たる枕崎駅に降り立つと、駅舎はなく、路地裏みたいな狭い小道がひっそりと出迎えています。その町の第一印象、その土地の顔ともいうべき駅がこれでは、そこに住む人々の特に行政に携わる人たちの努力、熱意、レベルというものを疑われ兼ねないです。外国の駅などは、その町の市庁

舎や美術館、博物館などにも引けをとらないぐらい立派なものです。日本でも、そういう立派な 駅はたくさんあります。ところが、始発駅にして終着駅のターミナル駅で駅舎のない枕崎駅は、 何度もマスコミで取り上げられています。

来年23年春、いよいよ新幹線が東京、大阪と結ばれます。東京というより、それ以北の仙台、青森まで結ばれ、多くの観光客がやって来ることになります。市の財政にとっても、重要な観光収入は、観光客に素通りされず、食事を取ったり、宿泊したり、土産物を買ってもらったりということで成り立ちます。すばらしい風景、立地環境、ロケーションのほか、プラスアルファが必要なことは言うまでもありません。そのプラスアルファの最も大事な1つである枕崎駅とその周辺地区の行政計画などについて、お尋ねしていきたいと思います。

まず始めに、駅前観光案内所の利用状況とJRの対応についてですが、まず、昨年12月から 先月5月までの観光案内所の利用状況などについて、お尋ねします。

[神園征市長 登壇]

〇神園征市長 枕崎駅前観光案内所は平成21年12月26日に開館して以来、枕崎市を訪れる観光客の枕崎の玄関として観光や交通、食事、宿泊等の案内を行っております。特に、観光スポットや交通手段、道案内が多く、かつお料理やかつおラーメンなど、お食事場所や料理内容に関する問い合わせが多くなっております。また、JRやバスを利用する方々が待合所として活用しており、大変喜ばれております。なお、昨年12月26日からことしの5月末までの観光案内所の利用者数は、合計で8,593人であります。そのうち、県外から来られた方が3,098人、外国人が39人です。残りの5,456人は、県内の利用者となっております。

案内した内容は、観光案内405件、宿泊案内108件、料理案内267件、交通案内479件、パンフレット2,072件、時刻表757件などとなっております。

〇7番原村且元議員 できれば、月別のものもほしかったんですけど、今後は月別とかそういう 統計を取るとか、参考のためにも月別のやっていただきたいと思います。

次に、同観光案内所を訪れた観光客、利用客へのアンケート調査などは実施しているのか否か、 また、しているとしたらその内容について、観光客などの要望や苦情などについても合わせてお 尋ねします。

○南田敏朗水産商工課長 観光案内所を利用するお客様へのアンケート調査につきましては、今のところ実施はいたしておりません。お客様が自由に記入できる記帳用のノートを置いて、思いつくままのいろいろな御意見が書けるようにはしているところでございます。

また、観光案内所の職員が観光客と思われる方には出身地や目的地、困ったことがないかなどを聞いたりして、観光案内所への要望や苦情等についても把握するように努めているところでございます。観光案内所につきましては、以上のようなことでございますので、アンケート調査については、また今後様子を見ながら、検討してまいりたいと思います。

それと、先ほどございました月ごとの統計につきましては、私どもは把握して統計はございま すので、また機会がありましたら、御連絡したいと思います。以上です。

- **〇7番原村且元議員** その記帳の内容とか、アンケート調査をやっていないということですけど も、その要望とか苦情とか、枕崎駅に関するそういうものは何か目立ったのは把握していないん ですか。
- **○南田敏朗水産商工課長** 駅舎に関する設置要望が13件ございます。それから、コインロッカーがほしいというのが11件、それから施設全般に関することが3件、それから売店に関することが11件とか、そういうことでございます。
- **○7番原村且元議員** 私も関西、京都、奈良行くんですけど、京都駅の所にはロッカーが壁にたくさんあるんですけど、奈良駅にはほとんどないということで、このコインロッカーは設置する 予定とかはないんですか。

○南田敏朗水産商工課長 このような要望がございましたので、検討はしておりますが、今のところはまだ、いつ設置するとかいうのは決まっておりません。

○7番原村且元議員 旅行する人にとってはですね、荷物を置いて身軽に旅行するというのは非常に大変なことですので、できるだけ、昔は枕崎駅にはコインロッカーはあったみたいですけども、できるだけ旅行者じゃないですけど、思えば重い荷物を持ってですね、あちこち見るわけにはいきませんので、ぜひ早急に設置するようにお願いしたいと思います。これ、要望にかえます。次に、現在の駅の近くには4階建ての地元業者によるビジネスホテルの建設が行われていて、鹿児島中央駅周辺でも県内外のホテル建設が相次いでいるわけですけども、枕崎駅周辺へのですね、企業進出、動向調査、特に市外県外企業などのそういう進出は見られないのかどうか、調査しているのかどうかもお尋ねします。

〇山口英雄企画調整課長 まず、企業誘致という観点で申し上げますけれども、企業誘致につきましては地元におけます雇用機会の確保、創出という観点から、これまで臨空工業団地及び仁田浦工業適地への誘致ということで、こういったものを中心に進めてまいりました。御承知のとおり、昨年11月に1社、本市のほうに新たに立地協定を締結することに至りましたけれども、都市圏から遠く離れた本市の地理的条件あるいは昨今の長引く景気低迷等を考えますと、相対的にはまだ企業進出というのは厳しい状況にあるというふうに言えると思います。

なお、来年3月の九州新幹線の全線開業に伴いまして、当然のことながら都市圏から本市への流入人口の増加が見込まれるところではありますけれども、ビジネス面におきましては逆にそういったアクセスがよくなるということで、逆に事業所をですね、都市圏のほうに統合するといった傾向もあるというふうに言われております。また今、ビジネスホテルの関係が出ましたけれども、ビジネスホテルの建設とそういった事業所の統合というのは相反関係と申しますか、そういったふうにあるとも言われておりまして、そういったことで今後の企業の動向というのには、こちらのほうも注目していかなければいけないというふうには考えております。なお、企業の駅前への企業の進出動向の把握ということでございますけれども、企業の進出動向の把握につきましては、現実としましては立地を計画しております企業等の事前調査あるいは関係法に基づく諸届出書が提出された時点でしか、把握できないという状況にございます。もし、アンケートといったものをやるとなりますと、どういった業種を対象にするのか、またどういった地方の範囲の企業を対象にするのかといったものもございまして、なかなか絞り込むというのが難しい面もございまして、現実としてはやっておりません。

○7番原村且元議員 次に、以前テレビなどで報じられました新幹線全線開通に伴う指宿枕崎線への特急列車計画の進行状況について、本市としてどのように把握しているのか、お尋ねします。 ○山口英雄企画調整課長 来年3月の九州新幹線全線開業に伴う本市を始め、南薩地域への流入人口増を図るという観点から、これまで指宿枕崎線輸送強化促進期成会あるいは県の鉄道整備促進協議会といったものを通じまして、これまで再三にわたりまして指宿枕崎線への特急列車の運行について、JR側に対し要望を続けてまいりました。現在、JRといたしましては、全線開業に合わせまして、指宿枕崎線に観光特急列車を導入するという計画で検討を重ねているということでございますけれども、施設設備の状況等から、現在のところでは指宿駅あたりまでの運行を想定しているということでございます。しかしながら、本市にとりましては、九州新幹線の全線開業に伴う最大限の効果を発揮するためには、JRを初めといたしまして、交通体系の整備充実は不可欠だというふうに考えておりますので、今後とも関係団体と連携を図りながら、枕崎駅までの特急列車の運行を含め、全線開業効果を最大限発揮させるダイヤの設定といったもの、そういった利便性の高い運行形態の実現について、引き続き要望をしていきたいというふうに考えております。

○7番原村且元議員 全線開通に伴って、観光特急列車は指宿枕崎線へ導入するということは進

んでいると。それが指宿までで、指宿以西は来ないと。今のダイヤもそうですけど、山川とか指宿から以西に関してはですね、ダイヤが非常に鹿児島中央から枕崎までは利用できないようなふうにしとって、利用客が少ないからというのを口実に、こう言っちゃ何ですけど、冷遇しようと。本市として、例えば薩摩塩屋駅に広いスペースがあって、離合基地として使えるとかですね、あと軌道が軟弱だったら台風なんかの後にすぐ出て行って、すぐ修理をしますけど、そういうふうにしてJRが言っているそういう指宿駅にしても駅前の商店街というのはもうガラガラでですね、砂むしの所とか駅とかホテルに観光客がいるぐらいで、もう駅前は葬儀場があったりして、商店街はシャッター通りで昼間もほとんど人がいないという状態でですね、むしろ枕崎駅まで持ってきたほうが市も活性するとか、そういう本市からJR側にいろんな提案とか、そういうのをしているのかどうかをお尋ねします。

〇山口英雄企画調整課長 先ほども答弁申し上げましたけれども、JRのほうとは毎年定期的に意見交換というものをやっておりまして、その中でも協議会を通じてばかりじゃなく、本市の声としてもJRに対しましては特急列車を運行してくださいというふうに要望はしているところでございます。ただ、JR側としましては、指宿駅から枕崎駅までの間につきまして、列車が離合できる箇所が非常に少ないといったこと、それから指宿から枕崎間の線路の整備状況が、特急を走らすにはまだまだ手を入れる必要があると、それに莫大なお金を要するといったこと等もありまして、先ほど申し上げたようにJRとしては現在のところ指宿駅あたりまでの運行というふうに聞いているところでございます。

○7番原村且元議員 次に、来年、平成23年春に新幹線が全線開通による指宿枕崎線の利用状況について、本市としてどのように予想しているのか、これに関してJR側からどんな資料とか情報を得てそれをどのように分析しているのかについて、お尋ねします。

〇山口英雄企画調整課長 平成16年3月に部分開業しました九州新幹線ですけれども、これは開業初年度の利用者は322万人程度で、開業前に比べまして約2.3倍ということでございました。 開業7年目に入りました本年3月には利用者が2,000万人を突破するといったことで、順調に推移しているということでございます。さらに、来年3月の全線開業後は、鹿児島中央から新大阪間の直通運転の導入等といったこともございまして、関西方面を初めとしてさらに利用客は増加するというふうに予想されているところでございます。なお、指宿枕崎線の利用状況予測ということでございますけれども、先ほども答弁いたしましたとおり、JRとの意見交換会とか各種要望時にですね、JRといろいろやりとりをしておりますけれども、JRの方からは数字として具体的に需要予測というのは示されておりませんけれども、当然のことながら九州新幹線の全線開業に伴う移動時間の短縮等によりまして、観光客等の大幅な増加を見込んでいるようでありまして、現在その体制づくりに努めているということでございます。

本市といたしましては、せっかくこういった流入人口のふえるいい機会でございますので、これを機会として体験型観光のさらなる充実あるいは求心力のあるイベント等の開催など、地域活性化につなげていきたいというふうに考えております。

O7番原村且元議員 今、イベントと言われましたけど、できるだけ枕崎に来た方をですね、開聞岳なり、枕崎空港もありますんでいろんな所にJRを使って板敷なり、白沢なり、あちら方面に行っていろんな所を見てもらうと、少しでもJRを利用するようなイベントを考えてほしいと思います。

次に、現在の枕崎駅の東側、つまり駅と片平山公園地グランドとの間の山手町南部地域を見ていると、私は約40年前の鹿児島市のかつての西鹿児島駅の西側の武町の西郷屋敷のさらに西側の山の手あたりを思い出します。規模こそ違いますが、道も曲がって狭く不便な所でした。それが今は、高速道路に通じる武岡トンネルの東側出口から北へ、西郷屋敷の西側を常盤、西田、薬師町へ向けて立派な道路が通っています。また、見違えるように、周辺の土地も区画整理されて

います。そして、鹿児島中央駅からその道路と交差するように新幹線が走り、そのトンネルがすぐそばにつくられています。ちょうど新幹線が東京から大阪へつながり、さらに岡山、広島、博多へと西へ伸びる計画ができたころ、つまり約40年前の昭和45年ごろから西田、常盤の区画整理の話が盛んに地元で行われていました。

西田小学校の南側のミッカン坂へ登る道の南側は、今の枕崎市山手町南部地域の住宅風景とよく似ていました。それが現在は、それらの住宅はなく、立派な道路になっています。そして現在、その北側にある西田小学校の北側の薬師町の住宅街が車社会に対応できない狭い道路ゆえに、立派な住宅の多い地域が区画整理のため次々に家が壊されて更地になっています。現在進行形で今、行われています。私も一時住んだことがあり、時代の流れを痛感しています。

さらに、よく歩いた鹿児島中央駅のすぐ西側は昔の面影はほとんどなく、いいか悪いかは別として高層のビルが林立する繁栄を呈しています。今思えば、40年後の今日を想定して、つまり新幹線が鹿児島市に来たときのことを想定して環境整備に着手したのだと思います。

現在の枕崎駅は、かつての枕崎駅に比べて、駅舎はなく敷地も狭く大変肩身の狭い思いをしているわけですが、まだまだ潜在的可能性はあります。西口として利用可能なバス会社の駐車場もあり、東口や駅ビルとして利用可能な山手町南部地域もあります。

そこで、枕崎駅周辺の行政計画などについてお尋ねしますが、枕崎駅と片平山公園地グラウンドとの間の山手町南部地域について、かつてここに袋小路を解消するための道路計画はなかったのか。また、これからやろうとしたら、どういう手順でやっていくことになるのかについても、合わせてお尋ねします。

○松野下祥一建設課長 山手町南部地域につきましては、現在まで道路整備の計画はされておりません。山手町で、道路及び区画整理がなされている地区につきましては、戦災復興土地区画整備事業で施工された地区であります。そして今、先ほど組合等の区画整理の採択基準につきましては、施工区域の面積2へクタール以上となっておりますが、この山手町地区の南部につきましたは1.2~クタールと面積が小さいため、補助対象外となっております。また、区画整理事業を組合単独に施工よる、施工による、は可能です。組合設立につきましては、各権利者の総数の3分の2以上の同意及び換地計画につきましては100%近くの同意が必要であります。

〇7番原村且元議員 次にこの同地区について、本市またはJR側から駅の用地として買収計画はなかったのかどうか、さらに今後この地区と枕崎駅との関係をどのようにしていくつもりなのか、お尋ねいたします。

〇山口英雄企画調整課長 枕崎駅の移転問題に際しましては、市としましても乗降客の利便性あるいは最南端の始発・終着駅としてのシンボル的な要素を考えますと、駅舎は絶対に必要なものであるというふうなことで、JRに対しまして整備を要望し続けてまいったところでございますけれども、JRとしましては多額の経費を伴うといったこと、それから指宿枕崎線の利用状況が非常に少ないといったこと等から、JR側として駅舎を整備する考えはないといった態度でございまして、その態度は従前から全然変わっておりません。

また、市としましても、なかなか山手町南部地域にそういった駅舎をという考えはございませんで、また昨年12月に先ほど答弁申し上げましたとおり、駅舎の代替施設という意味も含めて駅前観光案内所を設置したこと等を考えますと、むしろ今後におきましては駅前観光案内所をさらに充実していくといったことを考えております。なお、山手町南部地域の将来のあり方ということですけども、今後コンパクトシティの実現に向けて取り組んでいきますので、その取り組みの中で将来どういった方向がいいのかといったことは検討していくことになろうかと考えております。

〇7番原村且元議員 国内外、私はいろんな駅を見てきたんですけども、始発駅で終着駅としてですね、印象に残っているものとして約30年前に行った北海道の東の端の根室駅があります。

今もあるかどうか知りませんが、駅舎内だったか駅に隣接してだったか忘れましたが、とにかく駅から外に出ることもなく、行けるサウナがありました。生まれて初めてサウナというものに入ったことを覚えていますけど、6月ごろだったのでそれほど寒くはなかったんですが、冬場だったら北海道の東の端ということで、旅人、観光客のは体を温めるのに助かるなと、よく駅にこんなものをつくったんだなと大変感心した覚えがあります。

そこで、枕崎駅も何年たっても観光客にその土地ならではの印象と思い出をつくってもらえるために、枕崎駅再建構想で参考にして調査などしているモデル駅はあるかどうか、お尋ねします。 〇山口英雄企画調整課長 平成18年に枕崎駅の駅舎が駅の移転に伴いまして、駅舎が取り壊されてから現在の状況になっているわけなんですけれども、市民の皆さん方からの駅舎を設置してほしいという強い要望等、それから利用者の利便性の観点等から、観光案内所を設置したというのは先ほど御答弁申し上げましたとおりです。

お尋ねの駅の再建構想ということで、モデルとしてどっか調査しているところはあるのかということでございますが、先ほど御答弁申し上げましたとおり、今後におきましては駅前観光案内所をさらに充実していくといったことで考えておりまして、そういった意味から各自治体、各地域の取り組みといったものを参考にしながら、今後、枕崎の特色というのを出していくということで考えておりますけれども、具体的に現在参考にして調査している駅とかそういったものはございません。

〇7番原村且元議員 枕崎の一市民としてですね、観光案内所を駅がわりにして後はもうそんままで何もしないというのは、ちょっと熱意がないというか気合いが入っていないという感じでちょっとがっかりするんですけれども、これはターミナル駅、始発駅、終着駅ではないんですけども、指宿枕崎線の谷山駅と慈眼寺駅、以前ちょっとマスコミなんかでもやってですね、ちょっとあるんですけど、これ今、高架橋として生まれ変わろうとしているわけです。慈眼寺駅をこの3月に線路の移動を終えて、谷山駅はこの7月から線路の移動工事を始めてですね、これは鹿児島市が事業主となって谷山駅近くの塩屋あたりから谷山駅を経て慈眼寺あたりまでJR指宿枕崎線を高架にするもので、JRは管理者となって工事を発注するもので、平成28年末の完成を目指しています。これに伴って、谷山駅と慈眼寺駅は高架駅となって、新しい駅舎に生まれ変わります。観光案内所じゃなくて、全く新しい駅舎に生まれ変わるわけですね。この駅舎は、鹿児島市とJRが協力して建設すると言われています。御存じの方もおられると思いますが、谷山駅周辺の地区は車で通行するのに非常に困難な所です。こう言っちゃ何ですけども、薬師町よりひどい所なんです。

鹿児島市企画部交通政策課の話によれば、この指宿枕崎線の谷山駅付近の高架事業は大規模な区画整理を伴うもので、その目的は消防車も入れない狭い道路を解消し、安全できれいな町をつくり、かつ商業面での活性化を図るものであるということです。鹿児島市の場合、かつての西鹿児島駅の西側にしても、今回の谷山駅から慈眼寺駅一帯というかなり広大な地区にしてもですね、JRに協力をせざるを得ないような環境整備をまずやるという積極的な姿勢を見せるんですよね。そういう姿勢を見せないでおって、観光案内所を駅にするからもうそれで何もしないという、その積極的なものをJRに見せないでどうするんですか。

そこで、市長にお尋ねしますが、枕崎駅の再建構想またコンパクトシティ構想の中にですね、この谷山地区再開発をモデル駅として、これはもう以前にマスコミで言われて常識として知っているところと思いますけれども、これを生かすのかどうか、そしてまた、市長のこのコンパクトシティというのは、具体的にどういう枕崎駅付近については考えているのかをあわせてお尋ねします。

○神園征市長 地区のですね、線路に近いあのあたりは、市として莫大な金を投じて何らか形を かえるということが可能な状況にはありませんので、住居地域としてですね、何かあのあたりを つくり直していけないのかなと思っております。そして、駅周辺でいいますと、やはり駅通り商店街をですね、まずにぎわいを取り戻すことだと。先ほどから、駅とか開発とか、こう言われてますが、あのJR駅が現在地に移転の話が起こったときに、私が前の市長に就任するずっと以前から起こっていたわけでありまして、下手するとJRの撤退ということまで言われていたわけです。で、もともと駅舎は岩崎産業さんのものでしたから、南薩線の駅でしたから、岩崎さんはJRに出て行け、JRは出て行けと言うんだったら金を出せといったような状況でありました。

市としては、その中に入って何とかうまく駅を残さなければいけないということで苦心したわ けでありますが、当時の利用状況それから今の利用状況等から考えますと、駅をあそこにとどめ たということで、現在ではよしとせざるを得ないのかなと。もちろん、おっしゃるように、駅と して新たな再建計画、再開発計画でもできてですね、そういったものをJRさんのほうにも提供 できればいいわけですが、現状では裏づけとなる財源等も見当たりませんので、もう、ほらとし か受け取れないだろうと、受け取られないだろうと、こういうふうに思っております。ただ、特 急列車等につきましても、私はJR側に対しましても、県の観光課等に対しましても、指宿で特 急列車をとめないで1日1本ずつでもいいから、上下1本ずつでもいいから、特急を何とかして くれと、そのことについて考えてくださいと、もちろん今すぐにとは申さない。JRのほうでも、 もしそういったことを考えていただける気運があるとすれば、枕崎の市民としてはもっと観光客 を呼べるような新たなまちの魅力というものについて、一生懸命取り組むであろうということは 申しております。今大事なことは、枕崎市民がですね、観光客が少しでも枕崎に行きたいという ような魅力あるものをつくり出すことが先ではないかと、そして観光、観光といって呼びかける にはですね、枕崎としてぜひ解決しておかなければならない問題がある。それは、言わずと知れ た悪臭問題であろうと。市民がこれから先、窓をあけていい風通しを得たいところに1日中閉め ていなければならない。御飯時分になると、悪臭が入り込んできてとてもやってやれないと。市 民が快適な生活をしないでおってですね、どうしてよそのお客様にいらっしゃい、いらっしゃい と言えるかと、こう思っておりまして、将来は将来として当然、考えておかなければいけません が、まず目先のそういった問題の解決にもあたらなければならないと。かねがね市の職員にもそ のことは申しております。とにかく、取り組まなければいけないことがいっぱいございます。ど うか、御理解、御協力をお願いしたいと思います。

○7番原村且元議員 駅のですね、話の中に悪臭が、これ初めて、私なんかも初めて旅行に行く所はたくさんあります。その土地の悪臭だとか、何だとかは全然知らずに来るわけですよね。ですから、先ほどの40年前の鹿児島の例を挙げたのも40年前から努力してやっと実って、今、駅がそこにあるからそこでとどまったから、これは、今生まれた方とかこれから将来若い人たちにとってはスタート地点ですよ。そのとどまったかどうかの話じゃなくて、これからどうするかということをこれから5年、10年先の新幹線が通ってたくさん観光客が来たから急にどうできる、こうできるもんじゃないと思うんですね。時間がかかるから、前もって計画を立ててやっていかねばならないわけで、その悪臭とかその目先のことじゃなくてほらじゃなくて、よそから新幹線に乗って全然知らないいいところだけを見に来るわけですから、そういったところはちゃんと玄関口をどこの家庭もそうですけど、玄関口ぐらいはきれいにしてお客さんに来てもらうという最低限のことはやってほしいと思います。

次に、博多、京都、大阪、東京あたりから初めて枕崎駅に着き、列車を降りてこれも同じような問題ですけれども、西側の広い駐車場を見ながら、ホームを北に進み、狭い路地裏みたいな所に来て、ほとんどの観光客、旅人はきっとたじろぐと思うんですね。ほとんどああいう駅、しかも始発駅で終着駅でああいう形態というのはほとんどないわけですけども。駅舎はない、雨よけや日よけの屋根もない、狭い路地裏が飲み屋の裏手へ招いていると。隣に隣接して、広いバスの駐車場はあるのにと。日本は資本主義社会で、法律の下では私有財産制で自分の土地はどうでも

使っていいわけですけども、これはあくまで公共の福祉に反しない限りという条件つきで許されているわけで、枕崎駅が公共の福祉のためによりよく発展していくために必要と思うならば、隣の大型のバスの駐車場、そういうものが近辺の方々からいろいろ苦情は聞くんですけれども、市としても本来ならば市が所有していた旧南薩鉄道跡地の越脇橋からまくらざき保育園西側の空き地をバスの駐車場として提供して、駅に隣接する土地を買収するなり、借りるなりすればよかったと思うんですけども、ただ現在、市が個人に売って、個人の住宅などが建っていますから、とりあえずは郊外なりのできるだけ駅に近い所に駐車場を見つけるべきだと思いますけれども、枕崎駅付近に隣接するバス駐車場の郊外への移転要望や駅整備のための駐車場の買収など、バス会社と交渉などしているのかどうか、過去のことについては今、市長が言いましたけども、現在しているのか、今後のこともどうするのかあわせてお尋ねいたします。

○神園征市長 鉄道の西側の岩崎産業さんの土地の売買交渉については、全く行っておりません。駅が移転するあの当時、岩崎産業さんのほうであの部分にも民有地が一部絡んでおりますので、その部分を岩崎さんのほうで買収してという計画はあったようですけれども、それも地権者が売らないといったようなことになりまして、第一そういった交渉をしてですね、大きな土地を買う金が今は枕崎ですんなり出せるかといいますと、そういう状況にありません。金はなくてもつくれとおっしゃるかも知れませんが、市民の皆さんが今、最も必要なのは駅舎であると、ほかのことは2の次、3の次にしてでもいいから、駅舎をつくれと言われるんであればまた考えなければならない状況も生まれるかも知れません。しかし、市としましては、全体を見て市政運営を続けていかなければなりませんので、いっときも早くそういう話が現実のものとしてできるようにみんなで頑張らなければならないと思っております。

○7番原村且元議員 東本町の公園地のあそこの踏切からこちらの、ま、岩戸のトンネルもですけど、10年ぐらいかかって話が昭和39年ぐらいに8年か9年開通するまで10年ぐらい前からやって、やっと指宿枕崎線が開通したわけですけども、そういう時間がかかる、急にやろうと思ってですね、できることじゃないので、前もってある程度何年もかかる話ですので、ずっと以前から、ま、駅舎がないままという、これは必要となったときに急にできるもんでもないし、お金が言うまでもなくいろんな意味でもかかりますよ。ですけど、時を逸してしまうとなかなか大変なときもありますので、一応時間もかかる計画ですので、十分考えてやってほしいと思います。以上で、質問を終わります。

○俵積田義信議長 ここで、10分間休憩いたします。

午後 1 時 5 2 分 休憩 午後 2 時 2 分 再開

〇俵積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 次に、米倉輝子議員。

[米倉輝子議員 登壇]

〇10番米倉輝子議員 皆様こんにちは。ちょうど昼からの2番目で睡魔が襲う時間帯ではございますが、最後までよろしくお願いいたします。

近代日本の夜明けは、黒船がやって来、開港を迫ったことに始まると言われていますが、そのとき日本中は、日本の進むべき道を15年も苦しみながら、激しくぶつかりながら、明治維新を成し遂げました。そして欧州の民主主義を手本としながら帝国主義へと傾き、ついに昭和20年8月15日、終戦を迎えました。立ち上がれないほどの打撃を受け、アメリカを手本としながら、アメリカに次ぐ世界第2位の経済大国になりました。そして今は、豊かさだけを求めてきたその反動が起きています。地球温暖化、少子化、高齢化、格差などなど、それも世界規模で。その問題の解決にはお手本がないと言われていますが、ずっとずっと昔、古代ギリシャのアテネでは民主主義の源とも言える自治の活動が活発だったのではないでしょうか。

4日の施政方針演説では、地域が元気によみがえるきっかけは、市民すべてが現実を知り、危機感を共有することだと思っている。そして自立する地域づくりによって、共生協働の町を目指していきたいと述べられました。市民の方すべてが現実を知るということ、大変大事なことだと思います。そこから共生協働の志が浸透していくのではないでしょうか。

そこで、次の質問に入らせていただきたいと思います。質問に入る前に質問の順番を変更させていただきたいと思います。最初に、少子化対策について質問させていただき、それから枕崎保育園の市有地についてという順番にさせていただきたいと思います。

ことしも各小学校の入学生は少なく、枕崎小学校においても100名にも及びません。年々減少していく少子化対策をどうお考えでしょうか、御見解をよろしくお願いいたします。

「神園征市長 登壇〕

○神園征市長 お尋ねの少子化対策につきましては、恐らく国も、あるいは日本中の自治体でも 苦慮している問題ではないかと思います。核家族化の進展、あるいは共働き世帯の増加など、子 育てをめぐる環境が大きく変化している中で、本市でも少子化に歯どめがかからない状況にある のはおっしゃるとおりであります。

少子化が進展しますと、教育、経済活動、社会保障、地域活性化などのさまざまな分野に大きな影響を与えることから、地域社会全体で取り組むべき大きな課題となっております。そこで本市でも、子供連れでも利用しやすい地域環境の整備を進める一方、市民や地域による子育て支援への取り組みや、子育てに関する情報交換、相談事業を充実させるなどハード、ソフト両面から安心して子育てができる環境づくりを進めます。コンパクトシティの中でも、そういった相談事業とか情報交換とか、そういったことが可能になるような場はできないのか、そういったことも考えておるところです。

〇10番米倉輝子議員 ぜひ、少子化対策は本当に各分野にわたって町の元気の源にもなっていく大切な問題だと思いますので、相談が気軽にできたり、気軽に寄れたり、気軽に話のできる場をどんどんつくっていってくださるように、市民の方との話し合いの場を持っていただきたいと思います。

そこで、幼児教育についてでございますが、私がここで幼児教育と申しますのは、すべての未 就学児童のことを幼児と称して言います。その幼児教育をどのようにお考えでしょうか。

○白澤芳輝福祉課長 本市の未就学児童への支援策でございますが、これにつきましては、本年3月に次世代育成支援行動計画の後期計画を策定いたしております。午前中の御質問にもお答えいたしましたけれども、まず、その内容としましては、1つ目が未来を担う子供たちが明るく健やかに成長できるような環境づくり。2つ目に、子供を持ちたいと希望する人が安心して子供を産み育てることができる社会づくり、3つ目が、子供を育てている人が子育てに伴う喜びを実感できるような環境づくりという、3つの基本理念のもとに11の基本的施策と具体的な41の施策を掲げてございまして、市役所全庁で取り組んで、総合的に体系化して実行しているところでございます。また、本市独自といたしましても、平成17年4月に地域子育て支援センターを開設し、子育て支援のネットワーク化を図っております。また、保育料の軽減や幼稚園就援費の助成、医療費助成の無料化の拡大などを行っているところでございます。

〇10番米倉輝子議員 先ほどの、豊留榮子議員の質問とダブるところがあるかもしれませんけども、そのように次世代育成の支援の、また後期編もつくっていらっしゃいますが、先日、ある会合に行きましたら、あんまり今までのと変わらないということでございました。そこで皆様のお声を聞いて、子育て支援ネットワークのそういうのでもやっていらっしゃるのか、ちょっと厳しいかもしれませんけども、そういう声がありましたので申し上げますけど、しっかり市民の声を、園児を扱っていらっしゃるそういう方々の声を踏まえていらっしゃるのか、ちょっと疑問に感じます。そしてまた、今、過疎がどんどん進んでいっているわけでございます。

枕崎市においても、その中にこの制度の違い、そこに矛盾を感じられないかなということでございますが、例えば、収容可能な限り園児を受け入れられるという制度がありますね。その場合、同じ町でも過疎が進むような気がしてならないんですね。ある1カ所だけに集中するとか、子供を預けられる環境が近くにあることも少子対策の要因の一つではないかと思います。

このように1カ所に集中するようなことになったらまたいけませんし、この間の会合でもそういう、今、10カ所の園が枕崎にはありますが、保育園と幼稚園を合わせて。存続が不可能になるんじゃないかなと、大変危惧していらっしゃる声もありました。

このようなことから、この今の制度に矛盾を感じられないでしょうか。

- **〇白澤芳輝福祉課長** 質問の要旨がちょっとわかりにくかったんですけども、私どもが保育所の 入所決定ということでお話をするということであれば、私どもの入所決定に当たりましては、児 童福祉法等の一部を改正する法律が平成9年6月に公布されておりまして、そこで変わったのが、 入所を希望する保育所への受け入れが可能である場合には当該保育所へ入所させることとなって いることから、本市でも法改正の趣旨を踏まえて対応しているところでございます。
- **〇10番米倉輝子議員** そこで今、保護者の選択制がとられておりますけども、ですので危惧していらっしゃるわけでございます。1カ所に集中するようなことがあったら、本当に、ちょっと郊外に行くと子供の声がしなくなるような、で、保育する場所が遠くになるとか、そういう心配があられるわけでございますけども、収容可能な限り園児を受け入れていいと思うというふうに理解してよろしいんでしょうか。
- **〇白澤芳輝福祉課長** 先ほども御答弁いたしましたけれども、保育所への入所決定につきましては、保護者がどこの保育所を希望するかが優先されるべきであると考えております。今後も児童福祉法の趣旨を踏まえて対応していきたいというふうに考えます。
- **〇10番米倉輝子議員** そこで、行政も補助金を出していらっしゃいますよね。本市のこの幼児教育というのは、未就学児童を対象にしたすべての子供という意味で幼児と言っておりますが、幼児教育という観点から、10カ所の保育園、幼稚園の方々が一堂に会して懇談会を市は持たれたことがあるでしょうか。
- **〇白澤芳輝福祉課長** 平成17年4月に、地域子育て支援センターを開設しておりますが、その中で保育所、幼稚園関係者を含めました子育て支援ネットワーク会議を年2回開催し、子育て支援策についての課題等について協議をいたしているところでございます。
- **〇10番米倉輝子議員** そこでどのような意見が出されておりますでしょうか。
- **○白澤芳輝福祉課長** 具体的な意見につきましては、ただいま手元に資料がございませんですけども、私どもがいろんな計画に盛り込むというのは、計画自体は大きな計画で、具体策、言えばいろんなヒブワクチンの関係とかですね、そういう具体策等とか、そういう部分については一般財源等の関係もございます。そういう部分について、財源の手当ができる部分については、その施策の中に反映していくという考えでございます。
- **〇10番米倉輝子議員** 財源だけでいいものでしょうか、という気がいたします。市民の方々は、 真摯に悩みを聞いてくだされば、そこでまた何か道が開けたりしていくものはかなりあると思い ますが、その場合に、じゃあ市の対処というのは財源で可能な分は対処するけどということです ね。じゃあ、心はどうなっているんでしょうか。
- **〇白澤芳輝福祉課長** 心の問題というか、とにかく市の、行政の施策として何か施策を行うためには財源が必要になるということでございまして、それが市民協働で言えば、この分野は民間でしてもらいますよとか、そういうこととですね、いろんな補助とかそういう部分については、どうしても財源の手当が必要になってきますから、市が行う事業としてできる部分は、必ず財源の手当というか、その部分がはっきりしないことには実行に移せないというふうに考えます。
- O10番米倉輝子議員 確かに財源が必要なんですけども、先ほどもちょっと質問させていただ

きましたようにこの制度の矛盾ですね、ここには1カ所に集中するようなことがあっては……。でもこれも保護者が選択するわけですので、どうということは言えませんけれども、一応枕崎市は各幼稚園・保育園に補助金を出しているわけでございますので、みんなの意見を聞きながら、そして市内一円に子供の声が聞こえるようにするにはどうしたらいいか、アドバイスといいますか、何も監督することはできないかと思いますけども、市全体を見て意見を言える。そういうのがあってよろしいんじゃないでしょうかね。懇談会を開いて、今、年2回開いていらっしゃると言われましたが、そのようにしていろんな意見を聞かれた場合は、本当に今、存続が無理なんじゃないかなっていう園があるっていうことは、大変危惧いたします。ですので、枕崎っ子を健やかに明るくたくましく育てるためにもそういう心遣いっていうのは大切じゃないんでしょうか。〇白澤芳輝福祉課長 現在、枕崎市にございます7園の保育園の定数は495名ですけど、実際入所者が市外の方もいらっしゃいますので、これは5月17日現在ですけども、入所者は498名と。総体的には定員を超えている状況でございまして、また、毎年の10月1日部分で若干定員に満たない園はありますが、存続を危ぶまれるという現状認識は私どもは持っていないところでございます。

○10番米倉輝子議員 こういう意見も先日ある会がありましたときに行かしていただいて聞いた声でございます。このようにざっくばらんな声は聞けないんでしょうか。子育て支援ネットワークの年2回の会合を開かれるときなど。身近な悩みといいますか、そういう意見はないですか。○白澤芳輝福祉課長 もちろん御意見があれば、十分に御意見をお聞きするということです。まあ言えば、今、おっしゃっていることと各保護者あるいは、保育園、幼稚園関係者の方が持っているそういう悩みなり、それはまたそれぞれに違おうかと思うんですね。それぞれの立場からいろなですね、御意見はあろうと思いますけども、その御意見は十分に私どもは聞いていくと。その聞いた意見が実際施策として反映されるかどうかというのは先ほども申しましたように、費用の手当ができるかどうか、反映できるかどうか、というのは財源の手当とか、そういう部分を考えながらやっていくと。先ほど各保育所の間でのバランスというか、そういう1カ所に集中するとか、そういうのがございましたけども、それが過度に集中している、今、そういう状況にあるのかというと私どもは決して今、そういう状況にあるとは考えていないということです。

〇10番米倉輝子議員 一生懸命やっていらっしゃるということは、よくわかります。そこでそういう懇談会を開いていらっしゃる場合は、もうちょっと健全なる枕崎市の育成のために、子供たちは市民みんなで育てるというお気持ちは常にお持ちなんですが、それをもうちょっと広げてみんなの意見を聞いていろいろと頑張ってほしいと思います。

次に、特別支援として昨年12月、火の神保育園で入園者があられて対応しておられますが、 市の今後の取り組みはどうなっておるんでしょうか。

○白澤芳輝福祉課長 特別支援というお言葉をお使いですけれども、福祉のほうでは障害児保育ということで、障害児保育の対象となる児童については、特別児童扶養手当の対象となる児童ということで、現在、この対象となる児童は5名いらっしゃると。その中で現在保育所に入所されている方がお二人いらっしゃいます。そういう方については、今後とも補助を行って障害児の処遇向上を図っていきたいと、そういうふうに考えております。

〇10番米倉輝子議員 その場合に、どの園に行っても受けていただけるものなのでしょうか。 どこに行ってそういう手続きをすればよろしいんでしょうか。

○白澤芳輝福祉課長 障害児保育につきましては、その障害児の方がですね、保育園の中で日常生活、そういう活動に問題がないかどうか、受けられるかどうか。あと、受け入れ側の保育園のほうでそういう体制が整うかどうかということがございますので、もし通園させたい保育所にですね、そういう通園させたいのだが、ということであれば、まず御相談いただいて、その保育所側の受け入れが可能かどうかというのを御確認いただきたいと思います。

- **〇10番米倉輝子議員** じゃあ、自分で通園させたいところを選んで、そして行きまして、そしていろんな入所条件というのがあると思いますので、市と相談して行くということで、まだ市はここだったらそういう人を預けますよ、ほかのところはちょっと無理ですよということはしてはいらっしゃらないわけですね。
- **〇白澤芳輝福祉課長** 今までも事例がございまして、今まで受け入れを断った保育園というのは聞いておりません。ですから、どこの保育園でも今までは受け入れ可能だったということで御理解いただきたいというふうに思います。
- **○10番米倉輝子議員** まだそのような方がいらっしゃるかもしれませんので、そのようにお伝えしておきたいと思います。

次に、これも先日の会で出たんですが、各公園の遊具の施設の点検というのはどうしてあるのかなって。なんかちょっとおかしいよっていう、厳しい声がありました。ですので、どのように 点検していらっしゃるか、お尋ねいたします。

- ○松野下祥一建設課長 建設課が管理します都市公園の遊具施設の点検につきましては、原則毎週月曜日に簡易的な点検及び清掃を兼ねて行い、またゴールデンウイーク前とか、夏休み前、冬休み前、春休み前の年4回につきましては、遊具施設の総点検を実施しております。
- **〇10番米倉輝子議員** でもどういうわけか、やはり危ないんですよね、なんて言っておられました。もうちょっと携わっていらっしゃる方々の声を聞いて、点検した時には危なくないようなのも、例えばブランコにしたら木の……、さっと降りてしまったときにまだ揺れていたら危ないというのもありますが、それは使い道だと思いますが、いろいろと細かい点などをお聞きになってもうちょっとしっかりした点検をしていただきたいと思います。

次に、広報まくらざきで育児サークル子育て支援にかかわる市内一円の行事など、毎月提示して広く伝えるべきじゃないかと思うんですけども、そのお考えはありませんでしょうか。

- **〇白澤芳輝福祉課長** 貴重な御意見をありがとうございます。広報担当部署とも協議の上、市民 の皆様がわかりやすいような情報提供を心がけていきたいと、そういうふうに思います。
- **〇10番米倉輝子議員** ぜひ、そのようにしていただきたいと思います。私が知っているある県でありますけども、本当に広報の中に半ページ使って、そしてちょっと魅力を感じるような、色が2~3色使ってありまして、知らせてございました。そうしましたら、転勤等で枕崎に引っ越して来た方とか、いろいろとどこに何があるかわからない方はいっぱいいらっしゃるかと思いますので、ぜひ、このような広報の仕方をしていただけたらありがたいかと思います。

次に、まくらざき保育園の公有地について、質問させていただきたいと思います。公有地であるまくらざき保育園の土地に、市は、いつ建物の増築を許可したのか、その許可した年月日を教えていただきたいと思います。

- **〇白澤芳輝福祉課長** まくらざき保育園の増築工事の承認につきましては、平成21年6月26日 に承認通知書を送付しているところでございます。
- **〇10番米倉輝子議員** じゃあ、その承認なさった場合に増築の目的等ともちゃんとわかっていると思いますので、その目的はどういう目的だったんでしょうか。
- ○白澤芳輝福祉課長 承認申請に書かれています部分については、工事の理由といたしまして、 1つに民間移管した公立の園舎が老朽化したこと、外壁の欠落などが発覚しているということ。 2つ目に、保育所保育指針に基づいた最低基準を確保するのが難しい環境にあると。そして3つ 目に、地域の子育て支援の拠点施設としての保育所機能の開放、保育相談や援助、交流の場の提 供及び促進、子育て支援情報の提供をしていく社会的責任を果たすために、この増築工事が必要 であるというふうに書かれております。
- **〇10番米倉輝子議員** じゃあ、増築した部分も使うわけですが、前の分もありますので、そしたら定員はどんどんふえていくっていうことでしょうか。それとも何か、空き教室といいますか、

そこを別なのに利用する。そこら辺は、どうなっておりますでしょうか。

- **〇白澤芳輝福祉課長** 増築工事により新しい園舎が完成した場合、既存の園舎は子供とお年寄りの触れ合い交流施設や学童保育施設として利用する予定である、というふうに聞いているところでございます。
- **〇10番米倉輝子議員** 定員をまだ収容をたくさんするとか、そういうのは聞いていらっしゃいませんでしょうか。
- **〇白澤芳輝福祉課長** この増築工事に伴ってそれが定員の増を行うための目的であると、そういうふうには聞いておりません。
- **〇10番米倉輝子議員** 意外とそこらあたりも心配していらっしゃるほかの幼児を預かっていらっしゃる園の皆様のお声もあるんじゃないかなと。だから、存続が不可能になるんじゃないかなっていう危惧を感じているようなことも、ちょっとその会で聞きましたのでお聞きいたしました。そして、そのときに今後の土地利用についてですけど、どんな賃貸の条件が交わされたんでしょうか。
- 〇白澤芳輝福祉課長 増築工事の承認に伴って新たな賃貸契約は結んでおりませんけども、平成17年12月12日に本市と別府福祉会の間で締結しました市有土地無償貸付契約書においては、貸付地は保育所の用途に供すること。無償貸付期間は、平成28年3月31日までの10年間とすることが定められております。また、平成18年2月23日の枕崎市立保育所の民間移管に関する協定書において、貸付期間満了後は有償譲渡、または有償貸付として双方で協議することになっております。
- **〇10番米倉輝子議員** 私も近くに住んでいるものですから、市民の方からやはり不安といいますか、ここは無償で貸し付けを受けているんじゃないのかなと。だから、まだ市の公有財産じゃないのかなと、どうなっているんだという声をよく聞きますので、改めて質問させていただきましたけども、次は、有償の貸し付けか、有償の譲渡ということを市民の方には伝えてよろしいわけですよね。
- **〇白澤芳輝福祉課長** 先ほど申しましたけども、協定を双方で結んでおりますので、協定どおり に実行されるということです。
- **〇10番米倉輝子議員** じゃあ、そのときの評価ですけど、評価は何に基づいてさせていただくんですか。
- ○俵積田清文財政課参事 貸付料についてだと思いますが、有償貸付の場合、公有財産管理規則によりまして、土地の場合には、その当該年度の固定資産税の課税標準額となるべき額の100分の5というふうになっております。
- **〇10番米倉輝子議員** それは平成17年の12月に契約を結んだ時点での価格ですか。それとも10年後の価格、評価……、どうなんですかね。
- **〇俵積田清文財政課参事** それは当然貸し付けをするときの評価ということになります。
- **〇10番米倉輝子議員** はい、わかりました。それから、議会の手続きは必要じゃなかったのかなと思いますのは、自治六法の96条の7に議決事件として財産を信託することとありますが、こういうときは議決は、議会の手続きは必要はないんですかね。
- **〇白澤芳輝福祉課長** この場合、信託には当たりませんので。多分、無償貸付というその点が議会の議決が必要じゃないかというような趣旨だということでお答えしますけど、この部分については、公共団体が公益目的に対して貸し付けになりますので、条例の中でその部分については明記してございますから、議会の議決事項から省かれるということになります。
- **〇10番米倉輝子議員** それでは次に、市民協働について質問させていただきます。施政方針でも職員、そのうち職員の地域担当制に触れ、実施する方向で現在調整中と言われましたが、その進捗状況をお尋ねいたします。

〇山口英雄企画調整課長 職員の地域担当制につきましては、少子高齢化の進行に伴いまして、自治組織の機能がだんだん低下していく中、本来の自治組織を再生するためのシステムということで考えております。したがいまして、職員が地域に関与することによりまして、決して行政主導の取り組みを推進するというものではございませんで、地域でできることは地域の皆さんがみずから取り組むという自立自興の精神を呼び興し、地域活動を再生、活性化させることを目的とするものでございまして、あくまでも地域の方々が主役。いわゆる担当職員がサポート役といったそれぞれの役割分担のもとに連携を図りまして、地域の課題解決に向けた自主的な取り組みにつなげることを狙いとしております。

進捗状況でございますけれども、これまで庁内で検討を重ねまして制度のイメージづくりを行ってまいりましたけれども、去る5月20日の自治公民館連絡協議会におきまして、各公民館長の皆さん方にその概要を御説明申し上げましたところでございます。

また、この制度につきましては、今後のさらなる少子高齢化の進行等を踏まえますと、将来的にはこの制度はあくまでも現在の集落単位というのではなくて、幾つかの村、いわゆる自立できる規模のブロックを単位として実施することが望ましいというふうに考えておりますけれども、地域ごとにそれぞれ歴史とか地域性など事情はさまざまでございまして、それらを十分踏まえた対応が必要と考えているところでございます。したがいまして、まずは現在の集落を単位としたモデル地区と、それから複数の集落を単位としたモデル地区の2つのパターンを設定いたしまして、試験的に担当職員を配置して実施してまいりたいと考えておりまして、現在、モデル地区の設定について地域の方々と意見調整を行っているところでございます。

今後モデル地区における実施状況、その問題点等を分析しながら将来の本格実施に向け、よりよい制度を構築していきたいというふうに考えております。

- O10番米倉輝子議員 モデル地区を聞いてよろしいでしょうか。
- **〇山口英雄企画調整課長** モデル地区につきましては、現在意向調整中でございまして、まだ確 定しておりませんので、まだどこというふうには申し上げられません。
- **〇10番米倉輝子議員** 大変すばらしい試みだと思います。いろんなことが現実を知る、すごくいい……、住民が知りえるすばらしい制度だと思いますので、ぜひ頑張って、1日でも早くつくっていただいたいと思います。

そして次に、地域の交通機関はいつごろから運用されるんでしょうか。待っていらっしゃる方がいっぱい実はおられます。

〇山口英雄企画調整課長 少子高齢化の一層の進行に伴いまして、今後、日常生活におきまして公共交通手段に頼らざるを得ない、いわゆる交通弱者といった方々のさらなる増加が予想されますことから、将来を見据えましたときに新たな形での交通手段の確保、支援対策というのは極めて重要な課題であるというふうに考えております。質問の通告にございました地域の交通機関、コミュニティバスというふうに書いていらっしゃいますけれども、他の自治体におきましてはコミュニティバス、あるいはデマンドバスなどといったようなものを導入する事例も見られますけれども、コミュニティバスにつきましては、乗り合いバスが運行しない、あるいは乗り合いバス事業者が撤退した地域を運行するといったこともありますので、一般的に運賃が、住民の足の、交通手段の確保という観点からですね、一般に運賃が低廉であると。通常そういったことでございますので、なかなか収支を均衡させることが困難であるという問題点もございますし、また、デマンドバスにつきましては、その日のお客さんの需要によりまして日々所要時間が異なってしまうと。そういった問題点のほか、システムの経費等が必要となりまして、一般路線バスに比べて運行経費が高くなるといった問題点が指摘されているところでございます。

そこで、福祉バスの活用といった方法も含めまして、現在さまざまな形態でクリアすべき課題 の抽出作業を進めているところでございますけれども、いずれの形態にしましても実施に要する 財源確保の問題、あるいは旅客運送事業者との調整などクリアすべき課題が山積しておりますので、なかなか一朝一夕といった形では実際できないと考えております。

ただ、先ほど申しましたとおり、交通手段の確保というのは、今後ますます必要なことでございますし、市長が公約で申し上げているコンパクトシティの実現の観点からも必要不可欠なものであると考えておりますので、今後市民の利便性の向上という観点からも1日も早い実現に向け、どのようなシステムが望ましいのか、というのを今後具体的にさらに検討してまいりたいと考えております。

〇10番米倉輝子議員 そして枕崎には、交通機関を仕事としていらっしゃる企業もありますので、そこらあたりも連携を取りながら、大変難しいかと思いますけども、交通手段弱者のためにも1日も早く進めていただきたいと思います。

次に、入らせていただきます。ごみ出しのルールを1年に1回は各自治会で指導すべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○俵積田寿博市民生活課長 一般家庭から出されるごみは、各自治公民館にありますごみ集積所 へ搬出し、市が収集運搬を業者へ委託して処理をしています。集積所で収集されていないごみは、収集時間外に出されたものや、地域外からの投げ込みごみ、また分別がなされていないなどにより収集運搬されないものであります。

ごみの集積所は、市内の76自治公民館で412カ所あり、ごみ収集運搬業者より分別が悪い集積 所につきましては市へ報告していただきまして、これを受けまして各公民館へ連絡している状況 であります。

現代社会におきましては、日常生活で使用される品物などが多種多様になり、それに対する分別もわかりづらくなってきているのが現状であり、これに対する問い合わせも多く寄せられています。ごみの分別については、各公民館へごみ出しのルールを守り、マナーの向上やごみの減量化、資源化、及び再利用の推進について説明いたしまして、ごみ分別に対して御理解と御協力をお願いしているところであります。

また、各公民館や各種団体等の要請によりまして、平成19年度が8件、平成20年度8件、平成21年度6件と、ごみ分別の出前講座も実施しています。その他といたしまして、本市へ転入される転入者に対しましては、市民課窓口におきまして、ごみ収集日やごみの分別等に関するパンフレットを配布しております。

今後も、各公民館や市民団体等に、ごみの分別についての出前講座や意見交換会等を開催し、 快適な生活環境づくりに努めてまいりたいと思います。

〇10番米倉輝子議員 実はこのような質問をさせていただきますのは、大変努力していらっしゃることはわかっているんですけど、まだ相変わらず分別がどうしたらいいのかわからない方がいらっしゃいます。実際いらっしゃいます。そしてまた転入なさったときは、またそういうパンフレットもお配りして、ちゃんと知らしてあるということも知っておりますが、何かまだ年に1回ぐらいは市役所もこんなに力を入れているんだという態度と言いますか、出前講座を待つのじゃなくて、していただけたら、なお共生協働の根底と言いますか、そういうのが築かれていくんじゃないかなと思います。大変お忙しいところでしょうけども心していただけたら、まだありがたいかなと思います。よろしくお願いいたします。

次に、防災対策についてでございます。防災について、危険箇所の点検は、どのように把握しておられますでしょうか。

○永留秀-総務課長 災害危険区域の点検につきましては、枕崎市地域防災計画に基づきまして 災害の発生のある、おそれのある危険な区域を調査・把握し、水害危険予想区域あるいは急傾斜 地崩壊危険区域などを定めております。災害等の発生のおそれのあるときは、関係機関と連絡を 取りながら、これらの危険区域の点検・監視を行って災害の防止に努めているところであります。

- **〇10番米倉輝子議員** 例えば住民の方で、個人的に市にお願いして危険の箇所を解除するということが生じた場合には、市民の声を、その危険箇所を、個人的なのを聞いていただけますでしょうか。
- **○永留秀一総務課長** 地域防災計画をつくりますときに、地域の公民館長なり、地域の声を聞きながら調査もしまして、危険区域の指定をしているところであります。それ以外で危険区域だというような住民の申し出がある場合には、現地を見てみないとわかりませんが、危険区域に指定できるかどうか、現地を見て判断するということになると思います。
- **〇10番米倉輝子議員** どのような判断が出るかはわかりませんので、ぜひ、不安に思っていらっしゃる住民の方の声をまず聞いてほしいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、町の中を流れている神園川の上に、今、駐車できるようになっていますが、その管理は どのようになっているんでしょうか。

○南田敏朗水産商工課長 神園川駐車場等につきましては、神園川駐車場等管理規則を設けまして、水産商工課で管理をしている施設でございます。当該施設は、枕崎市折口町57番地先から 枕崎市住吉町2番地先までの神園川に設置した工作物を公共の利用に供する駐車場と位置づけて おりまして、主に商店街を利用するお客様に利用していただきたいと考えております。

しかしながら、毎年実施している利用状況調査結果では、約6割が常駐の長時間の駐車の車両でございますので、許可なく占用していると認められるような車両には商店街を利用するお客様が優先的に利用できるようにするために、常駐使用による長時間駐車をしないように呼びかけているところでございます。

- **〇10番米倉輝子議員** 「長時間の駐車はお断りします」という札が3カ所ほどあるようでございます。主に、折口町のほうにあるようでございますけども、やはり市民の方は不公平感を感じていらっしゃいます。また、長時間の方も今、6割はいらっしゃる。6割ぐらいは長時間の駐車だということでございますが、市民感情からいきますと、駐車場のない人は駐車場の代金を払ってどこかに駐車場を借りて駐車しているんだと。だから、それは大変おかしいことじゃないかという声が、もうちょっと以前からございます。そこら辺の指導はどうしておられますか。
- **○南田敏朗水産商工課長** 先ほども申し上げましたとおり、調査をいたしまして長時間の駐車の あるものにつきましては、そのときそのときで文書等で呼びかけたり、もし、なんか苦情等がご ざいますと、そのときに係員が行って対処をしているところでございます。
- **〇10番米倉輝子議員** 紙を張って苦情等を提出していると、言っていると言われますが、いらっしゃいますか。紙が張ってありました、じゃあ、これからこうこうこうこうとしますとか、なんか約束をなさったことはございますか。
- ○南田敏朗水産商工課長 そのようなことで、申し出があったことはございません。
- **〇10番米倉輝子議員** ですので、やはり市民の方は不公平感から怒りを感じるわけでございます。何か施策を考え、どうしたらいいか、その住民の方々、その周辺の方々と話し合われたことございますか。
- **○南田敏朗水産商工課長** この神園川駐車場につきまして要望はきますけれども、その利用法について関係者と協議をしたことはございません。
- **〇10番米倉輝子議員** ぜひ、それはなさるべきじゃないでしょうか。例えばそこに駐車した場合に、鹿児島みたいに道路に置いてあるときは料金を入れる等になるとか、それとも例えば自分の駐車場みたいに夜、使っていらっしゃる方もいらっしゃるかもしれません。そのようなことも耳に入りますが、そのようないろんなケースがあるようでございますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。そして市民の声を聞く場をもっともっと持っていただきたいと思います。

また、神園川の上だけじゃなくて、タイヨーの東側の方にも市の公有地に車が置いてございま

す。今、タクシーが2台とまっておりますが、その横側は駐車できるようになっています。そこもよく駐車されております。

それからまた、まくらざき保育園の西側に、南薩鉄道跡地の今、何軒か家が建っておりますが、 その入り口のほうと言いますか、セメントで塗ってあります。そこは市の土地だと思いますが、 よく車が入っているんですが、どのようなことになっているんでしょうか。

- **〇俵積田清文財政課参事** 今、言われました保育園の隣のコンクリートを張ってある部分につきましては、保育園のほうに有償で貸し付けをしております。
- **〇10番米倉輝子議員** じゃあ、それはわかりました。そういう不満の声がありますので、また市民の方にそのようにお伝えしておきます。タイヨーの東側の駐車場は、やはり不公平じゃないかという声があります。どのように対処しておられますでしょうか。
- **〇松野下祥一建設課長** タイヨーの裏側の駐車場の不法専用車につきましては、一応、警告書を 出しております。
- **〇10番米倉輝子議員** このように、枕崎のことを思って、また枕崎の市民も共生協働で財政も乏しいから、しっかり頑張ろうとしている矢先でございます。ですので、こういうのをみんな現実を市民にも知らして、そして市民とみんなと話し合いの場を持っていただき、小さなことからではございますが、解決、一つ一つしていき、財政を少しでも見出すようにしていくのも大事じゃないかと思います。

これで、質問を終わらせていただきます。

○俵積田義信議長 ここで10分間、休憩いたします。

午後 2 時 5 6 分 休憩 午後 3 時 5 分 再開

○**俵積田義信議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。 次に、牧信利議員。

[牧信利議員 登壇]

○2番牧信利議員 私は日本共産党市議団の一員として、市長に質問いたします。

まず最初に、市長に御礼を申し上げます。小学3年生まで乳幼児医療無料化を実現された、この多大な努力とその意欲に心から感謝を申し上げる次第であります。多くのお父さんやおじいさん、おばあさんもお母さんも含めて喜んでいることだと思います。さらに1歩進めて、もっともっと子育て支援を拡充していただきたいと思います。

鳩山政権が退陣して、菅直人首相が後継者となりました。昨年の総選挙で自民・公明政権は御免だ、政治を変えてほしい。この国民の願いが鳩山政権を誕生させました。しかし、わずか8カ月、退陣に追い込まれています。それは、鳩山政権が普天間基地問題でも政治と金の問題でも後期高齢者医療制度問題、労働者派遣法などの暮らしの問題でも公約を破り捨てて、国民の期待を裏切り、その国民の怒りの声に包囲されて、退陣に追い込まれたものであり、国民に約束したことを守らないということが、いかに重大な結果を招くかというのをこの数カ月間、目の前で実施をしてくれたものであります。なぜ、このようなことになるのかと、その大もとにはやはり、アメリカに物が言えない、大企業、財界に物が言えないという政治姿勢にあったからではないかと思います。菅新内閣もこの立場は変わらないと思います。遠くない将来、再び国民の審判を受けることになるでしょう。

普天間問題について市長の見解をお伺いいたします。鳩山前市長は、普天間基地問題で名護市 辺野古への新基地建設、訓練の徳之島、全国の自衛隊基地への分散移転でアメリカと合意しまし た。菅首相は、普天間問題、政治と金の問題は、鳩山首相が取り除いてくれたと言っています。 これは普天間基地の県内移設、徳之島への訓練移転を解決済みだとするものであり、絶対に容認 できないものである。菅首相も、鳩山前首相と同じように、国民のことよりアメリカのために仕 事をしようとしている姿をあらわしています。普天間基地問題の解決は、無条件撤去以外にありません。この点で市長の見解をまず、お尋ねをいたします。

「神園征市長 登壇」

- ○神園征市長 鳩山前総理の公約破りというよりも、私の率直な感想を述べますと、この問題に取り組む、その現実の実態把握に甘さがあったんじゃないかというふうに私は思っております。私の高校時代とか、あるいは学生時代とか安保騒動の非常に盛んなころでありました。安保の問題から、ずっとこういう問題が続いているわけでありまして、どこも軍備を必要としない、そういうことは理想であります。そういう時代が来ればいいと、おそらくほとんどの人が思っていると思いますが、現実にはそうは進んでおりません。したがいまして、どっかにやはりそういったものを、基地をつくらざるを得ないというのが、世界の現実ではなかろうかと。ただ、それが日本にアメリカの基地がある、そのこともいろんな問題を引き起こす原因になっているかと思います。本当に沖縄の方々には、気の毒だなという思いは私、あるいは人以上に強く思っているかもしれません。そういうことで、今のお尋ねに対する答弁とさしていただきます。
- **〇2番牧信利議員** 市長は徳之島への移設について、3月議会では見守ると答弁をされていますが、現在でも同じ立場に立っておられるのか、県内に米軍基地をつくらせない、徳之島への移転を反対だと、この立場を表明すべきだと考えますが、いかがですか。
- ○神園征市長 3月議会でも答弁しましたし、また、今も答弁したこととかかわりを持ってきますけれども、県内だけでなくて、どこにでもその基地はいらないということであるのが理想であると思っておりまして、確かに3月議会では地元の動向を見守ると、こう答弁いたしましたし、しかし、その後もやはり、徳之島の方々は非常に反対が強いとそういうふうに理解をいたしております。今後も、地元の考え方というものを第1に尊重しながらですね、これから先の国、県の動向を見守りたいと思っております。
- ○2番牧信利議員 なかなかはっきりしない答弁で、要するに見守るちいうのは自分の立場は安全な場所に置いておくということなんですね。これは、あの、手を突っ込んで、栗を拾うような話じゃない。国民の平和、安全を守るという当然のことであり、特に、それを鹿児島県内の徳之島に持って来るというようなこと、これはまさに県民として許せないというふうに思うんですよね、そういう立場はとらないのかどうか、再度、この点でお尋ねします。
- ○神園征市長 ですから、鹿児島県内だけでなくてですね、ほかのところにも米軍の基地はいらんと私は思っておりますが、現実にそういったことを言って、どこそこが平和になるかと、安全になるかというと、またそれも難しい問題であります。徳之島も私は2回ほど訪ねたことがありまして、第一印象が平和な穏やかな島だなということを感じたのを覚えております。できればこの近くに、もう、すぐそこですから、そういった基地はないほうがいいと思っております。
- **〇2番牧信利議員** 今度の戦いで、徳之島の状況というのを我々も知ったことがありますね。いわゆる、子供の出生率がやはり、全国で1、2、3、と、こういうことでしょ。だから、子だくさんの地域です。なぜかと言うと、農業をしようとして徳之島に帰って来る、そういう人たちが非常に多いと、つまり、まさに地域づくり、まちづくりを島全体で取り組んでいると、そういうすぐれた地域なんですね。そこに、アメリカ軍が出てきたら、それはもう根底からぶっ壊すでしょ。基地があるからやっていけるんだという話は、もう、沖縄ではだれも信用しなくなっていますよね。前の知事の大田さんが、この前、テレビで言っていましたが、以前は基地のおかげで、いわゆる県民所得の半分は基地だと、基地からの収入だと。今、5%だと、そういう状況。今、観光のほうが10%を超えていると言うんですよ。それが、沖縄から基地が撤去されるともっと発展するというのを沖縄県民の皆さんも、そういう方向に気がついてきたというのが実態ですよ。基地こそが地域の発展を妨害しているというのを、県民の皆さん自身も知っているし、この戦いの中で、徳之島の方々もそのことを実感しているというふうなことなんですね。だから、こうい

うものについて、やはり明確に態度を表明できないというのは、この枕崎のまちづくりについても、あいまいな態度しかとれないということになっていくじゃないですか。戦うべき相手はだれなのかというのを明確にしないと、日本の平和とか国民の暮らしを守ることはできないわけですね。今、日本の発展を妨害しているのは、アメリカであり、財界ですから、これらにきちんと物を言えるような政治でないと実際上は国民の期待に応えられないというわけですよ。今、直接的にかかわりの枕崎空港ですね。このようないいかげんな政府の方針だと、枕崎空港もこれはひょっとしたらですよ、軍事利用されかねない。飛行場があるんですから。だから、その軍用機の枕崎空港への飛来を許さない、こういう立場をとるのかどうか、枕崎空港の軍事利用は許さないということを明言できるのかどうか、市長にお尋ねします。

○神園征市長 そういった話は全くありませんし、そして、市民の間で神園は空港にそういったものを誘致するんじゃないかといった声が一部あるということも耳に届いておりますが、それは私がかつて矯正施設を誘致しようとした、そのことと混同しているんじゃないかと、矯正施設と軍事施設とは全く違います。私が軍事施設のそういった話があったときには、私はお断りいたします。

○2番牧信利議員 その決意は確認をしておきます。

それじゃ次に、農業問題です。第1は口蹄疫問題です。4月20日に発生が確認された宮崎県の口蹄疫について農水省は6月4日までの発生頭数は18万0,323頭と、牛は3万2,269頭、豚14万8,037頭、山羊が9頭、羊が8頭と発表しました。発生地から10キロ圏内では、感染の拡大防止のためのワクチン接種が実施されていますが、対象は12万5,000頭、これは殺処分されるということになっています。ただ、一方で明るいニュースもありました。えびの市地域については、6月4日をもって当該地域のすべての移動制限区域、搬出制限区域を解除したというふうに発表しました。しかし、6月6日、農水省発表では、275例目の擬似畜患を確認したと発表し、宮崎県東部における感染の拡大はいまだおさまっていません。私は1日も早い収束を望むのであります。

この件に関して、やはり何より防疫体制の重要性、初期における徹底した対策が重要だというのを改めて感じています。まず、第1点は、市長自身が今回の口蹄疫問題についてどういう受けとめをされているのか、市長の考えをお尋ねいたします。

○神園征市長 盛んに報道されて、大方の国民の皆さんが口蹄疫については、その危険性というものを認識されたと思います。この口蹄疫の防疫対策は、まず、病原体の進入を防止する。もし、その病気が発生した場合には、その被害を最小限に食いとめることが基本となろうかと思います。このため発生した際には、殺処分により本病の撲滅を図り、常在化を防止する対策を実施することが重要であろうかと思います。えびの地区あたりの制限は解かれたようでありますが、しかし、宮崎県では市の撲滅対策がとられているものの、収束までにはまだ時間がかかりそうでありますので、本市に進入することがないよう、消毒等の対策に努めてまいりたいと考えております。

〇2番牧信利議員 現在の防疫対策の状況について、御報告を願いたいと思います。

〇真茅学農政課長 口蹄疫の防疫対策の現状につきましては、まず、県の対策につきましては、 4月末までに県内のすべての牛、豚の健康状態の聞き取り調査を済ませ、異常のないことを確認 しております。また、消毒ポイントによる車両消毒を実施しているほか、家畜伝染病予防法に基 づき、牛舎や豚舎の全戸消毒の命令など行っております。なお、これらにかかわる緊急対策費と して、5月11日に約6億6,000万円の予算を計上してるところでございます。南薩地域では、南 薩家畜保健衛生所を中心に4月28日に関係市も加わって、南薩地域口蹄疫現地対策本部を設置 し、口蹄疫が進入した場合の初動防疫体制や必要な資材等について確認作業を行っております。 本市においては、県と連携を密にしながら口蹄疫進入防止のために、農家へ情報の提供や消毒の 徹底を呼びかけているところであり、家畜伝染病予防法第9条に基づき、消毒資材が牛と豚を飼 っている農家へ配付され、現時点で農家においては消毒資材は十分確保されている状況にあります。

〇2番牧信利議員 枕崎市における影響ですね、これを具体的にどのようになっているか、お尋ねします。

○真茅学農政課長 本市の肉用牛農家は13戸で、このうち子牛市場へ出荷する農家は1戸で、肥育経営主体の産地であります。現在、肥育牛は普段どおり出荷できており、あまり影響はないと考えておりますが、生産牛の農家においては、子牛市場が閉鎖され子牛の出荷ができない状況にあり、影響を受けている子牛は3頭となっております。酪農については5戸で、牛乳の出荷は普段どおりできており、影響は少ないと考えておりますが、家畜商が農場への出入りを自粛していることから、生まれた子牛の出荷ができない状況にあります。養豚の農家は26戸で、肥育豚の出荷が中心であり、普段どおり出荷できていることから、影響は少ないと考えております。しかしながら、子牛や子豚は導入ができない状況であり、口蹄疫の収束が長引きますと今後の肥育経営や肥育豚経営に影響が出てくることも考えられます。

〇2番牧信利議員 南さつま市、南九州市では、支援策を打ち出していますが、枕崎の支援策、 これは考えているのかどうかお尋ねします。

○真茅学農政課長 牛と豚を飼っている農家への支援策として、まず、消毒資材の配布が考えられますが、農家には既に消毒資材が配布されており、現時点で消毒資材は確保できている状況にあると考えております。また、子牛を市場へ出荷する生産農家は1戸で、市場が閉鎖されて影響を受けた子牛は3頭でありますが、対象農家への聞き取り調査では現時点において、経営への影響は少ないとのことであります。しかしながら、牛や豚の肥育経営においては、子牛や子豚の導入ができない状況にあり、これが長引きますと、今後の経営に支障を来すことも考えられますので、口蹄疫の動向や競り市等の開催の状況を見極めながら、今後、どのような支援策が必要かどうか、総合的に検討してまいりたいと思っております。

〇2番牧信利議員 次に、新規就農者対策についてお尋ねします。さっきも申しましたように、若者が地域に帰って来ると、農業をやるという徳之島の状況を見ますと、そういう人たちを支援するというのは、非常に重要になってきています。農水省の調査では、基幹的農業従事者202万人のうち、65歳以上が約6割、漁業者の約半数が60歳以上と、こういうふうになっているといいます。つまり、日本の食用自給率を支える後継者の確保というのが、差し迫った課題となっているわけであります。こういう点で、国の政策として当然、取り組むべき問題でもありますが、本市における新規就農支援策の現状、これについてどうなっているかお尋ねをいたします。

○真茅学農政課長 新規就農対策として、産業後継者育成奨学金制度と農業人材育成事業の2つがあります。まず、産業後継者育成奨学金制度は、高校以上の学校を対象に、卒業後、市内に就農することを条件として、在学中の学費の一部、毎月1万4,000円以内を奨学金として貸与する制度であり、学校卒業後、5年以上就農すれば返還を免除する制度です。また、農業人材育成事業は、市内で真剣に就農する18歳以上、50歳以下の者が対象で、条件により対象期間は1年から2年間、ファームサラリーの支給額は月7万円から20万円の範囲となっており、ファームサラリー支給終了後、5年以上就農すれば返還が免除される制度です。なお、この2つの制度は、重複して受けることはできないようになっておるところです。あ、すいません、奨学金制度の在学中の学費の一部助成は毎月4万1,000円以内となっているところでございます。以上です。

〇2番牧信利議員 では、この制度をどのように活用されているのか、その実情を教えてください。

○真茅学農政課長 まず、奨学金制度でございますけれども、現在まで17名の方が利用されているところでございます。ただ、その後、この利用された年度が平成5年から平成15年までということで、その後ファームサラリー制度等が出てきまして、ファームサラリーのほうでは現在、

12名の方が利用しているところでございます。

○2番牧信利議員 枕崎の年齢制限が18歳から50歳未満と、こういうふうになっていますが、 鹿児島市の平成20年4月1日現在の制度の説明を見てみますと、鹿児島市の場合は55歳、55歳 未満としているのがそのほかに霧島市もございますね。鹿児島市の支援制度の実態を見ると、機 械等の整備に対する助成、就農支援資金への利子補給、住宅リフォーム及び建設資金に対する利 子補給などを行っているというふうに出ております。枕崎においても、新規就農者の支援を強化 して、枕崎で農業をやろうという希望を持たせる取り組みが求められているのではないかと考え ますが、支援制度の見直しをする考えはないのかどうかお尋ねをいたします。

○真茅学農政課長 本市のファームサラリー制度につきましては、18歳以上、50歳以下という対象になっておりますけれども、これにつきましては南さつま農協と枕崎市、南さつま市、南九州市が連携して取り組んでおりまして、また、事業に伴う負担金につきましては、市農協受け入れ農家が負担しており、南さつま農協の中で同等の考え方で取り組んでいる状況にあります。対象年齢の50歳につきましては、当初、実施要綱を検討する際に議論になったところであり、本市の担い手農家として支援を受けてから、ある一定期間は頑張ってほしいとの考え方から、50歳になったところであり、これを例えば55歳に引き上げるのが妥当なのかどうか、南さつま農協や近隣市との協議も必要な事項でありますので、検討してまいりたいと思います。

また、利子補給とか機械整備等のということがございましたけれども、この制度の中でそういう拡充をしていこうということは今のところ考えておりませんけれども、そういうUターン者等が施設整備なり機械等を導入する場合は、例えば農業用施設の整備については、強い農業づくり交付金、また、農業の活性化推進施設等整備事業などがあり、活用できると思っております。いずれも、3戸以上の農業組織をつくることが条件であります。

また、農業機械の導入については、農畜産業機械等リース支援事業を活用できると思いますが、 採択条件として認定農業者になっていることが必要であります。また、このほかに、農業近代化 資金などの低利な制度資金も農業用の施設や機械が整備できるようになっている、そういう事業 等があるところでございます。

〇2番牧信利議員 いわゆる川辺地区というのか、南薩地区というのか、そこでの話し合いで決まっているんだと言うんですが、今は80になってもやっている人がいるわけですからね。それは20で始めても途中で亡くなる人だっているんですよ。年齢が問題じゃなくて、そういう農業を頑張ろうという人をどれだけつくるか、ここが基本にならないと年齢でどうこうということじゃ農業の発展というのは、取り組めないと思うんですよね。だって、定年になってから農業を始める人だっているわけですから。そういったやりたい人、続けたい人はみんな担い手だというそういう立場での行政のやっぱり考え方の転換がないといけないなと。当然、年齢によって死亡危険率というのは、高くなるほど危険率は高くなるんですが、しかし、それはどんな年齢層においても同じですよね。だから、そういう点から考えると、やはりもう少し、よし、枕崎帰って農業をやろうかという人たちが元気になるようなね、制度として改善するべきだと思うんで、最後ここは市長に考え方をお尋ねをしておきます。

〇神園征市長 先ほど課長のほうから答弁がありましたように、この南さつま農協管内、よく話し合ってですね、改善できるところはないのか、それについてもじっくりと話をしてみたいと思っております。

〇2番牧信利議員 市長は、これは枕崎が提起しないといけないんですが、枕崎が提起するという確約をされますか、市長。

○神園征市長 私自身、もっと勉強をしてみないと今の時点でですね、こうするということはお答えしにくい状況にありますので、御理解いただきたいと思います。

○2番牧信利議員 市長は1期目を4年、そして休養期間を4年、8年言うなら実地とみずから

の研究の時間があったわけですから、まだ勉強が足らんというんじゃ、ちょっとやっぱりおかしいと思いますね。あなたは選挙のときも言ったでしょ。私は一生懸命この4年間勉強をしてきたんですよと言ったんだから、農業のことはしなかったわけだ。それじゃやっぱいかんから、専門家がいるんですから、後ろに控えているわけですから、その人たちから学んで、それで実際にそういう制度を活用している方々の意見も聞けばいいですよ。生の声で、さっき米倉議員が市民の声に耳を傾けてくださいと一生懸命言っていましたが、まさにそのとおりなんです。だと思いますからひとつ、勉強をしてなければ急いでやって、具体的な行動に移していただきたいと思いますね。

そいで、3番目にお尋ねしますが、日本農業に大打撃を与えるEPA、経済連携協定交渉、それからFTA、自由貿易協定交渉、これを実施をやめるように要請すべきだと考えている。FTAが実施されますと日本の自給率は12%になると、こういうふうに農水省も試算をしているわけですね。現在、政府はこれを50%に引き上げるんだと言っていますが、その一方ではこういう交渉を進めていっている、全く矛盾することなんですが。ですから、もうはっきりしている、これは。こういう輸入自由化を推進するような農業破壊の政策は、断固として阻止するというのが、日本の農業を守り、自給率を守るために重要だと思うんですが、市長の見解をお尋ねいたします。

○神園征市長 EPA、FTA交渉におきまして、1番我が国の農業に影響が大きいと考えられるのは、オーストラリアとのEPA交渉でありますが、仮にオーストラリアからの輸入が完全に自由化された場合、平成18年12月に出された国の試算によりますと、小麦、砂糖、乳製品、牛肉の重要4品目の影響額を7,900億円としており、関連産業まで含めると3兆円規模の影響があるとの試算もあります。食糧自給率の低下、また、アメリカなど他の国からも完全自由化を迫られる恐れがあり、我が国の農業の受ける影響ははかり知れないものがあると予想しております。このようなことから、EPA交渉におきましては牛肉や乳製品などの重要品目が交渉から除外されるなど、例外的処置が講じられるよう願っておりますが、本市においては日豪EPA交渉に当たっては、重要品目、米、麦、牛肉、乳製品、砂糖などを交渉から除外するなど、例外的処置を確保すること。また、これが認められなければ交渉の中断も含め、厳しい判断をもって交渉に臨むことを内容とする意見書を平成19年3月に政府に提出しております。今後も、機会あるごとに本市農業を守る立場からそのような意見を関係機関へ述べてまいりたいと思います。

〇2番牧信利議員 次に、高齢者が安心して暮らせるまちづくりについてお尋ねします。市長自身、コミュニティバスをマニフェストで掲げられましたが、なかなか難しいんだと先ほど御答弁もありました。ただ、今、高齢者からどんな声が聞こえてくるかといいますと、近くに店がなくて買い物が大変だ、体が不自由で買い物ができない、ま、こういう声ですよね。地域を見ますと、大型店の進出によって地域から商店がなくなっている、そういう点からいきますと、買い物に不便を感じている高齢者がふえているのではないかと、私は考えるわけです。地域社会の構造の変化が高齢者の生活に大きな影響を与えています。

秋田市はこういう問題をアンケートをとっています。買い物環境に関するアンケートという、65歳以上の方々を対象にしておりますが、この中で徒歩圏内に行きたいお店がない、33.5%ですね。家族協力がないと行きたいときに買い物ができない、23.6%、重いものが持てないため1度に少量しか購入できない、20.2%、車や自転車の運転がしんどくなってきた、9.6%、そのほかに車がないが8.8、買い物を手伝ってくれる家族等がいないというのが7.3、ま、こういうのを秋田市が調査結果を発表しております。経済産業省の地域生活インフラを支える流通のあり方研究会というのが、5月の14日ですね、過疎地の高齢者の日常の買い物が困難な買い物弱者に対し、行政や地域が支援策を講ずるように求める報告書をまとめたと、こういうふうになっております。買い物弱者と言われるのが、この内閣府のアンケートで全国で600人程度いると、推

定されているということであります。こういう点から考えていきますと、まさに枕崎のそういう市民の皆さんの声というのは、まあ、どこでもあることなんですが、切実問題だというふうに思っています。だから、どこに住んでいても安心して生活できるまちづくりが今後、求められているのではないかと、高齢者の置かれている現状にどのように対応するのか、今後の取り組みについての御見解をお尋ねをしたいと思います。市長にお願いします。

○神園征市長 かつてどの地域にも、いわゆる小店と言いますか、パパママストアーと呼ばれるものがありまして、そこの地域の人たちの寄り集まり場所にもなっていて、いろいろと会話が交わされておったわけですが、いつのころからか流通革命の名の下に大型店の進出が著しく進みました。その結果として、商店主の高齢化とも相まって、パパママストアー等が急速に消えていってる状態であります。したがって、買い物に不便であるということは、まさしくそのとおりであります。これを各地域にかつてのような店をつくれということは、その店が成り立つかどうかを含めまして、かなり厳しい条件があろうかと思っておりまして、そういうところからも町なかへ買い物に楽に出かけられる、そういった施策を講じなければならないと思っております。それも、コンパクトシティを言うゆえんであります。今、急ぐべき課題としまして、市街地の空き地、空き家、空き店舗対策を中心に地域住民の意向や空き家、空き地等の状況を調べ把握しながら、民間施設とかあるいはSOHO、スモールオフィス・ホームオフィスなどの立地誘導策とか、町なか居住の促進策、そういったことと並行して、先ほど交通のいわゆる足についてやりとりがありましたけれども、そういうものをいっときも早くですね、住民に便利な足が確保できるように考えていかなければいけないと、これ急がなければならないと思っております。

○2番牧信利議員 今、町の中でですよ、懸命に頑張っておられるお店屋さんもあるわけですよね。だから、そういう方々も含めてね、地域でお店屋さんそれぞれは自分の経営を守らなければいけませんから、それを犠牲にしてどうのこうのちいうのをお願いするわけにはいかないわけですね。ただ、そういう方々の知恵を出してもらう、地域の皆さんの知恵を出してもらう、そういう中でその地域での買い物しやすい町をどうつくるかと。こういうものをやはり、取り組んでいく、ま、市長は市民協働と一生懸命言っておられるから、そういうことが必要だと思うんですよね。だから、そういうまず、知恵の出し合いをすると、何ができるのかと、自分たちに。そういうことをぜひ、取り組んでいただきたいと思います。これは、やはり具体的な取り組みがないと、進まない問題だと思うんですよね。市長も今、答弁されましたけれども、実際に現実は極めて厳しくて、米は自分のうちでなんとかまとめ買いしているから炊けるけど、おかずを買いにいけないちゅうわけですから。タクシーに乗ると1,500円ですと。すると、2~300円のおかずを買うためにですよ、膨大なタクシー料金を払わんといかんと。これはもう、実際上は、言うなら味噌と塩とおかずにして食うような、そういう状況という声も聞いております。だから、ぜひ、そういう取り組みをしていただきたいと思いますね。

2番目は、交通支援策の問題で、今、言ったように、タクシーを使わないと市街地の人でも買い物にも行けない、もちろん病院も。病院に行くけど、病院代よりもタクシー代のほうが高くつくと、これが実情ですよね。だから、先ほどもいろんな交通体系の問題が出ましたが、やはり、なかなか財政上の負担の問題もあって、コミュニティバスも乗り手が少ないとか、金の出費がかさむとかというので、なかなかうまくいかないちゅう部分も出ていると報告されています。

最近、注目されているのは、これインターネットで見てみましたが、山形県の飯豊町ですね、ここではほほえみカーちいう、いわゆるデマンド型交通システムを取り入れている。利用する便の出発30分前に予約センターに電話をすると。予約センターが受付をした予約に応じて、利用者の家を回って乗り合わせて目的地まで運ぶと。ま、こういうことで、利用者数が平成20年7月運行開始から5万人を超えると。こういう報告が出ておりましたね。ですから、そのバスを出してもらうと、牧さん、ちょっとこれは困ったことになるよと、タクシーの運転手さんが言うん

ですよ。我々は今、もう、年寄りの皆さんで何とか食いつないでいるんだと。これにバスが出てくると、我々は上がったりだと、こういう話もありましたから、こういうのをやるときはやっぱり、市内のタクシー業界などとも十分連携をとって、そういう人たちの力もお借りするというのが必要だなというのを考えているんですね。この問題の取り組みは、まだ今からだということですが、これは企画調整課長が担当ですので、専門的な立場からの御見解をお尋ねしたいと思います。

〇山口英雄企画調整課長 先ほどの質問者にも御答弁申し上げましたけれども、高齢者を含めま した交通弱者の方たちの交通手段の確保というのは、今後、非常に重要なものだというふうに考 えております。今、質問者が言われましたとおり、形態としましてはコミュニティバス、あるい はデマンドバスといったものを他の自治体で導入している事例もございますけれども、言われま したように、コミュニティバスの場合には一般的に料金が低廉としているため、収支の均衡がと れない。また、デマンドバスにつきましては、確かに予約することで利用者のほうは利便性が向 上する面というのもございますけれども、ある意味でほかの通常の利用者の方たちが、いつバス が来るかわからない、その日によってバスの到着時間が変わるといった、ま、使用時間が日に日 に変わってしまうということ、それから、その予約するためのシステム的な投資が必要な場合が あったりということで、こちらもまた、そういった経費的な面で問題があると、そういったこと もございます。で、市としましては、そういった交通形態のほかに、福祉バスの活用ができない か、あるいは当然、実施するとなりますと、旅客運送事業者との調整、そういったものも必要と なりますので、そういった今後、クリアすべき課題も非常に多くございます。現在、それぞれの 形態について、いろいろな課題の抽出作業を進めておりますけれども、この交通手段の確保対策 というのは、コンパクトシティの実現という観点からも非常に重要であり、不可欠であるという ふうに考えておりますので、どのようなシステムが本市にとってより望ましいのか、今後、具体 的に検討を進めてまいります。

○神園征市長 先ほど、議員がおっしゃったようにですね、バスとか公共のものだけじゃなくて、実際にタクシー業者のタクシーを借りて、乗り合いタクシーとか、そういったものをやっているところもあったりしますので、そういう方面もまた、研究してみたいと思っております。そして、買い物で言いますと、買い回り品、いわゆる身の回り品も近くになくなりつつあるわけですね。いわゆる、走る魚屋とかですね、あるいは車にいろんな身の回り品、日常の生活に必要なもの、そういったものを積み込んで各集落を回るとか、そういったこともやっているところもあって、高齢者等に大変喜ばれているというような話も聞きます。そういったものも、何か出てくれればなと、今、市のほうでそういったものをということもちょっと考えられませんけども、そういうふうにも思っております。今後、大いに検討してみたいと思います。

〇2番牧信利議員 市長も施政方針で今後の高齢者の計画をつくる上で調査もしたいと、移行の 調査をしたいというのを言っておられる。ですから、要はどういう要求があり、どういうものを 皆さんが考えているのかというのを、やっぱり市自体が全体としてつかんでいかないと、役所の 中での判断だけでは、やはりずれてくると思いますので、その点は十分お願いしたいと思います。

次に国保問題です。全日本民主医療機関連合会、通称民医連と言っていますが、3月11日に2009年国民健康保険など死亡事例調査、こういうのを発表しております。この関係では、1年間で民医連の病院診療所がかかわった人だけで47名の方が亡くなっている。そのうち、27名は全く保険証を持っていない無保険者、10名は短期保険証または資格証明書交付をされた人、残り10名は正規の保険証がありながら、窓口負担が重いという経済的理由で受診が遅れたという方で、男女比率では男性が圧倒的で83%、50代、60代が8割を占めていると。男性のこの方々の置かれている厳しい状況というのが示されていると思います。そういう点から、まず、時間もありませんが、基本的な問題でお尋ねします。これは健康課長がお答えいただければいいと思い

ますが、国保世帯数、国保税の滞納世帯数、資格証明世帯数、短期被保険者発行世帯数、これをお聞きいたします。

〇西之原修税務課長 国保税の滞納世帯数ですけど、平成21年度末、22年5月末現在の滞納世帯数は471世帯となっております。

○今給黎和夫健康課長 被保険者の世帯数でありますが、21年度末で4,589世帯、そのうち滞納 世帯はもう、申し上げましたけれども、資格証明書の発行世帯数が14世帯です。そして、短期 被保険者証が126世帯に発行しております。なお、この資格証明書等の発行と保険証の更新が3月末ですけれども、今年度の7月改正におきまして、高校生以下の人たちには6カ月未満の短期保険証ということになっておりますが、当市におきましては3月の更新時にその人たちの分についても、そのような措置をしております。

〇2番牧信利議員 だんだん、だんだん、声が小さくなっているようですよ、もう聞こえなくなるんで最後まで語尾は確かにやっていただきたいと思います。それでは1つだけ、年所得200万のモデル世帯での国保税はいくらか。

〇西之原修税務課長 所得別モデルでの税額につきましては、今、200万の世帯でということなんですが、40歳以上の夫婦と子供2人の4人世帯、固定資産税なしという設定で平成22年度の税率でいきますと、28万8,100円になります。

〇2番牧信利議員 すると、これは私今、電算機持ってきていないんですが、所得に対する割合は何%になりますか。

〇西之原修税務課長 このケースでいきますと、収入では約311万程度になろうかと思っております。(「割合、所得に対する国保税の割合」と言う者あり)

○西之原修税務課長 14.4%になります。

○2番牧信利議員 200万の所得というのはですよ、言うなら16万ぐらいですよ、月にするとな。そういうことですから、実際上、200万と言いますと、16万と言いますと、生活保護世帯ですよ。そういう人たちから、14.4%の税金を取っていかれるということですよね。だから、国保税は高いと、払いたくても払えないと、こういう状況は当然のことと言えるわけですね。そういう点では、国保税のこの現状について、市長自身はどういうふうに受けとめていらっしゃいますか。

○神園征市長 国保世帯の滞納状況等は、先ほど担当課長が述べたとおりでありますが、昨今の経済状況等によりまして、市民生活が大変であることは、私自身も市長としても十分に認識しております。国民健康保険税は、所得が一定の基準を下回った場合、軽減制度もございます。それに加えて、4月からは非自発的な失業者を対象に国保税の軽減制度も始まっております。また、国保税を滞納した世帯について、7月からは高校生以下に6カ月の短期保険証を交付することとされておりまして、その他の滞納世帯についても納税相談等をすれば短期保険証を交付しますので、必要な医療が受けられないことがないように、今後とも対応していく考えであります。

○2番牧信利議員 この200万世帯で2カ月分が国保税に消えるというような状況でしょう、実際言ってね。だから、実際に保険料を払っていても、保険証を持っていても、死んだ人がいると先ほど調査報告がありましたが、窓口での負担の軽減ちいうのが、これが豊留議員が前議会でも質問をいたしましたが、国保法の第44条一部負担の減免、これをぜひ、実施をすべきだというふうに思うんですね。国の基準待ちだというのが3月議会での当局の態度でした。しかし、国の基準待ちでなくても、そういうことは間違いだというのは2002年に沖縄県の豊見城市で一部負担金減免申請というのに対して、市が前例がないと言って承認しなかった、申請を。これに対して、不服審査請求を受けた沖縄県国保審査会は、請求を認めて免除申請の不承認は国保法に違反するとの審判を下しております。ですから、市にそういう基準がなくても申請が出たら、法に基づいてきちっと処理をするというのが自治体の当然の役目となっています。これについてはですね、元の旧の厚生省、1959年、1960年の厚生省、健康保険課長の通知を出していますが、一部

負担金支払いが困難なものに対して、徴収猶予及び減免の制度の適正な運用を行うとともに、被保険者に対してその趣旨を普及させるようにという指示を出しているわけです。政府は従前からこういう指示を出している、実際、そういう点ではそういう基準をつくっている霧島市もつくっていますよね。そういう実際の一部負担金減免の実績はどうかというのが、厚労省から発表されていますが、1位が大阪府で6,322件の申請があって、6,175件実施をされている。鹿児島県では586件実施をされている、鹿児島県も割と大きい実施をやっているわけですね、県内ですよ。こういう点では、まず、市民にこの国保の第44条の一部負担軽減というのを知らせるという、そういうのを知って申請をした人に対しては、きちっと受理して処置をするというのが当然のことだと思いますが、こういう点で市長はどのように考えますか。

- ○俵積田義信議長 市長、ちょっと時間が1分30秒しかありません。そのつもりで答弁をお願いします。ブザーが故障ですので、お願いします。
- **〇神園征市長** その判定基準につきましてですね、現在、まだ明確でないところがあったりしますので、国のほうで今年度中に全国一律の基準を作成して、実施要領を通知する予定となっていますので、国のほうの通知を待って対応をしたいと考えています。 (「時間がないので、わずかな時間でもう、走ります」と言う者あり)
- **〇2番牧信利議員** 高齢者医療制度はちょっと省きまして、道路行政。通山のゲートボール場沿いの道路を市道に編入して舗装をしてほしいという要望ですね。2番目は、桜木町のグラハンパチンコと終末処理場の間の道路、これが非常に傷んでいるので、これを改善をしてほしいと。この2点について、お答えください。
- **〇松野下祥一建設課長** 当該道路につきましては、市道認定基準に合致していないため、認定は考えておりません。このため、以前から道路舗装等事業補助金交付要綱で検討をお願いしておりましたが……。
- ○俵積田義信議長 時間です。本日はこれをもって散会いたします。

午後4時6分 散会

本会議第3日

(平成22年6月8日)

平成22年枕崎市議会第3回定例会

議事日程(第3号)

平成22年6月8日 午前9時30分開議

| 日程 番号 | | 件 | 名 |
|----------|------|-------|--------------------|
| 1 | 一般質問 | 立 石 幸 | 徳 議員 (60ページ~68ページ) |
| | | 今 門 | 求 議員 (68ページ~75ページ) |
| | | 茅 野 | 勲 議員 (75ページ~77ページ) |

○ 本日付議された事件は議事日程 (第3号) のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1番 俵積田 義 信 議員 2番 牧 信 利 議員 茅 3番 板 敷 作 廣 議員 4番 野 勳 議員 今 門 5番 村 上 3 工 議員 6番 求 議員 7番 原 村 且. 議員 8番 板 信 議員 元 敷 重 之 9番 畠 野 宏 議員 10番 米 倉 輝 子 議員 沖 袁 強 議員 12番 豊 留 榮 子 議員 11番 13番 中 原 信 議員 佐 藤 公 建 議員 重 14番 15番 田 武 夫 議員 16番 新屋敷 幸 隆 議員 袁 17番 立 石 幸 徳 議員 18番 上 釜 議員 11 ほ

1 本日の書記次のとおり

久木田 敏 事務局長 橋之口 寛 書記 平田 俵積田 昭 書記 寿 書記 光 宮 元 気 書記 崹

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神園 征 市長 地頭所 恵 副市長 ___ 総務課長 永 留 秀 山口 雄 企画調整課長 英 南 田 朗 水産商工課長 俵積田 寿 博 市民生活課長 敏 今給黎 力 財政課長 濹 芳 福祉課長 白 輝 茅 松野下 建設課長 真 学 農政課長 祥 今給黎 和 男 健康課長 西之原 修 税務課長 迫 野 豪 水道課長 茶 屋 盛 忠 下水道課長 中村 責 郎 農委事務局長兼農振係長 亰 田 勝 美 市立病院事務長 俵積田 清 文 財政課参事兼財産管理係長 揚 村 芳 江 健康課参事 三 島 洋 Ш 口 英 夫 教育長 台 教育委員会総務課長 日 高 孝 学校教育課長 佐 藤 祐 司 生涯学習課長 天 達 章 吾 文化課長 春 田 浩 志 保健体育課長 今給黎 給食センター所長 田野尻 龍 浪 武 志 監査委員 幸 監查委員事務局長 義 孝 選管事務局長 兀 元 児 玉 篭 原 均 会計管理者兼会計課長 東中川 徹 行政係長

午前9時30分 開議

本日の議事日程はお手元に配付してありますので、御承知おき願います。 昨日に引き続き、一般質問を行います。

立石幸徳議員。

「立石幸徳議員 登壇〕

O17番立石幸徳議員 おはようございます。

通告いたしました主題に基づき、一般質問をしてまいります。

昨今の地方自治体をめぐる大きな出来事の1つに、北海道夕張市の財政破綻を取り上げること ができます。2006年6月、ちょうど4年前の6月、夕張市長による財政再建団体申請の表明は、 自治体関係者に大きな衝撃を与えました。この夕張ショックは地方債の流通利回りの格差を一時 的に拡大させましたが、1年後の2007年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律、略 称地方財政健全化法が成立し、自治体財政に対する新たな規制の導入がなされたところでありま す。新制度のポイントとしては、財政の健全性を判断する指標として新たに4つの指標、つまり、 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率を導入されまして、4つの指 標のうち1つでも基準以上となれば、早期是正の対象となって財政健全化計画を策定することが 義務づけられております。従前の地方財政再建法が、基本的には財政破綻した自治体への財政統 制の制度でありましたが、地方財政健全化法は健全段階から、すべての自治体に財政指標による 統制の網がかけられることになります。新たな4つの指標の中で、実質赤字比率、連結実質赤字 比率、そして、実質公債費比率の3つがフロー指標として位置づけられるのに対し、ストック指 標としての将来負担比率に関しては、自治体の公社、本市におきましては土地開発公社が該当い たしますが、そのほか第三セクター等を含めた実質的負債による指標を監査委員の審査に付し、 議会に報告し、市民に公表するようになっております。2009年4月1日、昨年4月からこの地 方財政健全化法が全面施行されるに当たって、総務省は昨年6月23日、第三セクター等の抜本 的改革の推進等についてという指針を通知いたしております。第三セクター等の抜本的改革につ いて、先送りをすることなく、早期に取り組み、将来的な財政負担の明確化と計画的な削減に取 り組むべきだとした上で、その改革を推進するため事業の整理または再生を実施する上で特に必 要となる経費については、地方債の対象とすべきだということが提言をされまして、平成21年 度から平成25年度までの時限措置として、第三セクター等の整理または再生のために、特に必 要となる経費を地方債対象とする特例措置も施行されたところであります。この総務省指針は、 それぞれの各地方自治体においては現在、第三セクター等が行っている事業の意義、採算性等に ついて改めて検討の上、事業継続の是非を判断し、債務調整を伴う処理を行う場合には、法的整 理等の活用を図ることと、事業を継続する場合でも最適な事業手法の選択と民間的経営手法の導 入を検討し、三セクの存廃を含めた抜本的改革を集中的かつ積極的に取り組むよう求めています が、本市におきましては、この点の検討はどのようになされているものなのか、特に近い将来、 金銭債務の支払いが困難になると予測できる第三セクターが存在するものなのか、具体的かつ明 確な見解を最初にお尋ねいたします。

「神園征市長 登壇〕

○神園征市長 地方公共団体が出資等を行っている第三セクターにつきましては、その経営状況が著しく悪化している場合は、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが予想されることから、総務省は第三セクター等の抜本的改革等に関する指針等を示し、第三セクター等の経営状況等の把握、監査、定期点検を行うとともに、累積債務等により経営が著しく悪化した第三セクター等については、外部委員による経営検討委員会を設置して存廃も含めた抜本的検討を行うなどのガイドラインを示しています。この指針等に基づき、本市の第三セクターについて担当課と

総務課を中心に経営状況の検討、分析を行っているところですが、一部の第三セクターにおいて厳しい経営状況が認められたものの、昨年度の段階では直ちに国の指針が示すような、外部委員による経営検討委員会を設置する状況ではなかったところであります。しかしながら、経営状況が厳しい第三セクターについては、引き続き的確に経営状況等を把握して、点検、評価や問題点の検討を行わなければならないと考えておりますので、第三セクターみずからが経営状況等の点検、評価を行い、経営改善の取り組みを行うよう指導するとともに、今後、庁内において必要な対応を検討し、適切に対応していきたいと考えております。

〇17番立石幸徳議員 ただいまの市長答弁に関しましてですね、具体的に本市の土地開発公社 あるいはお魚センター等の三セクの状態を踏まえながら、もう少し掘り下げた質問をさせていた だきたいと思います。

市長は去る6月4日の本市議会初日本会議におきまして、お魚センター等の第三セクターについては、総務省が示した第三セクター等の抜本的改革に関する指針を踏まえ、経営状況を的確に把握し、健全な経営がなされるよう適切な指導、監督を行うと、これが市長の施政方針でございます。そこで、この指針を踏まえてですね、先ほども市長が幾つか挙げられました本市の三セクの実態、総務省指針をきちんと踏まえているのかというのを、私、検証させていただきたいんですよね。総務省指針は、存廃を含めた抜本的改革を行うに当たっては、第三セクター等により提供される財、サービスの経済的性格を含めた事業そのものの意義、それから採算性、事業手法の選択等について、広範かつ客観的な検討を行って、最終的な費用対効果をもとに判断をすべきであると、これが総務省指針です。そこでこの採算性の判断に当たりまして、本市の土地開発公社、並びに南薩エアポート、さらにはお魚センターなどの三セクはですね、採算性があると判断されているものなのかお尋ねをいたします。

〇地頭所恵副市長 ただいま議員お尋ねの第三セクター等の抜本的改革等に関する指針に基づく 採算性の判断ということでございますが、この指針の中に採算性をどのように判断するかという 基準が定められておりまして、ちょっと細かなことは割愛をいたしますが、一定の基準に該当す るものについては、採算性がないものというふうなことで判断するのが適当であるというふうに 書いてございます。これに基づきまして、それぞれの第三セクターについての採算性を判断して いるところでございますが、その事業の意義自体はいずれの団体につきましても行政目的と一致 しているというふうな判断をしているもののですね、一部の第三セクターにつきましては、単年 度の収支は赤字になっていたりとかいう面で、採算性が今の状況では、あまり認められないとい うような状況にある団体があることは確かでございます。ですので、そのような判断をしており ますが、ただ、現時点で直ちにですね、先ほど市長が答弁申し上げましたように、直ちにその法 人の廃止までを含めてですね、判断をする段階にはないというふうな庁内での判断があったわけ なんですが、ただ、経営状況というのは毎年度、刻々と変化をしておりますので、今議会にもそ れぞれの第三セクターの決算状況を報告していくことになっております。それらの毎年度変わる 決算状況、経営状況等を適切にですね、見ながら、必要な対応をとっていくことが大事であると。 ですから、議員がおっしゃられた指針を踏まえて、刻々の経営状況を踏まえた対応をする必要が あると考えております。

〇17番立石幸徳議員 答弁がよくわからないんですけどね。揚げ足を取るつもりはないんですけど、その詳細な部分を割愛してもらうと困るんですよ。個々の事業をどう判断するかということですからね。それは、時間はゆっくりありますので、割愛をしないできちっと言っていただきたい。で、副市長の答弁を私なりに整理しますと、総務省指針と本市の庁内の判断は違うということですか。そういうふうになりますよ。具体的にですね、1つ1つ取り上げていきますが、この総務省指針で示している処理策検討の手順、この4番目からいきますけど、土地開発公社、ここの総務省指針はですね、採算性がない土地開発公社として債務保証または損失補償をした借入

金によって取得された土地で保有期間が5年以上であるものを保有しているもの、本市の場合の実態はどうなっているんですかね、この関係でですね。それから、三セクの関係では総務省指針は損失補償を行っていない第三セクターについて、ア、イ、ウございますけど、そのイに債務超過であるのも、このお魚センター等は21年度末決算書を先般、議会報告されましたが、1億9,000万円ほどの累積債務でございます。そして、債務超過になっているわけです。これ、総務省指針にまさしく合致する採算性のない三セクでございます。さらに、南薩エアポートにつきましても、地方公共団体から補助金等の財政援助を受けている場合、これにエアポートも合致するんじゃないんですか。今、私、土地開発公社、お魚センター、南薩エアポートの実態と総務省指針を照合してみましたけど、今、3つの法人は、ま、公社もありますけどね、総務省指針からいくと、もう採算性がないという分類ですよ。それを直ちに云々ということじゃなくて、庁内でどう判断されたのか、もう少し明確な答弁をいただきたいですね。

〇地頭所恵副市長 ただいま議員のほうから具体的に御指摘がございましたので、この指針の内 容に沿ってお話をいたしますと、確かに、まず、土地開発公社につきましては、この指針にあり ます借入金によって取得された土地で保有期間が5年以上であるものを保有しているものと、こ の処理策検討の手順の採算性がないものと判断するというのが適当というものに該当するという ふうに思っております。それから、お魚センターにつきましても、今、議員がおっしゃった債務 超過の部分、それからエアポートにつきましてはですね、その財政の援助というのが委託が当た るのかどうかというのがあると思いますので、そこは直ちに認められるものではないとは思いま すが、いずれにしても採算性についてはですね、課題があると言いますか、採算性に問題がある というのは確かでございます。ただ、採算性に課題があるもの、それが直ちに廃止をするのかと いうと、それはまた、別なお話でございまして、こちらの指針のほうでも採算性を判断した上で、 採算性がないものにつきましても、直ちに廃止という判断ではなくて、いろんな選択肢がある。 事業手法をいろいろ検討すべきだという形になっておりまして、その中で引き続き三セクで続け るけれども、もちろん経営改革を実施するという形で経営を続けるというような選択肢も事業手 法の選択の中で選べるような形になっております。ですから、この指針に基づきまして、私ども としましては、直ちに廃止という形ではなく、それぞれの三セクでのさらなる経営の改革を進め ていくというのを第一義的に妥当ではないかと判断をしたところでございます。

○17番立石幸徳議員 いや、執行部判断は執行部判断でなされると思うんですけれどもね。ただ、この総務省指針はですね、さらにですね、情報開示の徹底による責任の明確化ということを指針の中で位置づけているんですよ。つまり、今、副市長が答弁されたような実態があるけれども、今後、経営改革等をしてよくしていくという、それはそれであったにしても、じゃあ、実際それが議会あるいは住民にどれだけの説明責任を伴ったものになっているかということを、これは総務省指針ではきちっと様式まで備えて、指針を出しているんですよ。こういった形でこういう様式のもとに住民、議会の三セクに対する理解を求めなさいと。副市長が言われた、実態が厳しいけれども今後、いろいろと改革するというその選択ですね、事業採択、それにつきましても事業採択の経緯とこれまで実施した対策の内容、その効果、経営の責任、経営悪化の原因について明らかにするとともに、会計処理、決算報告等が適正であったかどうかも留意する必要があると。実に詳細な指針になっているわけです。ただ実態が厳しいけどやります、やりますでですね、改革しますよと言って、総務省指針を踏まえたということにはならんですよ。どういう判断で、どういう説明責任で今、言われたその直ちに廃止はしないということに至ったのか御答弁をいただきたいと思います。

○地頭所恵副市長 住民、議会への説明、情報公開につきましては、御指摘のとおりこの指針の中でできるだけ詳細に報告、情報公開を図るべきであるということで示されているところでございます。その中身につきまして、この指針どおりになっていない部分はもちろんあるわけなんで

すけど、決算状況につきましては、今回の議会の最終日にも報告をするようなことになっておりますので、その決算、経営状況の報告はしかるべくさしていただいていると考えております。ただ、今、議員御指摘がありました今の経営健全化に向けての市の取り組みの状況でありますとか、それから、今後、方針をどういう形で決定し、それを実現していくのかということの報告につきましてはですね、この指針を踏まえてどういう形でやるのがいいのか、また検討をして対応したいというふうに考えております。

O17番立石幸徳議員 いや、あのですね、一応本市の三セクについては直ちにということではなくて、とりあえず事業継続をするという執行部判断があるわけですから、その執行部判断はどこから出たということがきちんと説明が今の段階でつかないといけないんじゃないんですか。今後、その説明を検討しますというんじゃおかしいんじゃないですか。この抜本的処理策検討のフローチャートの中でも、きちんとまず、事業そのものの意義をどう位置づけるか。そして、採算性がある場合とない場合をきちんと図示をしてですね、採算性がない場合は完全民営化とかあるいは自治体が直営をするとかいういろんな選択の中で取り組んで、そのことを議会、住民にきちんと説明するようになっているんですよ。だから、それがなくて、ただ事業は継続しますと、何とかいけそうだというようなことではこの総務省指針を踏まえているっちことにはならないと思うんですけどね。再度、その点の見解を重ねてお伺いいたします。

○地頭所恵副市長 議会それから住民の方への情報の提供の仕方につきましては、今の時点で十分でないという御指摘だと思いますが、こちらのフローチャートにございますように、事業の手法の選択の中で引き続き第三セクター等で積極的な経営改革を実施という選択をするフローもありますので、そういった方向で今の時点では判断をしているところでございます。具体的な内容の議会への説明、それから住民の方への情報の公開の仕方等につきましては、御指摘を踏まえて検討したいと考えております。

〇17番立石幸徳議員 これはもう、要望も兼ねてですね、最後に確認をしておきますけど、当 面何回も言うように、執行部のほうでは先ほどから挙げている開発公社、あるいは三セクについ て事業継続という判断をされたわけですね。そうしますと、その判断をした根拠を当然ながら同 時に議会、住民には説明をしなければなりませんよ。判断はしました、その説明はまた後日やり ますでは、おかしいじゃないですかということを言いたいわけです。当初からですね、この三セ クの件でいろいろいろいろ申し上げているのは、最初申し上げましたこの将来負担比率、本市に 関しては、残念ながら県内で1番悪い最悪の200%を超えた比率となっております。いろんな要 因があるわけですけれどもね。じゃあこのような将来負担比率の中には、もう御承知のとおりの 三セク部分とあるいは開発公社等の債務も負担比率の中に加わっていくわけですから、この比率 を改善するということになれば、当然、三セク公社等のいろんな債務改善、経営改善もしなきや ならんですよ。それから今度の一般会計補正にも出ている、その新公会計制度についてもですね、 来年度からさっそく委託の予算までつけて、新たな公会計制度をスタートしようとしているわけ ですからね。この点の質問で、最後にこの三セクの改革スケジュールと言いましょうか、当然、 日程的に三セクのこの改革手当債と言いましょうか、地方債の借り入れをする場合にもですね、 時限が決められているわけですので、そんなに長い時間は与えられていないと思うんです。さら に、私の質問で取り上げているこの、平成21年6月23日、1年前の総務省指針の前年、平成20 年6月30日付の総務省指針では、平成20年度までに外部専門家等で構成される経営検討委員会 の設置、それから、その検討結果を踏まえて平成21年度までに、仮称の改革プランを策定する というガイドラインが出されているわけです。もう既に、21年度は終わったところですが、こ の辺の改革スケジュールにつきましては、現段階ではどのような対応をされているわけですか。 〇地頭所恵副市長 改革のスケジュールについてのお尋ねでございますが、この第三セクター等 の抜本的改革等に関する指針につきましては、先ほど議員の御質問の中でもありましたように、

夕張の財政破綻等を踏まえまして、特に、夕張の場合は第三セクターの中で大規模な赤字があり、それが表に出てなかったと、隠されていたというような状況があったことからですね、その第三セクターのそういう経営状況を明らかにした上で、必要なものは整理をするということが必要だということでこの指針が定められて、25年度までの間でそういう抜本的に見直して、廃止等をする場合の必要な経費について起債の対応ができるというような趣旨で設けられた指針でございますので、もしそういうような形で整理をするとなればですね、その25年度の最終を見据えながら考えないといけないというところではございますが、今の時点では直ちに廃止という判断をしていないところではございますので、この指針の終期を見据えるという話ではなくて、とにかくその経営の改善につきましては、できるだけ早く改善していく必要があるのはもう、当然でございますので、方向性等につきましてはですね、21年度の決算の状況も踏まえまして、速やかに検討をして、この指針に基づいた新たな対応が必要なものについてはですね、方向性を出していきたいというふうに考えております。

O17番立石幸徳議員 方向性は出さんといかんのでしょうけども、私はスケジュール的にこれはもう、おくれているじゃないんですかということを指摘したいんです。それから、副市長の答弁で認識違いがあろうかと思うんですが、この時限措置としての起債は廃止対象だけじゃないんですよ。再生のために、特に必要となる経費についても起債ができるんです。ですから、再生しようという判断があれば、その時限措置の起債を利用する期間も定められているわけですから、そんなですね、いろんなあいまいな答弁をしていただくと私ども市民は結局、何だかんだ言っても真剣な検討がなされていないということしか考えられないんですよね。でもこれ以上、いろいろこの件でお尋ねをしましても、明確な答弁は出ないと思いますので、早急にそういった状況を踏まえてですね、きちっとした市民、議会への説明ができるようにお願いをしておきまして、次の質問に入らせていただきたいと思います。

全員協議会でも当局説明もございました。あるいは、昨日も質問のありましたこの口蹄疫の対策でございます。私は家畜であっても人間の伝染病ということであっても、その対策を検討する場合にはですね、対策本部なるものが設置されるべきだと考えるわけなんですけれども、今回のこの口蹄疫に対して本市は対策本部は設置をされなかったのかどうなのか、その点を最初に確認をさしていただきます。

〇真茅学農政課長 宮崎県で発生した口蹄疫に対する市や町独自の対策本部は、えびの市に隣接する市、町や飼料基地のある志布志市周辺の市、町で設置されておりますが、南薩地区では各市設置されていない状況にあります。しかしながら、南薩地域においては、4月28日に南薩家畜保健衛生所を中心として、本市を含む各機関で南薩地域口蹄疫現地対策本部を設置し、口蹄疫の防疫対策を行っております。また、本市においては、4月28日と5月25日の2回、庁内の口蹄疫対策会議を行ったところです。宮崎県川南町周辺では、依然として口蹄疫の発生が続いており、今後も十分注意する必要がありますが、今後、新たな局面が出てくれば、本市も口蹄疫対策本部の設置も含め、新たな対応が必要になると考えております。

O17番立石幸徳議員 今、農政課長のほうから答弁があったとおりの実情だろうと思うんですけれども、ただ、私はこの対策本部なるものがどういう意味を持つかと考えますと、大きな意味があると思うんですよ。対市民に対しまして、あるいは対農家に対しまして。なぜかといいますと、やはり行政がしっかりした拠点を持って、この口蹄疫の件について、ま、意気込みを持ってという表現がいいのかどうかわかりませんけれども、ちゃんとした対応をしてくださっているのだなという、まず、安心感を与えるんじゃないかなと思います。それから、いろんなこの間、かつおまつり等の本市の大きなイベントもございましたけれども、そういったイベントを開催するときに、ウイルスの関係でどうするかというときは、やはりこういった対策本部で検討をして、市民にもその対策本部の決定したいきさつを広報すべきではなかろうかと思うわけです。農政課

長のほうが宮崎の周辺、あるいは県内でも志布志市あたりの周辺部分は市、町の対策本部を設置 しているということでありましたけれども、実は5月の26日に福岡県北九州市がこの口蹄疫対 策の警戒本部を設置いたしております。私、この報道を見ましてですね、宮崎からすると本市と そう遠くないような地理的な位置にある北九州市が、なぜ、対策本部ということになるのかとい うことをちょっと考えましたけれども、私はこういった対応が正しかろうと考えるんです。対策 本部なるものが、例えば先般の新型インフルエンザ、いろんな防災上の本部も設置されますけど、 この辺の基準がどうなっているのか、よくわかりませんけれども、ぜひ、住民に安心感あるいは 大きな分野にわたる対応策としては、対策本部があってよかったのではないかと考えますので、 今後の参考にしていただければという気がいたします。そこで、具体的に今度の口蹄疫による被 害農家への市の支援策、これも昨日来から幾つか出ておりますが、具体的には先月28日の口蹄 疫対策特別措置法、法律がスピード成立いたしまして、農家の損失の全額補償は法的に保障され るようになっておりますが、そのほかのいろんなえさ代に関する部分、県内各地でもいろいろと 今度の口蹄疫対策の補正予算も6月議会で出されているんですよね。ただ、本市の今度の補正予 算では何らこの面の予算も顔を出していないんですが、ここらについてはどういうふうに理解す ればいいんですかね。それと現在、県内各地で実施をしているこの支援策、特に被害農家への支 援策と言いましょうか、こういう面はどのように整理をされておられるのか答弁いただきたいと 思います。

○真茅学農政課長 支援策につきまして、市といたしましては県と連携を密にしながら、口蹄疫の進入防止に努めているところであります。県内各市の支援状況は、競り市延期に伴い、子牛1頭に1万円程度の飼料代補助や消毒資材の配布などを行っております。本市にあっては、既に家畜伝染病予防法9条に基づき、消毒資材が農家へ配布されていることや、本市が肥育主体の産地で肉用牛農家13戸のうち、口蹄疫により競り市に子牛を出せない農家は1戸の3頭と少ないことなどから、今後の状況を見極めながら、検討してまいりたいと思っております。また、牛や豚の肥育農家につきましては、出荷は普段どおりできており、影響は少ないと考えておりますが、しかしながら、現在、子牛や子豚が導入できない状況にあり、これらが長引きますと今後の経営に支障を来すことも考えられますので、口蹄疫の動向や競り市等の開催状況等を見極めながら、総合的にどのような支援策が必要なのかどうか検討してまいりたいと思っております。

〇17番立石幸徳議員 他市ではですね、出されているものを、本市では今後、検討するっていう答弁ですね。1戸3頭分、わずかということですが、それは畜産農家にすれば、よその人たちはもらっているものを何で本市ではそういうものがもらえないのか、当然、考えるんじゃないですか。その1戸3頭分の、ま、3万円になるんですか、この辺の対応は今後はどうなっていくんですかね。

○真茅学農政課長 当然、他の市、町が競り市が閉鎖されているということで、出荷時期に来ている子牛の飼料代等がかさむということで、そういう助成策を対応しておるところでございますけれども、昨日も答弁いたしましたけれども、子牛農家の意見等も聞きまして、現状では経営的にそう厳しい状況ではないということ等の農家の御意見もありましたので、先ほど答弁いたしましたように、特に本市、今後、影響が大きく出てくる可能性があるのが、肥育牛または肥育豚を出荷する農家等でございますので、そういうのも合わせて総体的に検討してまいりたいと考えているところでございます。

〇17番立石幸徳議員 もうちょっと具体的な答弁が出てないんですけどね、私は本市の農業生産額に占める畜産業の割合、これは相当なものがあろうかと従前、ちょっと資料を見た記憶がございます。今、ここに資料を持ち合わせていませんけどね。農業生産額の相当部分が畜産業の生産額ですよ。そういう中で、今度、畜産に本市には微々たる被害、影響しかないからということじゃなくて、やはり、他市もやっていることはきちんと少額と言えども、対応すべきだというこ

とを考えますので、その点についてもまた、後もって確認をさせていただきたいと思います。

次に、学校給食センターの件でお尋ねをいたします。学校給食センターにつきましては、昨日も市長答弁にありましたように、平成9年、13年くらい前からの給食センターの改善勧告が出されて、本市におきましてはもう、10年以上の懸案になっているわけですよね。ここへ来て、なおまた、その建設がなかなか予定どおり進まないと。市民は半ばいらだちの気持ちで今度の進捗状況を見てるんじゃないかとそういう気持ちもありまして、市民の気持ちをお伝えさせていただきたいんです。まず最初に、今度の定例会の初日から昨日に至るまで、給食センター建設にかかわる交付金の内示がなく、対応に苦慮しているという説明、報告を受けております。この内示は最大限、いつまでになされる見通しなんですか。昨日来の答弁で、何とか本年度には着工したいということで頑張っているちゅうことなんですが、その本年度分に着工できるような余地と言いましょうか、そういったものがあるんですか。お答えいただきたいと思います。

- **〇今給黎龍浪給食センター所長** 交付金の内定の時期は通常、6月上旬になされているところでございますが、今年につきましては6月中旬、20日前後ぐらいではないかというふうに県から聞いているところです。交付金のめどにつきましては、非常に厳しいとしか言えないわけでございますが、県としても再三、こちらも事情を説明しておりますので、国等には伝えてありますし、代議士等にもお願いしているところでございますが、私の聞いた範囲では予備費の充当とか執行残での対応、とにかく、ことし中に手をつけて、来年度完成にいきたいということを再三伝えておりますので、そのように考えているところであります。
- **〇17番立石幸徳議員** 交付金を予備費からあるいは執行残から出されるような話ちいうのは、 私、あまり聞いていないんですけどね。そういった事例が今まであるんですかね。
- **〇今給黎龍浪給食センター所長** 県の話では、給食センターに予備費ということではなくですね、耐震化もかなり不足しているから、そういった予備費対応も考えられるということで、そういった一部という理解で私は思っているところであります。
- **〇17番立石幸徳議員** 交付金は交付金のきちっとした項目から出されるのが筋であってですよ、交付金なんかがどっかよそにあった予備費とか執行残も回して、交付金と出てくるような、そんな私は国家財政の仕掛けというのをよく存じ上げていないので、その辺についてはまた、詳しく教えていただきたいのですが、もう1つはですね、給食センターについては本市議会では特別委員会を設置いたしていたわけなんですが、その特別委員会の視察の際に、さつま町の視察に行きまして、私自身資料要求をいたしました説明資料で平成21年の4月、ちょうど1年前の4月にですね、県のほうで市町村公立学校施設整備等説明会、こういうものを開催してございます。その中では、国庫補助制度の概要というようなことで、詳しく、ま、給食センターに限らず、体育館とか、あるいは校舎、プール等についてのいろんな学校施設全般についてのですね、説明会をしているんですが、これは本年はなされているんですか。そして、なされているんであれば、その中で学校給食施設関係については、どのような説明があったわけなんですか。
- **〇今給黎龍浪給食センター所長** 時期は4月下旬か5月だったと思いますが、開催をされておりまして特に給食センターをどうということはなくても、今まで調査特別委員会で出したああいったとおりで、とにかく、耐震化等に特化されるので厳しい状況ですし、そのぐらいの説明しかなかったと聞いております。
- **〇17番立石幸徳議員** 事業仕分けでですね、交付金がいろいろと制約を受けるということであれば、当然、4月下旬の説明会で何らかのその点の説明があって、しかるべきじゃないんですか。で、この学校給食センターのいわゆる交付金事業は耐震化とか云々じゃなくて、ドライシステム化推進事業ですよね。このドライシステム化推進事業がなぜ、耐震化が優先ということになっていくんですかね。
- ○**今給黎龍浪給食センター所長** 耐震化は最近、世界的にも大きな地震等があり、そちらを進捗

率があまり芳しくなかったということか、そちらにとにかく回しなさいという事業仕分けがなかったかと思っております。

- **〇17番立石幸徳議員** 的確な答弁になっていないんですが、時間の関係もありますので、もう 1点この給食センターの関係でですね、スケジュールがずれ込む、おくれるということの影響の 中で、管理、運営面の影響があろうかと思うんです。この調理部門、配送、改修を民間委託をす るという方針でございました。これは、給食センター建設がおくれる見通しの中で、管理運営面 については何ら影響はないわけなんですか。
- **○今給黎龍浪給食センター所長** 当初、開設時期は23年9月ということでございましたが、ことしの着手がおくれますと、24年4月、そういうことも考えられますので、今後、そういった情報によって庁内で検討を進めてまいりたいと思っております。
- **〇17番立石幸徳議員** 私がお尋ねしているのは、委託先ですよ。民間委託をするちいうわけですから、委託先は当然、スケジュールというのがありますからね、それがまだ定かでないということのいろんな折衝というのはなされているわけですか。
- **〇今給黎龍浪給食センター所長** 今年度実施するところとかいろいろありますので、そういった ところを参考に進めたいと思っておりますが、まだ具体的に検討はまだ入っていないところであ ります。
- ○17番立石幸徳議員 当初計画では、もう、検討に入っていないと、そんなあの、建設ができ上がってから、こういう管理運営面も直ちにできるっていうものじゃないと思いますので、その辺も合わせてきちっと詰めをやっとっていただきたいと思うんですね。で、この給食センターの件で最後に意見を申し上げたいわけですが、今度の県内の学校給食センターの中で、昨日も出されました伊佐市、それからお隣の南九州市あたりも関連の予算を計上し、建設をするようになっております。そして、聞くところによると、その両市は交付金をもう、内示を待つことなく合併特例債、伊佐市も合併をいたしておりますし、南九州市も3町合併をしたところですので、そういった財源をもとにですね、学校給食センターを統合してつくり上げると。私、この伊佐市、南九州市が本市の先を行って、本市からいくと先を越されてですね、向こうにできるということは非常に私は残念な気がいたします。10年も前からですね、懸案でありながらなかなかできない本市が、お隣が直ちにつくり上げていくというそういった状況になりますと、私は非常に、ま、別に変なライバル意識を持つことじゃないですけれども、行政への対応としていかがなものかと考えるわけですね。10年以上も取り組んでいる地域が、ついこの間、合併をした町から施設面で先を越されていくと。こういうことを考えますと、この点については懸命な努力をやっていただきたいということを意見として申し上げたいわけです。

最後に風の芸術展のことでございます。ことしの8月に8年ぶりということですが、第9回の風の芸術展が開催をされます。で、お尋ねしたいのは、第10回目以降のですね、開催については、現段階でどのような検討がなされているのか。つまり、今回ですね、9回展に応募しようという画家や作家という方々はこの風の芸術展なるものが、将来性があるのか、将来的にどういう形で定着していくのかということを見極めて、渾身の努力を込めて作品を応募してくると思うんです。ですから、この9回展を開催するに当たって、10回目以降はどういう形になるんだということは、大体持ち合わせていなければ、作家や画家の方々に非常に私は失礼なことになるんじゃないかという気持ちを持つんです。その点について、どのような詰めがなされているのか、お答えをいただきたいと思います。

〇天達章吾文化課長 第9回風の芸術展~トリエンナーレまくらざきは、8月1日から9月26日まで南溟館と明治蔵で開催されます。従来の全国規模のレベルの高い現代美術展を維持しつつ、継続可能な展覧会とするために、本市の厳しい財政状況を踏まえ、開催経費の大幅な削減を行っております。また、助成金や各企業の協賛金、収益事業の寄附等で得られた文化振興基金を財源

に充て、市からの支出をできるだけ少なくして開催いたします。今回の風の芸術展は南溟館のほか、薩摩酒造明治蔵での立体作品の展示、お魚センターでのジュニア展の開催など、多くの集客を努めるとともに、経済効果を期待するところであります。今後の風の芸術展の開催につきましては、今回同様に、行政だけでなく市民や企業の方々の協力をいただき、幅広い形で官民が協働しながら開催できないか検討していきたいと思います。

○俵積田義信議長 時間です。ここで10分間休憩いたします。

午前10時30分 休憩 午前10時40分 再開

〇俵積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 次に、今門求議員。

[今門求議員 登壇]

○6番今門求議員 昨年の8月の政権交代で民主党主導の連立内閣ができ、国民もその政策に期待してきたわけですが、普天間基地の移設問題、政治家と金をめぐる問題、我が党の政権離脱などで鳩山首相は退陣に追い込まれました。この間、鳩山政権が取り組んだ施策のうち、水俣病補償問題、あるいは国鉄民営化に伴う国労組合員に対するJR採用差別問題と、長年にわたる懸案の解決への道を開いたことへの評価はできるんじゃないかなと思います。

今回、菅内閣が発足しましたが、地方への政策、特に地方財政の破綻へ対する財政支援には特に注目していかなければならないと思います。地方主権という言葉が出てきている時代にあって、私、地方主権の概念がいま少しわからないんですが、そういうことを注目しながら今後、地方自治の充実を目指して頑張らんにゃいかんなと思っている次第。

それでは質問に入ります。まず、「市長の政策方針について」という題で書かしてもらいましたが、コンパクトシティという構想が出ております。市長の選挙公約と申しますか、そういう中でも出ておるようでございますし、施政方針の中でも掲げてございます。少し伺いたいと考えております。この中でコンパクトシティの構想というものなんですが、コンパクトシティの概念については何年か前に耳にしたことはあるのですが、いま一つよく理解ができていないところがございます。私の理解しているところでは、大都市であれ、枕崎市のような小都市であれ、都市としての基本的な基盤ができ上がっている町で、具体的には、町の区画整理等の形状、あるいはそれに伴う道路網、生活に欠かせない水道、下水道、学校や病院、商業施設や銀行、その他いろいろあるんでしょうが、市民が生活する上で必要不可欠なものが整っている町という意味なのではないのかと長年考えてきたわけであります。この点から考えますと、枕崎の市街地については、コンパクトな町を形成しているのではないかと考えるわけですが、今回、市長が出されているコンパクトシティ構想には、これ以上の何か考えがあるのではないかと思い、考えを伺うところであります。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 コンパクトシティについてのとらえ方というのは、今、議員が述べられたような、そういう考え方で大体一致するんじゃないかと思っております。ただ、枕崎の場合は、コンパクトというのは、確かに面積等から言いますとコンパクトでありますが、現実には都市機能の集積が足りないと思っております。確かに、ある程度コンパクトな範囲に都市機能が集まっているとは言えるんですが、現実には市街地におきまして、空き店舗や空き家、あるいは空き地が多数存在してにぎわいが失われてきております。そしてまた、商店とかその他につきましても、ばらけているというのが現状でありまして、こういったものの集積も図ることができればと思ってまして、超高齢社会の到来に備えて、交通弱者でも快適で住みよい環境をつくるために、この都市機能の集積をさらに進めて、今あるものを発展させ、市街地のにぎわいを取り戻すための対策が不可欠であると考えております。そこで、特に急ぐべき課題であります市街地の空き地、空き家、

空き店舗対策等を中心に、地域住民の意向や空き家、空き地等の状況を調査、把握しながら、民間施設とか、あるいはきのうも述べましたソーホー、SOHOスモールオフィス・ホームオフィスなどの立地誘導策、あるいは町なか居住の促進策など必要な対策について今後、さらに具体的に検討を行い、1日も早い枕崎版のコンパクトシティの実現に向け取り組んでまいります。なお、このコンパクトシティの実現のためには、交通弱者を初めとした市民の交通手段の確保対策が必要であります。枕崎でこういう市民の交通手段として、いかなるものが最適であるかどうか、どのようなシステムが望ましいか、今後、具体的に検討してまいりたいと思います。

○6番今門求議員 施政方針では市街地の現状、特に商店街の寂れた状況の把握、空き地、空き店舗などの問題の解決で商店街の活性化を目標としているということ自体、そのことは私も評価をします。それを実現するちゅうのは、並大抵のことではないのではないかという気はしております。私が若いころ、商店街を集積して、少しユートピアのあるようなまちづくりというものを夢見ているんだという男がおりましたが、そういうものかなという気もしますし、それが実現できればそれにこしたことはないなと思うんです。

市民生活の立場から申し上げますと、今、市長も申し上げましたように、交通弱者の問題が今、 一番大きくなっとるんじゃないかなと私は思うんです。人間が歩いて行動する範囲は、せいぜい 1キロから2キロの範囲と、これは行動の統計学みたいなもので、昔、私が質問するとき調べた らそういうことを書いてございましたが、せいぜいそれぐらいだろうと思います。私も健康のた めに歩いて7,000歩歩くには3キロくらいかな、歩いていますが、しますと相当疲労をしますの で、大体そんなもんだなと思うんです。その範囲で、日々の生活が完結ができるという人は、ほ んと少ないんじゃないかなと思うんです。特に今日の大型商業施設というか、大規模な商業施設、 こういうものが点在する中で、生活様式がそれに合わされる、そういうところで交通弱者が大量 に出てきていると思うんです。これらについてきのうからも出てるんですが、交通弱者の現実の 問題として歩いて病院や買い物に行ける、そういったものを今日望むとしても、なかなかそうは いかないと。一般質問でも何人か出されておりますが、コミュニティバスみたいなものを走らせ たらどうかと、当局からは福祉バスを利用した考え方とか、いろいろ出されております。しかし、 枕崎の交通運輸業者の実態を言いますと、タクシー業界もそうですし、非常にせっぱ詰まった経 営の状況にありますので、なかなかそことの住み分けができていかないと、難しいんじゃないか なと思うんです。そういうことで、交通弱者に対する考え方を今一度、お聞きしたいと思います。 〇神園征市長 おっしゃるようにですね、直線距離にして2キロ、普通のスピードで歩いた場合 に約30分、4キロで約1時間という考え方ができると思います。ただ、これ直線距離でありま して、30分以内、あるいは1時間以内で歩けるんだったら、実際にはですね、この市街地で言 いますと、市役所を中心として半径500メートルの範囲、あるいは伸ばしても1,000メートルの 範囲かと思います。そこにできるだけコンパクトに、いろいろな生活機能に必要な施設を集めた いということなんですが、交通手段としまして今、言われたコミュニティバス、あるいはデマン ドバス、あるいは福祉バスを利用したその停留するところをふやすとかいうことをいろいろ考え ております。

また、きのう一般質問でも出ましたように、タクシー会社等との提携とか、そういったものも決して排除するものではありませんで、そういったことも含めてですね、さらに検討を進めなければいけない。若干、これが遅れておりますので、そういう対策を、適したものは何であるかということを急がせたいと思っております。

○6番今門求議員 私どもが経済の合理主義に沿って社会を変化させてきたわけですが、大店舗法などの規制緩和によって、ここまでなるとは思ってもいなかったものが、今日、こういう状況になっているわけで、私どもが便利になる社会をつくろうとしたはずが、つくり上がった社会は非常に弱者にとっては不便な社会になってしまったと言わざるを得ないわけで、私は身近に生活

が完結できる、これはもうお年寄りやそういう人たちを、体の不自由な方々、そういった人たちが社会で生活する上には、ぜひ、コンパクトな町が必要だと思いますので、ぜひ、市長の言うコンパクトシティがですね、1歩でも2歩でも前進をしていくことを期待をしております。

次に、職員の地域担当制についてでございますが、行政と地域の自治組織との情報の共有は必要と思います。自治組織は独立したものでございますので、行政とは相互信頼関係で成り立っているわけですが、地域担当者というのは何を目的にして置くものなのか少し伺います。これまでも、行政と地域を結ぶ役割として管理職員によるお知らせ版の配布を通して地域とのコミュニケーションを取ろうと努力してきたことはありました。しかし、お知らせ版の配布に行っても、昼間は留守の家が多くて、なかなかコミュニケーションは取りにくいというのが実態ではないかなと、私も公民館長をしているときに、ほとんど会えることはあんまりなかったという記憶がございます。今回の地域担当制というのは、一体どのような規模で、どのような組織で、地域区分はどのようになるのか伺っていきたいと思います。

〇山口英雄企画調整課長 職員の地域担当制についてのお尋ねでございますけれども、今、議員 が言われましたとおり、これまで管理職員によります地域連絡員制度というのを行ってきました けれども、先ほどおっしゃいましたとおり、なかなか当初、地域の公民館長さん方との情報交換 とかそういったものを想定しておりましたけれども、なかなかそこら辺の効果が発揮できなかっ たというものもございます。そういった反省も踏まえた上で、今回の地域担当制というのを導入 しようということで考えておりますけれども、質問者が言われましたとおり、自治組織は確かに 自主的な独立した組織でございますけれども、ただ、一方におきましては、こういった少子高齢 化の進行に伴いまして、自治組織の機能が低下していっている状況にあると、そういった状況が ありますので、本来の自治組織を再生するためのシステムであるというふうに位置づけておりま す。あくまでも、この自治組織、あの……、組織は自治的に自治組織でございますので、職員が 地域にこの担当制を導入しまして、職員が地域に関与するということになりましても、それで自 治組織を阻害とかいったものでは決してございませんで、行政主導の取り組みというそれを推進 しようというのではなくって、地域でできることは地域みずからが取り組むという自立自行の精 神を呼び起こそうと、そういうことで自主的な地域活動を再生、活性化させようというものを目 的とするものでございます。したがいまして、あくまでも、行政のほうはサポート役と、地域の 方々は主役ということで、地域の課題解決に向けた自主的な取り組みにつなげようということを ねらいとしているところでございます。また、規模をということでございますけれども、規模に つきましては、最終的には将来的な高齢化の進行というものを踏まえますと、単位としましては 将来的には現在の集落単位というよりは、ある一定の村と申しますか、まとまった1つのブロッ クを単位として行うことがいいのかなというふうに思っておりますけれども、あくまでも、それ ぞれの地域にはそれぞれの歴史とか、いろいろこれまで培ってきたものがございますので、そう いったことを尊重して取り組む必要があると思っております。そういったことで、とりあえずは 現在の集落を単位としたモデル地区、それから複数の集落を単位としたモデル地区、そういった 2つのパターンを設定いたしまして、試験的にまず実施していきたいというふうに考えていると ころでございます。

○6番今門求議員 地域担当が地域の自治組織というか、そういうもののサポートをしていくようなことになるんだということで理解はしますが、今ですね、地域あるいは行政の補完的な役割としてNPOの活動が近年ふえてきております。私はNPOの活動の位置づけについて、少しよく理解できていないのですが、NPOのような行政的な業務を補完する組織なんかもこういったものに入るのかなという気がするんですが、地域担当者との関係はどういうふうに考えていますか。

〇山口英雄企画調整課長 確かに現在、NPOといった活動がだんだん全国的に盛んになってき

ておりまして、本市におきましても数団体がNPO法人の認証を得まして、活動をしているところでございます。この地域担当制におきましては、当然、地域の皆さん方と行政のほうが一定の役割のもとに連携をして、地域の課題解決に向けた自主的な取り組みを企画・立案、それから実行していこうとするわけですけれども、そういった、特にNPOさんにつきましては、地域づくりにそれぞれ独自のノウハウとかこれまでの実績とか持っていらっしゃる団体さんもたくさんございます。そういったことで、そういった地域担当制を実施するに際しては、NPOさんなどのそういったノウハウも活用さしていただいて、必要とあればその中に参加していただいて、いろんなお知恵をいただくと、そういったことを想定しているとこでございます。

○6番今門求議員 私たちはですね、自治公民館なり校区公連なり市公連もありますが、さらに地域的なつながりちいうか、協議体として桜馬場村づくり委員会なるものを組織して、地域的な交流ちいうか、そういったものを通じてみんなの輪というかな、そういったものを高めていく、そういう運動を自治組織としてやってるんですが、地域担当者というのは一体ここのどこに入るのかですね、今、南さつま市で集落の統廃合みたいなのをやっているけど、なかなかうまくいっていないような記事がけさだったかな、出てましたけど、村づくりだったか何だったか県の聞き取り調査が来まして、私も1回か2回それで聞き取り調査に出たことがあるんですが、こうなったら集落の単位で合併したらどうですかっていう話があります。しかし、集落の形成というのは、非常に伝統的な地域性の高い性格を持っていますので、私は言いました。市町村合併よりも難しいですよと。そのような状況にやっぱり地域というのはございます。今、我々がいろいろ協議体とか連合体とかその組織の中で活動してるんですが、この地域担当者というのは、このうちどの辺に入り込んでですね、その活動に加わっていけるのか、どうなんですか。

〇山口英雄企画調整課長 今、質問者が言われますとおり、各地域におきましては複数の集落、それぞれの地域でですね、複数の集落で活発な活動をされているところも数多くございます。先ほども若干、御答弁申し上げましたけれども、そういった各地域によってこれまでの伝統、歴史そういったものがいろいろ異なりますので、市内全域として1つのパターンで、例えば単独の集落でとかブロックでとか、そういうふうにはなかなかいかないというふうに思っております。

先ほど申し上げましたように、モデルとしてとりあえず、単独の集落で試験的に実施する地区、それから複数のそういった地区のまとまりでですね、試験的に実施する地区、そういった2つのパターンを設定してそれぞれどういった形態がいいのかとか、この制度はどのようなふうにしていったほうがいいのかというのを検証しながら、将来的に本格的に実施に移行していきたいと考えておりますけども、その際におきましては、それぞれの地域の皆さん方の御意向、そういったものも十分踏まえまして、実施していきたいというふうに考えております。

○神園征市長 先ほどNPOと地域担当制との関係、あるいは今、集落の合併とか何とかというものは、市町合併よりも難しいと、そういう中で合併を目的にしたものではないのかといったようなお考え、あるいはお持ちなのかもしれません。しかし、NPO等のことで言いますと、NPOというものはそれぞれが、それぞれの目的を持って設置されますよね。これは何も集落を活性化するためにすべてのNPOが存在するわけではありませんので、ただ、現実問題として、ある地域にNPOが拠点として立派に目的を果たしつつあるところもあります。私も実際にそういったところを見まして、あるいはこのNPOを発展するならば、この地域の活性化にも大いに役立ってもらえるんじゃないかと思った点もあります。その辺は柔軟に、NPOが今、いわば行政からのお金でやってるわけですね、ほとんど。自立を手助けすると、そういった点ではですね、この地域担当制に大いにかかわりを持っていきたいと思っております。

それから、この集落の合併ということは、これも強制的に集落を合併させようとか何とかいう 考えはありません。ただ、私ずっと歩いてみてですね、今のまんまのこの集落、自治公民館、こ れで将来やっていけるんだろうかという不安は覚えております。ある合併した市ではですね、人 口規模10万人にも満たない、せいぜい数万人のところだと思うんですが、そこがですね、自治組織が300近くあるんだという話を聞きまして、一体そんなに小さく分かれていて、自治というものが果たして成り立っていくだろうかと、例えば自主防災組織1つとってもですね、かなり困難な面があるんじゃないかと思ったりもしております。今、議員がおっしゃったように、協議体とかそういったもので幾つかの集落が必要に応じて協力し合ってやっていると、そういうことをもっともっと進めていただいて、そして、そういった協議体等ができ上がっているところは、その協議体を核としたブロックというものをつくってですね、そこに地域担当職員が入り込んでそのブロックの問題点を一緒に見つけ出す、あるいは解決策を探ると、そういったことにやっていければいいんじゃないかなと、決して急いでその集落の合併とか何とかを進めようとそういうものではありません。

○6番今門求議員 次に、消防の広域化の問題についてお尋ねします。消防の広域化はどのように進められているのかということで、国や県の方針で計画が策定をされ、進められているようでありますが、南薩地区の協議会は今、どうなっとるのか。鹿児島県は消防組織法の一部を改正する法律を公布、施行後、2007年度に消防広域化推進計画を策定して地域振興局単位の7ブロックの広域化を決定し、2008年度から広域化対象市町村による広域消防運用計画の作成、それに伴う準備委員会の設置がされました。南薩地区は2010年2月に南薩地区消防運営協議会を設立したと思うんですが、そこで南薩地区消防運営協議会は今後どのような過程を積み上げて、2012年4月の目標となっている広域消防体制へ移行する計画なのか伺います。

○永留秀一総務課長 消防の広域化につきましては、消防体制の整備及び充実、強化を図るために国におきまして平成18年7月に市町村の消防の広域化に関する基本方針が策定されまして、今、議員がおっしゃいましたように、鹿児島県におきましては平成20年3月に鹿児島県消防広域化推進計画が策定されておりまして、県内区域を7つの消防本部に再編するという方針が出されたところであります。これを受けまして、川辺、指宿の南薩地区におきましては平成20年10月7日に設立準備事務局を設置しまして、本年の2月18日に南薩地域消防広域化運営協議会を設立しております。具体的な運営協議会での協議でございますけれども、本年の5月31日に第1回の幹事会が開催されたところでありまして、次の協議会につきましては、7月2日の予定であります。幹事会におきましては、協議を行う項目、例えば事務所の位置でありますとか、大まかなこういった項目を協議する方針の項目の提案、並びにスケジュールなどの提案がありましたけれども、具体的な協議につきましては、今後、平成23年度までに協議を行っていくという計画であります。

○6番今門求議員 広域化によるメリットですね、広域化によるメリットというものはどのように考えられておるのか、伺っておきたいと思います。まず、掲げてあります住民サービス、あるいは消防体制の効率化、消防体制の基盤強化ということで、1と2についてお答え願いたい。

○永留秀一総務課長 広域化のメリットにつきまして、まず、住民サービスと消防体制の効率化ということでお答えをしたいと思います。住民サービスにつきましては、広域化により1つの消防本部が保有する部隊数がふえるために、初動出動台数や第2次出動台数が充実するとともに、統一的な指揮のもと、迅速で効果的な災害対応が可能となると考えております。また、近年高度化している予防業務、さらに救急業務におきまして担当職員の専任化を進めることができまして、これによりまして質の高い消防サービスの提供が可能となるというふうに考えております。

次の消防体制の効率化についてでありますけれども、広域化することによりまして総務部門、 あるいは通信・指令部門の効率化により生じた人員を現場の消防隊員として消火、あるいは救急 部門に配置することによって、現場の体制を増強することができるというふうに考えているとこ ろであります。

○6番今門求議員 住民サービス、あるいは消防体制の効率化というのは大体そういうふうなも

んだろうと理解をしますが、消防体制の基盤強化という点でですね、まあ、伺うんですが、現在、 南薩地区の協議会内には2つの消防本部があるわけですが、この2つの消防本部の消防力の整備 では、消防職員の数は基準数に対してどれぐらいの充足率になっとるのか教えてもらいたいと思 います。

○永留秀一総務課長 消防力の具体的な数字については、今、手元に持ち合わせておりませんけれども、消防体制の基盤強化につきましては、一般的に財政規模が拡大することによって、小規模な消防本部では整備が困難であるはしご車でありますとか、あるいは救助工作車、そういった高度な車両等の計画的な整備が可能になるというメリットがあると考えております。

○6番今門求議員 確かに、そういうことで消防車やはしご車、救急車の配備、あるいは専従職員の配備、そういった体制が充実するという方向になるんだろうと思うんですが、現実の消防職員の充足率というのは、53%かそこらの数字じゃなかったかなと、これは南薩のほうはそんぐらいじゃなかったのかなと思うんです。広域化によってですね、司令部が一本化されて、そこがいろんな部隊の応援体制ができてくるんでしょうけど、それで非常に効率よくなるんだろうと考えられるわけですが、それにしても充足率が30万都市では81%ぐらいの充足率だけど、10万都市ではかなり低いという結果が数字的には出ているようでありますが、最低、どれぐらいの充足率というふうに考えていらっしゃるのかなと思うんで、聞いておきたいと思います。

○永留秀一総務課長 最低どれぐらいの充足率が適当なのかということにつきましては、手元に数字がございませんけれども、今後の広域化の協議会におきまして、その点も含めまして協議が行なわれるのではないかと考えております。

○6番今門求議員 議論はされてないようですので、仕方ないんですが、次に、消防・救急無線のデジタル化というのがございます。消防の広域化を実現するための目的は、消防・救急無線のデジタル化による消防通信、指令施設の整備にあるというふうに考えられるわけです。最もこれが目的の重要な1つじゃないのかなと僕は考えるわけで、これはいつごろの開始をめどにやる計画なのか伺っておきます。

〇永留秀一総務課長 消防・救急無線のデジタル化につきましては、総務省が進めております電波の有効利用の方針によりまして、平成28年6月1日からは現在のアナログ方式が使用できなくなるということで、それまでにデジタル化に移行しなければならないというふうに聞いております。

○6番今門求議員 デジタル化に伴う財政負担、あるいは通信指令センターのシステム、新たな 指令センター等の設置など、新たな財政負担が出てくると思うんですが、デジタル化の経費は非 常に大きな金を要するようなことが言われとるんですが、10万規模ぐらいになる、10万は超え るんですが、この規模でどれぐらいの投資が必要なのかっていうことはわかっていませんか。

〇永留秀-総務課長 現在、南薩地区消防本部でも具体的なデジタル化の経費の見積もりというのは行ってはいないんですけど、大体どういったものがデジタル化しないといけないという項目について検討はしているんですが、億を、10億、あの、すみません、数字については控えさせていただきます。莫大な費用がかかるという資産、あの、考えのようであります。で、28年の6月1日が期限でありますので、デジタル化につきましても広域化によりまして、今までだったら本部が2つ必要だったのが、1つでよくなるといった広域化による効率的、効果的なメリットも出てきますので、今後、協議会の中でもそういったデジタル化についての検討もされていくのではないかというふうに考えております。

〇6番今門求議員 我々が考える以上のお金が必要になってくると、これは明確だろうと思います。組合議会でございませんので、中身の議論はほとんどできないんですが、消防職員の身分の問題も何か今の賄い方式、賄い方式って言うんですか、南薩のやり方、指宿の負担方式、こう違うようでございます。その中で、職員の方々、身分の問題、非常に気にしているようでございま

すので、その辺も十分議論をしてもらいたいということをお願いして、質問をこの項は終わります。

次に、小規模校の問題について少し伺います。金山小学校の学級編成と将来見通しなんですが、最近、私に金山小学校の出身者の方から、母校の金山小学校を見ると児童の数も減ってしまって、同級生といっても2~3人、3~4人のようだと。もう廃止して、どっかと一緒になったほうがいいんじゃないかと、こうたびたび申すもんですから、質問をしてみたいと思うんですが、私もその学校の統廃合、軽々に言うつもりもございません。現在、学んでいる児童たちにとって、小規模の中で学習することと、ある程度の規模のところで学習することとの明らかに差が出てくるのであれば、これは現状をほうっておけない問題だと思うんです。そこで質問いたすんですが、現在の金山小学校の学級編成と将来の見通しについては、どう考えていらっしゃるのか伺います。〇日高孝学校教育課長 金山小学校の学級編成についてでございますけれども、現在、金山小学校には本年5名の新入学児童があり、複式3学級、29人の在籍であります。3つの学級の内訳は1年生5人、2年生1人の複式1学級、3年生7人、4年生3人の1学級、5年生7人、6年生6人の1学級での3学級での編成となっております。3年後には、全児童数19人、6年後には今のゼロ歳児が入学するころですが、現在の見込みでは新入生の入学数がゼロ人となり、全児童数11人、3学級編成の予定でございます。以上でございます。

○6番今門求議員 非常に先々、先細りしている状況でございます。そこで具体的な問題として、複式学級によってですね、学習が現在されているわけですが、その学習習熟について普通の学級編成のところとの差は統計的に出てきていないのかということであります。担任の先生は1人で2学年を教えていくわけですから、これは大変な負担があるのではないかと思うんです。一番大事なことは、児童にとってはどうなんだろうということであります。全国的な調査とか統計とかあるのかわかりませんが、少しその辺がわかるものがあればお示し願いたいと思います。

〇日高孝学校教育課長 金山小学校の昨年の6年生で実施いたしました、全国学力学習状況調査によりますと、県や全国の平均を上回っております。また、標準学力検査においては今の4年生が全国の標準平均を下回っておりますが、ほとんどの学年で全国と大きな開きはございません。少人数ということで、一人一人の学力の違いが全体の平均に大きく影響することから、一概に複式学級の児童の学力が高い、低いという判断は難しいと考えます。全国的な複式学級の統計は、学力面においてはないと聞いております。以上でございます。

○6番今門求議員 この統廃合の問題については、やっぱり大人の論理でものを考えたらうまくいかんのじゃないかなと、やっぱり主人公は子供じゃないかなと。まあ、こういう話を私にたびたび、ラジカルな廃止をすべきだというのと議論になるのはここなんですが、私は子供中心に考えるべきだといつも言っとるんですけど、そういった意味で統計的には出てこない、なかなか難しい問題だなという気がします。金山地区がですね、そこで特別に地理的に孤立して地域でもないわけですし、ほかの小学校だって規模が小さくなっております。これがもう現状です。枕崎市内の小中学校見回しても、どの学校の児童数も減少傾向に歯どめはかかっていません。団塊世代の私どもの子供たちの時代になってもその傾向はとまりませんので、これは人口減少もそうですが、児童数の減少もますます厳しさを増しているというふうに考えます。そこで特に金山地区が僻地であったり、地域的に孤立して交通に不自由を来しているというようなところでもないわけであります。おまけに、先ほど申しましたように、桜山小にしろ1学年1クラス、別府小学校にしても非常に少なくなっております。こうした現状を見たとき、南さつま市が行った小中学校の統廃合の動きに見られますように、いずれの時期にかは統廃合を含めた判断をしなければならない時期が来ると考えるんですが、現状の中でどのように考えているのか伺いたいと思います。

〇日高孝学校教育課長 議員御指摘のように、児童数の減はここのところの推移を見ましても明らかでございます。金山小の次に児童数の少ない別府小の例を申し上げますと、5年後の児童数

は現在より19名減少して97名になりますが、まだ複式学級にはならない見込みではございます。 昨日、市長からの答弁にもございましたように、少子化に伴う小中学校の統合再編は検討課題で ございます。今後、本市における児童生徒にとってよりよい学校のあり方については、多方面か らの御意見、御指導をいただくため、早い時期に望ましい学校づくり審議会、仮称ではございま すが、そういうような組織設置に向けた組織づくり等に着手してまいります。さらにその会を中 心にして、全市的に御意見、御助言をいただきながら検討を重ねてまいりたいと思います。以上 でございます。

- ○6番今門求議員 非常に地域的な感情も含んでおりますし、難しい問題ではございますが、 我々にとってこれは避けて通れない課題ですので、私も一問題提起を含めた質問とさせてもらい ました。これで質問を終わります。
- ○俵積田義信議長 ここで1時10分まで休憩いたします。

午前11時35分 休憩 午後1時9分 再開

○**俵積田義信議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。 次に、茅野勲議員。

[茅野勲議員 登壇]

○4番茅野勲議員 私が最後の質問者になりました。しばらくお付き合いをお願いいたします。 最近、農業を取り巻く環境は、目まぐるしい変化をいたしています。2008年原油の急騰、秋 以降は金融危機そして雇用情勢も急速に悪化、事故米の不正規流通、最近では宮崎県での口蹄疫 の拡大、一刻も早い終結を望んでやみません。

それでは、通告に準じて質問いたします。本市茶業は、ことしの1番茶を終え、2番茶の生産の終盤に入っているところです。2月ごろの温暖、そして3月の冷え込み、霜害、積雪で農家は前年と同様の被害を受けるのではと、眠れない日々が続いていた。地球温暖化防止は、世界規模で取り組んでいかなければ将来へつないでいけるか、農業の危機を感じるところである。

そこで、本市の21年度の改植をした面積は幾らか、お尋ねします。

「神園征市長 登壇」

○神園征市長 茶業につきましては、昨年度は本当にひどい状況で、ことしどうなるかと私も非常に心配をしておりましたが、今のところは比較的順調に推移しているようで、これがさらにいいほうに向かって進んでくれればいいがなと思っております。

お尋ねの茶の改植につきましては、南薩地域振興局の力みなぎる南薩農山漁村活性化対策事業、日本一の茶産地づくりプロジェクト事業を活用し、市場性の高い品種への改植を推進しております。平成21年度の改植実績は34戸の6~クタールで、補助金で211万2,000円となったところです。本年も引き続き事業の推進をしており、現在までに7~クタールの要望がありますので、事業を活用し、経営に有利な品種への改植を推進してまいります。

- **〇4番茅野勲議員** 21年度に改植した品種の構成はどのようになっているか、お尋ねします。
- **〇真茅学農政課長** 21年度の改植面積は $6 \land 0$ クタールで、品種構成につきましてはさえみどりが $4.3 \land 0$ クタールの72%、あさつゆが $0.8 \land 0$ クタールの13%、あさのばが $0.5 \land 0$ クタールの8%、そうふうが $0.3 \land 0$ クタールの5%、ゆたかみどりが $0.1 \land 0$ クタールの2%となっております。
- ○4番茅野勲議員 22年度の1番茶の市況の結果としては、今、改植を勧めているあさつゆ、さえみどり、あさのか、おくみどり等水色系の茶はほかの品種の1.5倍から2倍程度の価格であったようだ。ここ10年程度で、消費者の嗜好が大分変化し消費者の年齢層も変化している。常につくるほうだけでなく、売るほうまで考えていかなければ、これからの茶業は生き残れないと思っております。

本市で植栽されている茶で、改植を勧めたほうがよい茶園の面積等は把握しているか、お尋ね

します。

- **○真茅学農政課長** 茶園の面積につきましては、毎年市内の茶工場を対象に調査を実施し、市内の品種構成は把握しております。平成21年度末の統計では、市場性の低い品種や奨励品種以外の品種は64~クタールとなっており、全体面積612~クタールの約10%となっているところでございます。
- **○4番茅野勲議員** 把握していれば計画的に改植を勧めていただきたい。本市の気候を生かして、早生系の品種をほかの産地と比べても、最も有利な条件が備わっていると思います。この条件を生かして、枕崎でつくる特色ある茶生産をし、農家の所得の安定のためにもぜひ奨励をしていく考えはないか、お尋ねをします。
- **〇真茅学農政課長** 今ありましたとおり、特に本市はそういう早生系の特に水色系の品種、さえみどり、あさつゆ等が高く取り引きがされている状況でございますので、そういう品種を中心に農家の方々にも、先ほど64へクタールあると申し上げましたけれども、そういう品種を中心にそういう高く売れる品種へ改植を勧めるように、補助事業等も活用しながら推進してまいりたいと考えております。
- ○4番茅野勲議員 ぜひ力を入れていただきたいと思います。 4~5日前、桜島の降灰が枕崎にもありました。今、降灰の除去に大変な労力を費やしているところです。畑での灰の除去あるいは工場での洗浄、降灰対策事業等対象となる工場があったらぜひ勧めていただきたい、またあらゆる農産物に降灰は影響があると思いますので、農家への指導を強化して、安心して生産できるよう、国、県への要請もよろしくお願いいたします。これは要望です。

次に入ります。農業振興地域内の転用許可について、この法律は農業生産の近代化を図るため、必要な条件を備えた農業地域を保全し、形成するなど主たるねらいとしているところです。そこで、お尋ねします。農業以外の魚の加工場等、当初自宅と加工場を建設して、年を重ねるにつれ規模が拡大され、資材倉庫不足や車社会になり、駐車場等が手狭になり、農業振興地域内の土地利用について、このような農業以外の産業でも転用許可申請は可能か、お尋ねします。

- **○真茅学農政課長** 農業振興地域の整備に関する法律の観点から申し上げますと、この法律で定める農用地区域内にある農地に農業用施設以外の施設をつくる場合、次の5つの要点が整えば除外は可能です。1つ目が当該農用地以外に適当な土地がないこと、2つ目に農地の集団化、農作業の効率化に支障がなく、農用地区域の外周部に位置すること、3つ目が担い手農家などの農地の集積に支障がないこと、4つ目が排水路などの農業用施設に支障がないこと、5つ目が国庫補助事業を利用して、圃場整備した土地は工事終了後8年が経過していること、この5つの要件でございます。
- **〇中村責郎農業委員会事務局長** 農地転用に伴います農業委員会の判断につきましては、農用地 区域の除外が見込まれることが条件となりますが、宅地等への転用につきましては周囲の農業生 産や担い手の集積計画に支障を及ぼさないことなどが、判断理由となります。また、農地法にお ける集落接続施設の本件の運用基準としましては、転用予定地のおおむね半径50メートル以内 に3戸以上の住宅等があることとなっております。農業委員会としましては、これらの基準を厳 守しながら指導をしておるところであります。

また、このような事例があった場合には、農業委員によるあっせん等により、農用地区域外の 用地の交換に努めるなど、相談に応じているところであります。

○4番茅野勲議員 いろんな条件がありますけれども、それに少し当てはまらない農家があります。農業後継者として農業を継ぎ、農業に従事し住宅をつくりたいが、所有する土地が振興地域内であるため住宅が確保できず、他市に借家住まいをしている家族がいます。本人は生まれ育った別府に住みたいと茶業を営み、住所を親の住所に移してまでも自分の通った別府小に子供を通わせています。法は法で守らなければならないことは、十分理解はしておりますが、農業後継者

育成の面からも、また枕崎市民として健全な市民生活をしていただくためにも特例処置は検討できないか、お尋ねします。

〇中村責郎農業委員会事務局長 農業委員会としましては、ことし2月に開催いたしました認定 農業者と農業委員と語る会におきましても、同じような意見が出されたところであります。この 会の議事録としまして、そういった意見等を県の農業会議に提出したところであります。今後、 農家の意見とか要望につきましては、県の農村振興課あるいは農業会議等につないでまいりたい と考えております。

○4番茅野勲議員 この件で、副市長さんにお願いをいたします。副市長さんは県行政には詳しいでしょうから、ぜひ県につないでいただき、1日も早い転用許可を願っているところですが、何かいい手だてはないでしょうか、お尋ねします。

○地頭所恵副市長 ただいまの御意見につきましては、農業委員会のほうからもお答えをいたしましたが、ただいまの法律の仕組みの中では、なかなか簡単に転用が認められないという状況はあります。それにつきましては、農業を守るという観点での制度であると考えておりますので、そういう農業を守るという中で担い手である農家の方々の生活でありますとか、そういったところに一定の配慮ができないのかということにつきましてはですね、県の農業会議等に対しましても要望を続けていく必要があると考えておりますが、直ちにですね、こういう形でできますということはですね、今の時点ではお答えできる状況にはないところでございます。

〇4番茅野勲議員 現実に、後継者として農業を継いでおられて子供も別府小にやっております。 ぜひ、望みがかなうように、副市長さんからもお力添えをお願いして、この質問は終わります。

次に、県道拡張工事について質問をいたします。残り600メートルという所で工事がなかなか進まず……。県道打木谷白沢津線の改修工事のことであります。堆肥舎等も壊し、茶畑等の抜根も昨年から終わっている状態なので、原因は何か理解しがたく、この道路工事には本市の負担も発生するでしょうが、本市が予算を組めないのではないかと疑ったりもしていますが、いかがですか。

○松野下祥一建設課長 当該路線につきましては、県に問い合わせたところ、現在一部において 用地交渉中であるということであります。工事につきましては、本年度、中原集落側から約200 メーターほど工事を行う予定であるそうです。なお、市の負担金は、平成22年6月議会の補正 予算に計上してございます。

○4番茅野勲議員 と言うのもですね、川辺のほうから拡張された道路ができて、国道225号線の川辺峠付近は改良工事が終わっております。そのために、何か朝夕の通勤時間帯に大型車とか通勤の車がふえたような感じがしてならないのです。そこに、小さい集落ですけど、ことしから小学校1年生3人が加わっての通学になっております。皆さんも御存じだと思いますけれども、歩道もなく昔からの狭い道路で、学校までの距離があるため、朝は7時には出なくてはなりません。ちょうど通勤時間の車と会う時間帯ですので、どうしても朝見ていると危なくて心配でならないわけです。そこで、県は買収が終わっていないということと、ことしは200メートルの改修工事をするという返事があったそうですけど、繰り返しますが、交通安全の点からも600メートルを早急に改修するよう、県に繰り返し準備作業等を進めるように要望方をお願いできないか、ぜひ早期実現を要望して、質問を終わります。

○俵積田義信議長 これをもって、一般質問を終結いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後1時28分 散会

本会議第4日

(平成22年6月18日)

平成22年枕崎市議会第3回定例会

議事日程(第4号)

平成22年6月18日 午前9時29分開議

| 日程 番号 | 議案 番号 | 件名 | 付 託 委員会 |
|-------|----------|---|---------------|
| 1 | 3 7 | 枕崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について | 総務 |
| 2 | 3 8 | 枕崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて | " |
| 3 | 3 9 | 枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について | " |
| 4 | 4 0 | 枕崎市職員退職手当支給条例及び枕崎市企業職員の給与の種類及び基 準に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 11 |
| 5 | 4 1 | 枕崎市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて | " |
| 6 | 4 4 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について | " |
| 7 | 4 2 | 枕崎市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について | 文厚 |
| 8 | 4 3 | 枕崎市父子手当支給条例を廃止する条例の制定について | " |
| 9 | 請 1 | 30人以下学級実現、教員賃金改善、義務教育費国庫負担制度拡充に関 する意見書の採択要請を求める請願 | 11 |
| 1 0 | 陳 3 | 子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める陳情 | " |
| 1 1 | 陳 4 | 細菌性髄膜炎ワクチンの公費による定期接種化を早期に求める陳情 | " |
| 1 2 | 3 4 | 平成22年度枕崎市一般会計補正予算(第1号) | 予 特 |
| 1 3 | 3 5 | 平成22年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) | " |
| 1 4 | 3 6 | 平成22年度枕崎市水道事業会計補正予算(第1号) | 11 |
| 1 5 | 4 7 | 枕崎市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定に ついて | |

| 1 6 | 4 8 | 枕崎市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定に ついて | |
|-----|-----|--|--|
| 1 7 | 4 9 | 30人以下学級実現、教員賃金改善、義務教育費国庫負担制度拡充に関する意見書 | |
| 1 8 | 5 0 | 子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める意見書 | |
| 1 9 | 5 1 | 細菌性髄膜炎ワクチンの公費による定期接種化を早期に求める意見書 | |
| 2 0 | 5 2 | 交通事故防止に関する決議 | |
| 2 1 | | 福祉給食サービス事業の調査にかかる特別委員会の委員定数の変更に ついて | |
| 2 2 | | 継続調査申し出について | |
| 2 3 | | 議員派遣について | |
| 2 4 | | 枕崎市土地開発公社等の経営状況を説明する書類について | |

○ 本日付議された事件は議事日程 (第4号) のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1番 俵積田 義信 議員 2番 牧 信利 議員 3番 板 敷 作 廣 議員 今 門 求 5番 村 上 3 工 議員 6番 議員 議員 7番 原 村 且. 8番 板 敷 信 議員 元 重 之 9番 畠 野 宏 議員 10番 米 倉 輝 子 議員 沖 袁 強 議員 豊 留 榮 子 議員 11番 12番 13番 中 原 信 議員 佐 藤 公 建 議員 重 14番 15番 田 武 夫 議員 新屋敷 幸 議員 袁 16番 隆 17番 立 石 幸 徳 議員 上 釜 議員 18番 V ほ

本日の欠席議員次のとおり
 4番 茅 野 勲 議員

1 本日の書記次のとおり

 久木田
 敏 事務局長
 橋之口
 寛 書記

 俵積田
 光 昭 書記
 平 田 寿 一 書記

 宮 崎 元 気 書記
 書記

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神 袁 征 市長 地頭所 副市長 恵 留 総務課長 企画調整課長 永 秀 山口 英 雄 南田 敏 朗 水産商工課長 俵積田 寿 博 市民生活課長 今給黎 力 財政課長 白 澤 芳 輝 福祉課長 松野下 祥 _ 建設課長 真 茅 学 農政課長 今給黎 和 男 健康課長 西之原 修 税務課長 豪 迫 野 水道課長 茶 屋 盛 忠 下水道課長 中村 郎 農委事務局長兼農振係長 袁 田 勝 美 市立病院事務長 責 俵積田 清 文 財政課参事兼財産管理係長 揚 村 芳 江 健康課参事 山口 英 夫 教育長 島 洋 台 教育委員会総務課長 孝 学校教育課長 佐 藤 祐 生涯学習課長 日 高 司 天 達 章 春 浩 志 保健体育課長 吾 文化課長 田 今給黎 浪 給食センター所長 田野尻 武 志 監査委員 龍 兀 孝 選管事務局長 元 幸 一 監査委員事務局長 児 玉 義 原 均 会計管理者兼会計課長 篭 東中川 徹 行政係長

午前9時29分 開議

○俵積田義信議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付してありますので、御承知おき願います。

まず、日程第1号から第6号までの6件を一括議題といたします。

総務委員長に報告を求めます。

「牧信利総務委員長 登壇〕

○牧信利総務委員長 ただいま議題となりました、日程第1号から第6号までの6件について、 総務委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

まず、日程第1号枕崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について申し上げます。

これは、少子化対策の観点から、子育てしながら働き続けることができる雇用環境を整備することを目的として、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が一部改正されたことに伴い、3歳までの子を養育するために、職員から請求があった場合に、著しく困難な場合を除き、時間外勤務をさせてはならないという規定を新設するものであります。本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号枕崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、急速な少子化に対応するため、枕崎市職員の育児休業等に関する条例の育児休業、育児短時間勤務、部分休業の部分の規定を改正しようとするものであります。内容については、従来は両親のうち、どちらかが育児休業等をしている場合は、もう一方の親は育児休業等をすることができなかったものが、両親同時に育児休業等ができるようになったこと、また、職員以外の親が常に養育できる場合には、例えば専業主婦などの場合に当たりますが、もう一方の親は育児休業等をすることができなかったものが、今回の改正で、育児休業等ができるようになったことなどが主なものであるとのことです。

本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第3号枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、退職手当の支給制限などの処分について、調査審議するための退職手当審査会委員の報酬の額を規定するものであります。

委員については、必要の都度任命をするとのことであります。委員は3名で、弁護士または大 学教授を考えているとのことであります。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号枕崎市職員退職手当支給条例及び枕崎市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、雇用保険法の一部改正が本年4月1日施行に伴い、枕崎市職員退職手当条例及び枕崎市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の条文整備をしようとするものであります。

枕崎市職員退職手当支給条例第10条の内容については、勤務年数が短くて退職した職員が雇用保険の特例一時金に換算した額より、その退職手当が低い場合には差額分を足して退職手当を支給しなければならないという規定内容であります。

本市においては今までこういった例はなかったとのことであります。

本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号枕崎市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について 申し上げます。

これは、道路交通法の一部改正が本年4月19日に施行され、高齢運転者等専用時間制限駐車

区間における駐車の禁止の規定が新設されたこと等に伴い、条例の条文整備をしようとするもの であります。

新設された条項が、高齢運転者等専用時間制限駐車区間という条項であり、鹿児島市などでパーキングメーターなどを設置してある時間制限駐車区間で高齢者しか適応しない時間制限区間が新たに設けられたので、本市の条例で駐車禁止の条項にその部分を入れ込んだということでありますが、本市には全く影響はないとのことであります。

本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第6号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について申し上げます。

これは、別府上手地区及び木口屋地区の辺地の解消を図るため、当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のため、財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

これまでの山崎辺地が除外されたのは、前期5カ年計画の中では辺地として辺地点数が102点だったものが、バスルートの変更などの関係で点数が下回った関係で今回から除外になったとのことであります。また、金山地区が過去に除外された理由については、国の基準が変わり、行政区域を越えて最寄りのところで計算することになったため、外れたとのことでありますが、金山地区の点数については、今後、総合振興計画の作業に合わせ、辺地計画の変更の検討の中で再計算していきたいとのことであります。

本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 以上で報告を終わります。

○俵積田義信議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。 お諮りいたします。

日程第1号から第6号までの6件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。 [「異議なし」と言う者あり]

〇俵積田義信議長 異議なしと認めます。

よって、議案第37号、第38号、第39号、第40号、第41号及び第44号の6件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7号から第11号までの5件を一括議題といたします。

文教厚生委員長に報告を求めます。

[佐藤公建文教厚生委員長 登壇]

○佐藤公建文教厚生委員長 ただいま議題となりました日程第7号から第11号までの5件について、文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

まず、日程第7号枕崎市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定については、子供に係る医療費の助成について、助成対象年齢を9歳まで拡大するとともに、自己負担額の全額を助成することにより子育てにかかる経済的負担の軽減を図るものであります。

委員から、「病院の窓口での支給といったことは考えなかったのか」という問いに対し、現物給付の部分については、本市単独でやると莫大な費用になってしまう。電算改修システムの負担なり、医師会との話し合いなり、あと国保連合会との協議とか、そういう部分についても県全体で取り組むほうが効率的・効果的であるというふうに考えているということでありました。

本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第8号枕崎市父子手当支給条例を廃止する条例の制定については、児童扶養手当法の一部改正により、現在、児童扶養手当の支給対象となっていない父子家庭の父も支給対象となることから、同法の施行に合わせ父子手当を廃止しようとするものであります。

本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第9号30人以下学級実現、教員賃金改善、義務教育費国庫負担制度拡充に関する 意見書の採択要請を求める請願は、鹿児島市春山町に在住の福永昭彦さんより提出されたもので す。

本件については、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、本請願の願意を酌み、国の関係機関に対し、意見書を提出することといたしました。

次に、日程第10号子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める陳情は、市内の新日本婦人の会枕崎支部支部長浜田タミ子さんより提出されたものであります。

本件は、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、本陳情の願意を酌み、陳情項目の「1. 国に向けて子宮頸がん予防ワクチン接種に助成 を行うよう要請すること」については、国に対し意見書を提出することといたしました。

そして、陳情項目「2.子宮頸がん予防ワクチンを無料で接種できるよう公費助成すること」 については、既に、陳情者より当局に対して要請文が提出されているということでありました。

次に、日程第11号細菌性髄膜炎ワクチンの公費による定期接種化を早期に求める陳情は、市内の新日本婦人の会枕崎支部支部長浜田タミ子さんより提出されたものであります。

本件は、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、本陳情の願意を酌み、陳情項目の「1. 国に対し、速やかにヒブワクチンを公費による 定期接種化するよう要請すること」と「2. 国に対し、乳幼児が接種できる肺炎球菌(七価ワク チン)の早期承認と公費による定期接種化を要請すること」については、国に対し意見書を提出 することといたしました。

以上で、報告を終わります。

○**俵積田義信議長** ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。 お諮りいたします。

日程第7号から第11号までの5件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。 [「異議なし」と言う者あり]

○俵積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第42号、第43号は原案可決、請願第1号、陳情第3号及び第4号は採択と決定いたしました。

次に、日程第12号から14号までの3件を一括議題といたします。

予算特別副委員長に、報告を求めます。

[新屋敷幸隆予算特別副委員長 登壇]

○新屋敷幸隆予算特別副委員長 ただいま議題となりました日程第12号から第14号までの3件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

本委員会は、委員長に茅野勲委員、副委員長に新屋敷幸隆を選任いたしました。審査の過程に おける当局説明及び各委員から出された意見・要望については、お手元に配付してありますので、 御参照願います。

委員長報告では、主な点のみ申し上げます。

まず、日程第12号平成22年度枕崎市一般会計補正予算(第1号)について申し上げます。

今回の補正については、歳入歳出それぞれ3億6,220万円を追加し、予算総額を97億2,510万円にしようとするもので、当初予算額より3.9%増になっております。

補正予算の主なものは、新地方公会計整備等委託、除籍・改製原戸籍等データ作成委託、子ど も医療費助成事業、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業に係る水産の町による地域ブランド創出 事業、地域活力基盤創造交付金事業、航空燃料給油車購入経費のほか、中途退職者に係る退職手 当の追加及び人事異動等による人件費などであります。

補正後の財源構造については、まず自主財源については、市税や繰越金の追加などによって29億0,810万5,000円で予算総額の29.9%を占め、前年度当初予算に比べて8,490万8,000円減少しています。

依存財源については、投資的経費に係る地方債や国県支出金追加などによって、68億1,699万5,000円で予算総額の70.1%を占め、前年度当初予算に比べ3億4,490万8,000円増加しています。

歳入の款別の前年度当初との比較増減等について、市債については、普通建設事業費に係るものを始め、退職手当債それから臨時財政対策債の補正を2億4,940万円行ったことから、予算総額で9億1,110万円となっています。

歳出の義務的経費については、今回の補正で新規施策費として、子ども医療費の拡大を図ったほか、中途退職者に係る退職手当などで1億0,879万円の補正を行ったことで、肉づけ後は61億2,358万1,000円となり、前年度当初予算より2億9,303万8,000円、率にして5.0%増加し、予算総額に占める割合も1.4ポイント高い63.0%となっています。

投資的経費は、補正額全体の57.9%に相当する2億0,977万円が追加になったことで、肉づけ後については5億6,320万円となり、前年度当初予算より6,976万8,000円、率にして11.0%減少し、予算総額に占める割合も0.9ポイント低い5.8%となっています。

その他の経費は、今回の補正で4,364万円増額して肉づけ後で30億3,831万9,000円となり、 前年度当初予算より3,673万円、率にして1.2%増加したものの、予算総額に占める割合は0.5ポイント下がって31.2%となったとのことでありました。

本件につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第13号平成22年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について申 し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ10万3,000円を追加し、予算総額を8億8,070万4,000円に しようとするものであり、補正の主な内容は人事異動に伴う人件費の増額で、一般管理費が7万 2,000円の増額、処理施設管理費が19万4,000円の減額、排水施設管理費が29万2,000円の減額、 下水道整備費では人件費が45万9,000円の増額、整備費の工事請負費の汚水管路施設工事が5万 8,000円の増額であります。

以上の財源として、国庫支出金の2万9,000円、繰越金の7万4,000円で措置しようとするものであり、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第14号平成22年度枕崎市水道事業会計補正予算(第1号)について申し上げます。 今回の補正は、収益的収入及び支出においては支出のうち、人事異動に伴う人件費等を160万 円増額しようとするものであり、この結果、収益的収支では収入額4億7,733万円に対し、支出 額4億6,894万5,000円となり、税抜き後で408万5,000円の当年度純利益となる見込みであると のことです。

また、資本的収入及び支出においては、収入で消火栓設置負担金を250万7,000円増額するとともに、支出で人件費を3,135万2,000円減額しようとするものであります。

この結果、資本的収支では収入額3,717万7,000円に対し、支出額1億7,970万7,000円となり、 差し引き1億4,253万円不足額については、過年度分損益勘定留保資金7,772万6,000円、当年度 分損益勘定留保資金6,136万1,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額344万 3,000円補てんしようとするものであります。

本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 以上で、報告を終わります。 ○**俵積田義信議長** ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。 お諮りいたします。

日程第12号から第14号までの3件は、副委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○俵積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第34号、第35号、第36号の3件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第15号及び第16号を一括議題といたします。

本件は、開議規則第36条第3項の規定を適用して、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○俵積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

議案第47号の提出者に、提案理由の説明を求めます。

「沖園強議員 登壇]

○11番沖園強議員 おはようございます。提案者の1人として、提案理由を申し上げます。

お手元の提案理由にあるように、地方議会の議員定数は、地方制度調査会の答申を受けて定数 上限が撤廃され、住民の理解が得られる定数を定めることと地方自治法が改正されることとなっ ているところであります。議員定数については、これまでも議会として議論がなされてきました が、その地方自治法が改正されることとする住民の理解が得られる状況ではなく、市民の間では、 厳しい市の財政状況や経済情勢の中で、人口の割に議員の数が多いという声が圧倒的に多いよう です。

特に、6月15日に議会に対して市民から提出された要望書では、議会みずから議員定数を14名に削減して、行財政改革に取り組んでほしいというもので、統計上から人口は15年後は2万人を割り込むことを指摘した上で、合併した町が議員定数を大幅に削減して、議会みずから行財政改革に取り組んでいることや、知覧との合併協議会での枕崎市の議員定数は、12名とされていた経緯を踏まえて議員定数を14名にしてほしいとした内容でありました。

また、この要望書には、4,813人の多くの市民の署名が添えられていましたが、4,813人という多くの署名がわずか一週間足らずで集められ、提出されたこの要望書は、まさしく市民の声、民意であり、住民の理解が得られる議員定数削減のお願いであると考えます。

また、先の議員報酬・議員定数調査特別委員会において、ほとんどの議員の皆さんが、議員報酬は現行のまま据え置きと、そのような主張がなされてきました。報酬は下げない、議員定数はできるだけ多くでは、到底市民の理解は得られないものと考え、議員定数14名に改正する条例を提案したところでございます。住民の理解を得られる定数の制定という、地方自治法の正視に照らし、議員各位の御理解をお願いして提案理由の説明とさせていただきます。

○俵積田義信議長 次に、議案第48号の提出者に、提案理由の説明を求めます。

[新屋敷幸隆議員 登壇]

O16番新屋敷幸隆議員 提案者を代表して、提案理由を述べさせていただきます。

国、地方を問わず財政が逼迫している状況下、本市の行財政改革の断行は急務を要する課題となった。しかるに市議会としても、行革推進と多様化する住民ニーズに的確に対応し、住民サービスの向上を目的として議会運営の効率化を図り、さらなる議会活性化に資するため、議員の定数を削減しようとするものであります。

枕崎市議会の議員の定数を定める条例(平成14年枕崎市条例第27号)の一部を次のように改正する。本則中、「18人」を「16人」に改める。

以上でございます。

○**俵積田義信議長** これから質疑を行いますが、質疑は会議規則第53条のただし書きを適用して、回数の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

- **〇17番立石幸徳議員** 私は、提案されております議案第48号につきまして、まずもって確認の意味で質疑をいたしますが、この議案第48号、9名の議員で提案されておりますけど、この議員の中でかつて14名の定数を提案された方がいるのかどうか、まず確認をさせていただきたいと思います。
- ○俵積田義信議長 提案者の説明をお願いします。
- ○16番新屋敷幸隆議員 私は、把握していないんですけど。
- **〇17番立石幸徳議員** いや、お一人の方が把握していないということよりも、それぞれ個々名前を書いているんですから、皆さん確認されたらすぐわかることじゃないですか。
- ○俵積田義信議長 提案者の説明をお願いします。
- **○16番新屋敷幸隆議員** 以前、この9人の中でですね、14人を推された方がいると、一人いると今、質問がありましたけど、私は何度も言いますけど把握していないし、記憶にありません。
- **〇俵積田義信議長** 次に、牧信利議員。(「17番、答弁になっていないですよ。」と言う者あり)
- **〇17番立石幸徳議員** 提案者のお一人が把握してなくても、提案者はここに皆さん議員が全部 名前を出しているわけですから、それぞれが提案した、しないですぐ答えが出ることじゃないん ですか。(「議事進行、議事進行」と言う者あり)
- 〇俵積田義信議長 議事進行。牧信利議員。
- **〇2番牧信利議員** どのような経緯を持った議員であろうが、本議会に提出された提案者として 名前を連ねるということと、過去の行為とは全然別だと私は考えますので、議長のほうで処理を していただきたい。(「異議なし」と言う者あり)(「答弁になっていないですよ」と言う者あ り)(「質問に答えてください」と言う者あり)
- ○俵積田義信議長 ただいまの牧議員の意見については、そのままにして、次の質問に入らさせていただきます。(「答弁が出ていないんですよ。答弁を議長はさせてくださいよ。質問に答えていないじゃないですか。」と言う者あり)(「異議なし」と言う者あり)(「答弁もさせずにその議事進行をしてもらっちゃ困るじゃないですか」と言う者あり)牧信利議員、議事進行。(「答弁をさせてくださいよ。質疑を求めたんですから、質疑に対して答弁がないのになぜ進めるんですか」と言う者あり)暫時休憩いたします。

午前10時6分 休憩 午前10時7分 再開

〇俵積田義信議長 再開いたします。

ただいま、立石議員の質問に対して提案者に該当する議員がおられれば、説明してください。 「説明する者なし」

- ○俵積田義信議長 立石議員、提案者の中にそういう方はおられないというふうに認めます。 (「議長がそういうふうに勝手に認めてもらっては困りますよ。それは……」と言う者あり) 次に、牧信利議員の質問をお願いします。
- **○2番牧信利議員** 議案第47号、第48号の提案者に対して幾つかお尋ねをいたします。 まず、議案第47号の提案者にお尋ねします。

この提案理由の中に、地方制度調査会の答申を受け、地方自治法が改正されることになってい

ると。こういう断定をされているんですが、既に国会は終了しているわけですが、これをここでこのような形で提案理由として出された理由はどこにあるのか、それがまず第1点ですね。それから、この提案理由として述べておられる定数上限が撤廃され、住民の理解が得られる定数を定めることになってきた。こういうふうに提案理由として出されているんですが、定数上限が撤廃されるという、こういう法改正について提案者はどのような立場をとられるのか。それから住民の理解が得られる定数ということを提起されていますが、住民の理解が得られる定数というのは、枕崎で言えば何名のことを言っているのか、以上2点。

議案第48号の提案者にお尋ねします。

この提案理由について、多様化する住民ニーズに的確に対応し、住民サービスの向上を目的として議会運営の効率化を図ると。さらなる議会活性化に資するためだという提案であります。多様化する住民ニーズに的確に対応するというのは、議員の数が少なくなるわけですから、提案者はその多様化する住民ニーズに対応するためにどのような議員活動をしようと考えて、具体的にはどのような活動になるのか、お尋ねします。

さらに、住民サービスの向上を目的として議会運営の効率化を図ると。住民サービスの向上を 目的とする議会運営の効率化というのは、具体的にはどういうことを言うのか。

次に、さらなる議会活性化に資するとあります。これまでも枕崎はもともと30人おったわけですよ。それが今は、18人ですから。するとこの間の議員定数をどんどん減らしてきたこの中で、議会がどのような活性化が行われたのか。具体的に事例を挙げて御説明をいただきたいと、このように思います。

まず、第1回目は以上であります。

〇17番立石幸徳議員 ただいまの議案第47号についての質疑に提案者の1人としてお答えさせていただきたいと思います。

まず、提案理由に出してあります地方制度調査会、これは第29次が一番直近の調査会の答申でございますが、そこに明確に議員定数について定数上限を撤廃し、住民の理解が得られる定数を定めなさいという答申でございまして、その答申を受けまして、先の通常国会にこの地方自治法が改正案が出されたわけでありますけれども、ちょっとした手違いで審査が遅れまして、先の通常国会では成立までは行き着かなかったんですけれども、この定数上限を撤廃するという法案改正は、もう国会で審議がなされております。

それから住民の理解が得られる定数をどう考えるかということですが、それは当然、法律に基づいてすべての自治体は運営していくわけですから、その法律そのものについて、ここで提案者の1人として見解を言うことは控えたいと思います。

それから何名が適当かということですが、それは当然、提案をしている14名を住民の理解が得られるということで提案をいたしたわけでありまして、本市の財政状況、特に新しい地方財政健全化法に基づく指標でございます。将来負担比率は本市は残念ながら県内で最も厳しい最悪の指数を示しているところでありますし、人口減少につきましても、近い将来本市の人口は1万人台になるという予測も出されているわけです。そういったことを踏まえて先の3月議会におきまして本市議会が設置をいたしました議員報酬並びに議員定数の調査特別委員会の報告を受けまして、今回提案をしたところでございます。ちなみに全国的には名古屋市あたりで議員の定数を半分にせよと。それから報酬を半減して、そのかわり住民の税金を減額するという名古屋の河村市長あたりの住民本位の政策も既に全国的には見られているところですので、本市も議会みずからがあるべき本市の姿を考えて改革をすべきじゃないかということで出しているところでございます。

〇11番沖園強議員 47号について、私も提案者の1人として御答弁申し上げておきます。

まず、上限の撤廃についてなんですが、これは住民の理解が得られるということが上限の撤廃

であって、矢祭町みたいな、まあ今、議員報酬が日当制になったという、そのような事例等もございます。ですから住民の理解が得られる議員定数は何名が妥当かという根拠の1つに、知覧町との合併協議会のときに双方12名で、枕崎は12名でほぼ合意していたという経緯がございます。そこに一番の根拠がございまして、14名とした理由の一つになっております。

また、私が自分で、今までの資料で算出してきましたんですけど、議会経費、市民1人が議会経費を幾ら負担しているのかということを計算してみますと、枕崎市の場合3,867円という歳出がはじき出されました。そうすると合併した指宿市は幾らかというと2,509円、南さつま市は、2,849円と。そういった環境に基づいて住民の理解が得られる定数は何名が妥当かと考えたときに14名程度でいいんじゃなかろうかなと、そういうふうに考えところです。以上です。

○9番畠野宏之議員 知覧町との合併の最終的な枕崎市の数が12という話が再三出されておりますが、これは私はその当時の枕崎側の責任者でありましたから、最終的に枕崎が決定をしたのは13でありました。12は間違いであります。(「2番議員の48号の答弁から先にさしてくださいよ」と言う者あり)

○16番新屋敷幸隆議員 2番議員のおっしゃることはもっともなことで私はあると思っています。何で議員を削減するのに……、まあ何ていうか、住民のサービスのことやらですね、また、議会の活性化ができるんだってことでありますが、しかし御質問はごもっともな御質問なんですけど、ただ今、財政状況また市民的感情を加味しますとですね、とにかく18人を2人減らして16人に、少なくとも最大限16にしようということで、そういう提案を申し上げたわけですけど、それで減って、2人減って、それならそういう住民のサービスやら議会の運営上向上があるんだと。どうなんだということでですね。だからこればっかしはですね、やっぱり少なくなった議員の皆さんですね、切磋琢磨して努力しないと一人一人が議員の資質だと思っております。以前よりまた、今、18人ですけど、今の議会がどうだったかというと、以前より減って18人で皆さん切磋琢磨して、それぞれに私は議員の皆さんが努力してきたんじゃないのかなと思っております。まあ、そういうことで一人一人の責任は重いんですけど、結局我々も自覚してですね。市民サービス、また議会の活性化に努めていかなければならないなあと思っております。以上です。

- ○**俵積田義信議長** ほかにありませんか。
- ○2番牧信利議員 いわゆる今、答弁をいただきました47号について、お尋ねします。

矢祭町のことが出されまして、日当制を取っていると。これはもう議会制民主主義を破壊していることですよ。金持ち。金持ちでなければ議員が務まらないわけですよ、日当制なんて言ったら。議会というのは、市が行う仕事がどうなっているのか、住民の立場から見てどのようにやられているのかというのをチェックする重要な機能です。しかも、住民の声を市政に届けて、その願いを実現するという仕事があるわけですね。日当制になるというのは、そういう議員活動を保障しないということですよ。会社の社長さんとか、大金持ちとか、そういう人じゃなければもう議員にはなれないと。そういうことを当然のこととして提案者が言われるというのは、まさに議会制民主主義の破壊だと考えていますが、この点についてはどのように思っていらっしゃるんですか。日本の民主主義というのは、明治維新以降ですよ。あの帝国政府のもとでも住民の粘り強い闘いが行われてきてですよ、弾圧も起きてきたんですよ。そういう闘いを土台として戦後、日本の民主主義というのは大きく前進をして、そして、地方では市長も県知事も住民が直接選ぶ。議員もまた住民が選ぶ。そういう車の両輪がうまく回るような仕組みとして地方自治というのはつくられているわけですね。

すると、行政の執行部のほうは変わらないわけですから、議会のチェックをする、住民の声を届ける、そういう議員だけを減らしていくということになると当然、執行部の力が強くなる、チェック機能は弱くなるわけですよね。先ほど、立石議員のほうから名古屋市の話が出ましたが、税金を安くするために議員の給料も半分に減らすと。しかし、それは中身を実態を正確に述べて

いらっしゃらない。名古屋市の市長はやることはまさに、基本的には議会制民主主義の破壊をねらっているわけですよ。市民税を安くすると言っていますが、一番もうかるのは企業ですよ。市民税減税でね。

- ○俵積田義信議長 牧議員、質疑ですので、簡潔にお願いします。
- ○2番牧信利議員 いやいや、これは提案者が言われるから質問しているわけです。

だから、名古屋市でやられていることを上げてこの提案理由を言われるから質問をしているわけですよ。実態は、そういうことですよ。だから、名古屋市議会では自民党を含めてこれは否決をしているわけですよね。当然のことです。いろんな立場はあっても議会制民主主義を守る。この立場に立っているというのは名古屋市議会への実際の姿です。ですから、そういう実態の本質をきちんと報告されないで提案者が答弁をされるからそのことは指摘をいたしておきます。それでお尋ねします。議員定数を14にするということは、今まで以上に住民と市政とのパイプを少なくする。48号の提案者が言うように、多様化する住民ニーズに的確に対応できなくなると私は考えるんですが、その点については47号提案者はどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

48号の提案者についてお尋ねしますが、私がお尋ねしたことはもっとものことだと言われますから、本当は議員の数を減らしたくはないんだなと推測をするわけですね。これはもう正常な感覚だと、そういう反応をされることはいいことだ。いろいろ事情があってこういう提案をされたんでしょうから、同情はしますが、しかし住民の立場、それから議会の立場、こういう点から考えれば、そういう立場であればこの16名という議案は撤回したほうがいいんじゃないかと、こういうふうに思いますが、この点についてお尋ねします。

[傍聴席で私語する者あり]

- ○俵積田義信議長 静粛に願います。
- **〇17番立石幸徳議員** 議案第47号につきまして、質疑が多岐にわたっていますので、私のほうでお答えできる部分について答弁をいたします。

まず、質問者が言われるこの住民の声について、市政とのパイプが少なくなるという言い方をされましたが、これは、先ほど紹介いたしました本市議会の定数並びに報酬の調査特別委員会でも、もう既に論議があったところでありまして、住民と市政とのパイプという意味では、何も市議会のみに限らず、いろんなパイプはあるわけであります。それは直接執行部が住民との懇談会を持つ場合もありましょうし、いろんな形で住民の声を吸い上げることはもう、議会に限らずたくさんございます。議会が一番重要な仕事として任務として与えられているのは、この枕崎市のかじ取り。団体意志をどう決定するか。この意思決定を何名でやるのが適当なのかということで、特別委員会では論議をやってきたはずであります。

それから名古屋市の事例を云々されましたが、そういった地域も現にあるということであります。私は、今の地方自治のあり方からいきますと、住民本位、市民本意の政策という意味では、本市の市議会定数は14名が適当であると考えて提案しているところであります。残された質疑については、また質問者の方で答弁いただきたいと思います。

〇11番沖園強議員 矢祭町の、その日当制が議会制民主主義の破壊だというような御発言があったわけですが、私は決してそうだとは思っておりません。そういった選択肢を選んだのも矢祭町の議会であり住民であったと。結局今も出ましたが、住民と行政とのパイプ、それは公民館長をされた方々はよくおわかりかと思いますが、行政サイドからいろんな打診がございます。私は議会の姿というのはどうあるべきか。大所高所に立った意思決定ができるかできないかにかかっておって、人数の形ではないというふうに思っております。一番、私はこの逼迫した財政状況の中で議会がどういったことができるかとなった場合に、そういった大所高所に立った議員が資質の高い議会がどうやって構築されていくかということが一番肝要じゃなかろうかなと思っており

ます。以上です。(「異議なし」と言う者あり)

〇16番新屋敷幸隆議員 削減を、2人減らして16人にするってことですね、これはですね、議 会の大事なことですから、そう単純に決めたわけではありません。ちなみにですね、この前から 私はですね、北海道から我が鹿児島までですね、枕崎と人口が似ている2万4,500内外のところ にですね、議会事務局に電話をしてみました。それでいろいろどういうふうに定数がなっている んだということでですね、人口とですね。それでちなみにですね、阿久根市が16人で人口が2 万4,182名でございます。これは常任委員会は2委員会あります。それと大分県豊後高田市。定 数が22名で人口が2万4,581人で常任委員会が3委員会あります。次に、高知県須崎市。18人。 2万5,253人であります。そして常任委員会が3委員会あります。次に、北海道の深川市ですね。 16人。人口が2万4,185人。3委員会あります。次に、北海道富良野市。18人ですね、定数が。 人口が2万4,539名でございます。常任委員会が3委員会でございます。次に、石川県の羽咋市 ですね。定数が15人、人口が2万4,227名。常任委員会が2委員会でございます。長野県飯山市、 17名ですね。人口が2万4,670名。ちなみに平成22年11月、ことしの秋に改選があり、1人減ら して16人の予定だそうでございます。この長野県の飯山市はですね、蛇足ですけど、枕崎と似 ていてですね、合併できなかったということでですね、非常にこう似てるんじゃないのかなと思 っております。以上ですね、大体我々が枕崎市と人口が類似していると言うんですかね、そうい うところを私はやっぱり参考にしようということで自分なりに調査をして調べてみました。一応、 結果がこのとおりでした。だから私は今、この述べました結果がですね、16名が私は適当では ないかなと思っております。

〇2番牧信利議員 今、その議員が少なくなっても市長と語る会があるとか、いろんな会もあると、そういうふうに言われますが、提案者はですよ、議会というのをどのように位置づけていらっしゃるのか。地方自治というのの規定が出たのは、この新しくつくられた現在の憲法ですよ。ここに位置づけられている。それに基づいて地方自治法というのがつくられているわけですね。その中で明確に議会もうたわれている。そうすると公民館がある、市長と語る会もある。そういうものでパイプはつながるんだというふうには憲法には書いていないし、地方自治法にも書いていない。だから提案者は、この地方議会というのをどのように受け止め、位置づけられているのか、それをお尋ねしたいと思います。

それから日当制の問題では、それはそこの町の議員と住民が決めたんだと、こう言われます。 提案者は、枕崎でも日当制というのを考えておられるのか。日当制になったら、お金持ちしか議 員になれない。議員というのは、言うならば議会に出てくるときだけが議員の仕事じゃないわけ ですから。日常普段、市長は365日仕事をしているんだと。

[傍聴席で私語する者あり]

- ○俵積田義信議長 静粛に願います。傍聴席の方。
- ○2番牧信利議員 このように言われますが、議員だって同じですよ。だから、その議会の開会日だけが議員の仕事じゃないわけですから。そういう点から考えて、この日当制というものについて、枕崎でもそういうものをつくったほうがいいと考えておられるのかどうか、お尋ねします。○17番立石幸徳議員 ただいまの質疑にお答えいたしますが、議会をどのように位置づけるかと言うんですが、私どもが位置づけることでも何でもなくて、これは自治法で明確に規定しているわけですよ。(「提案者の考えを聞いているんだ」と言う者あり)いやいや、考え方じゃないですよ。それは規定しているわけですから、議会はこうすべきだということを。(「そしたら」と言う者あり)一言で言えば、地方公共団体の団体主の決定であります。(「それは、語る会……」と言う者あり)
- 〇俵積田義信議長 答弁中です。
- O17番立石幸徳議員 自治法に明確に議会の任務というのは、条項まではちょっと今、記憶に

ありませんけれども、自治法を開けば議会の任務というのは明確に規定されているわけですから、 議会というのをどのように位置づけるかどうかという問題でも何でもありません。以上です。

〇16番新屋敷幸隆議員 ただいま言われました自治法もありますけど、我々議員はですね、市民から選ばれた代表でございます。だからそれにこたえるためにですね、先ほども申しました、いわゆる議員の資質を高めてですね、この議会をですね、うまくというか、活性化してですね、市民のために私どもは尽くさないとならないと思っております。そういう議会というのは、そういう1つのまた自治法のほかにそういう使命感があるんじゃないのかなと思っております。

○8番板敷重信議員 私は、この議員定数を、先ほど2番議員の答弁……、答弁にはならないと思うんですが、議員定数をいかに考えるかと、市民のニーズにこたえたく、ずっと18人か16人か14人かということで、ずっと聞いて歩き回りました。市民の声とすればやはり、議員は減らすべきだと。そのくらい財政が逼迫していると、そういう声が多ございました。そしてその中で、じゃあ、14か16か、そういう、まあ聞きますれば、14にしたときに今、枕崎の……、その住民の声なんですが、選挙に出られる方は案外、公民館代表とか、そういう地区の方が、そういう代表、組織……、される方が多いとなるというような話です。そういうときに、じゃあやる気があってどうしても枕崎を開拓したいという方が出て来られたときに、その票をば果たして14人にしたときに取れるのかと、そういう答えがでてきました。そうすればやはり16人がどうなのかということで、妥当としては、市民1、500人に大体1人ぐらいの割合ですから、16名が妥当じゃないのかと。そして、いや、なってないけど、だから最初で2番議員と……。

〇俵積田義信議長 板敷議員、質疑ですので。討論ではございませんので、お願いします。 ほかにありませんか。

〇9番畠野宏之議員 この定数をどうするかというのは、議会の中でも特別委員会までつくってやってきたんですが、数については、なかなかまとまらなかったというのが実態だろうと思うんですね。それを考えた時にですね、どうしても今の枕崎市議会の現状を見たときに、年齢構成だけでいってもですね、58歳が一番若いと。そういうものであるからして、若い世代が出て来れるためには、どうすればいいのかということだったわけですよね。そうなった場合に、やはり数を減らすことが、果たしてそういうふうになるのかなということがあってですね、なったんだろうと思うんでありますが、そういう点からいきますと数を減らす、いわゆる14の提案者にお聞きするわけなんですが、若い世代、新たな新人が出てくる。そういったものをどうやって担保していくのかと。その辺はどう考えておられますかね。それと先ほどの提案者のいわゆる枕崎の知覧との合併の時点の12というのが一人歩きし、それを引用されておりますので、それは13であったことは確かでありますから、その辺のところも訂正方もお願いしたい。そういうことであります。

○17番立石幸徳議員 議長のほうで、質疑と討論、意見討論のほうは明確に整理をしていただきたいということをお願いをしておきますけれども、その新しい若い人が議会に登場することをどうしんしゃくしているのかということですけども、その辺は私どもの、もう定数についてですね、限界の部分がありまして、意志を持った若い人が出てくれれば非常に私もいいことだと思います。しかしながらその点については、何回も言っておりますけれども、特別委員会の中でもいろいろな形で審議・討議されたはずでございます。それで具体的に周知期間を含めた日程的なものを考えると、今6月定例議会が妥当であろうということで14名という数を提案しているわけでありまして、私のほうで新しい若い人が出るたびに何を考えているのかと言われても、この提案理由の中ではそういう方向は非常に歓迎するけれども、この14の提案の中でその辺を具体的に手立てを講ずるということは、今の法律の中では行き届かない面があるということは、残念なことだと思っております。

○俵積田義信議長 ほかにありませんか。

〇11番沖園強議員 もちろん若い人が立候補しやすい環境づくり。そのためにはどうしたらいいのかということになれば、それは議会経費、限られた財源の中でどうすべきか。むしろ、定数は削減されて生活保障の報酬を補償・担保すべきじゃなかろうかなと私は思っております。

それと知覧との議員定数の件につきましては、合併協議が進む中で12名が先に出て、最終的 に13名ということであったんであれば、お詫びして訂正いたしておきます。

○俵積田義信議長 これをもって、質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

まず、日程第15号について、討論のある方の挙手を求めます。

暫時休憩いたします。

午前10時41分 休憩 午前10時42分 再開

○俵積田義信議長 再開いたします。

豊留榮子議員。

O12番豊留榮子議員 私は、日本共産党市議団を代表しまして、議案第47号枕崎市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

現在、18の議席を14に減らすということですが、厳しい財政状況の中、議会としても経費削減に取り組むことは当然のことです。しかし、定数削減を経費削減の面からだけで取り上げるのはいかがなものかと思います。議員定数の削減は、市民の方々のさまざまな意見が反映されにくくなり、市政のチェック機能も否めてしまうことになります。少数意見もしっかりと取り組むことができるよう、酌み取ることができるよう、そのような議会であるべきです。これ以上、議員を減らすということは、議会のチェック機能が薄れるばかりか、議会制の民主主義の根本が問われるのではないでしょうか。日本共産党は、議員定数削減に反対して討論を終わります。

- 〇俵積田義信議長 次に、原村且元議員。
- **〇7番原村且元議員** 私は、日程第15号、議案第47号の枕崎市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定に反対の立場で討論いたします。

理由は、5つあります。理由その1、前回の枕崎市議会選挙を例にとった場合、得票数の少な いほうから4人に関して言えば、現在委員長が2人、そして委員長でないほかの2人は、ほとん ど毎回一般質問をしています。これら4人がいないということは、市議会の活性化をそぐことに なる。理由その2、少子高齢化と人口減少に関して、金山地区を例にとった場合、小学校児童数 は極めて少なく、廃校の危機に瀕しています。現在2人の市議がいますが、10年、20年後、1 人の市議も出ないといった状況が生じた場合、市議をふやせと言ってもなかなか難しいと思いま す。理由その3、現在本市では、55歳以下の市会議員はいません。若者が選挙に出やすい状況 を整える必要があります。例えば、35歳の候補者と70歳の候補者とでは人生の長さに2倍の差 が出ます。一般論で言えば、70歳の人は35歳の人に比べて倍の人脈と知人を持っています。若 者へのハンディを考慮して、少しは余裕のある議員定数が望まれます。理由その4、昭和22年 生まれから昭和25~26年生まれのいわゆる団塊の世代が定年を迎え、あるいは迎えつつありま す。中学、高校を卒業して都会に出て、出稼ぎに行き、豊かな経験を積んだ人たちが帰ってきて、 郷土のために活躍したいといって立候補したくても、定数が少なくとも今の18は必要だと思い ます。理由その5、先ほどの質問でも自己矛盾のある答弁が提案者の中から出されましたけれど も、本議案の提案者たちが議員削減の理由とする財政状況に関してですけども、そもそも夕張市 の財政再建団体化などで、これまでの実質赤字比率のみから公営事業会計までの連結実質赤字比 率、さらには地方公社や第三セクターなども含めた将来負担比率まで検査対象になりました。そ して、財政健全化法の4つの指標の高い低いが問題にされ、マスコミが報道します。しかし、そ の順位やランキングのみに左右されるのは考えもので、注意が必要です。

最近、南日本新聞の地方版で大きなスペースをとって枕崎市のことを上中下の3回シリーズで取り上げました。6月13日付の最終版で、枕崎市の経済動向をするとして、鹿児島銀行枕崎支店長の意見が載りました。要点のみ申し上げますが、観光の目玉づくりが足りない印象。枕崎市民の1人当たりの民間金融機関への預金額は、南さつま市や指宿市に比べて約2割多い。官民でアイデアを練ってほしいというものです。

地方公共団体としての枕崎市は、市民の経済データもあらゆる角度から調査、分析、検討して 枕崎市の発展のため生かす必要があります。財政指標のランキングが下から何番目とか、一番下 とか悲観するより、日本一のかつおぶし生産や農産物など全国的には上位に属するものもあるわ けで、また人口も、枕崎市出身関係者は全国に約10万人いるといわれています。決して枕崎市 は県内で最低の地方公共団体ではありません。土地開発公社やお魚センターみたいな問題のある ところの無駄な部分に対して、適切・迅速に対処する枕崎版仕分け作業などが必要です。その仕 分けをするための議員の数や質を確保することも必要です。

垂水市や西之表市より約人口が1万人多い、日本でも有数の水産都市枕崎が、それらの市の定数16人より議員を少なくしなければならない。ほかに方法はないというような自信やプライドを失うことなく、住民自治、市民自治をより活性化させて本市を発展させるために18人は最低限必要ですので、本議案に対して反対とします。

○俵積田義信議長 これをもって日程第15号に対する討論を終結いたします。 次に、日程第16号について、討論のある方の挙手を求めます。

暫時休憩いたします。

午前10時49分 休憩 午前10時49分 再開

○俵積田義信議長 再開いたします。

牧信利議員。

O2番牧信利議員 私は、議案第48号について、日本共産党市議団を代表して反対の討論を行います。

提案者に対する質疑の過程で、この提案自体が提案者自身も矛盾をもって提案をされているというのが本当に明らかになりました。その矛盾というのは、心の中では本当にいいことを思っているけど、形の上では悪いことをすると。こういう人間性のある提案者たちだなと、こんなふうに思いました。そうであれば、もはやこの提案の根拠がなくなるわけですから、よいことは素直に認めて撤回するというのが一番ふさわしい方法ではないかと、そういうふうに思います。

「傍聴席で叫ぶものあり〕

- ○俵積田義信議長 静粛に願います。
- ○2番牧信利議員 そういう点から、これについては反対をいたします。
- **〇俵積田義信議長** 次に、村上ミエ議員。(「議事進行。提案者は、討論できるんですか」と言 う者あり)
- 〇俵積田義信議長 できます。

次に、村上ミエ議員。 (「今までの議会運営と違いますが」と言う者あり)

○5番村上ミエ議員 議案第48号枕崎市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例 の制定について、賛成の立場で討論いたします。

議員定数のことにつきましては、議会でも昨年4月に特別委員会を設置して議論を重ねてきましたが、多数の議員が、議員定数は削減すべきだという意見でありました。私も、市民の意見なども考えれば、ある程度の削減はやむを得ないと思います。しかし、大幅な削減には反対です。議会が活性化するには、若い意欲のある人が議会に出て来れるような環境もつくってあげるべきだと思います。なお、市民の代表として市民の声を市政に反映させるためにも、ある程度の人数

は必要だと思います。また、県下の各市の状況を見ましても、人口約1万7,000人の西之表市、約1万8,000人の垂水市も類似市の阿久根市も16人であります。したがいまして、枕崎市議会議員の定数は、16人とすることが最も最適であると考え、私はこの議案に賛成いたします。

○俵積田義信議長 これをもって、日程第16号に対する討論を終結いたします。

これから順次、採決いたします。

まず、日程第15号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇俵積田義信議長 起立少数であります。

よって、議案第47号は、否決されました。

次に、日程第16号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立〕

○俵積田義信議長 起立多数であります。

よって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第17号から第19号までの3件を一括議題といたします。

提出者に、提案理由の説明を求めます。

佐藤公建議員。

○14番佐藤公建議員 ただいま上程されました、日程第17号から第19号までの3件についての 提案理由の説明を申し上げます。

まず、日程第17号「30人以下学級実現、教員賃金改善、義務教育費国庫負担制度拡充に関する意見書」について、申し上げます。

子供たちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことであります。そのためには、教育環境の整備や教職員の人材確保、義務教育費国庫負担の充実を図り、子供たちが全国どこに住んでいても、教育の機会均等が担保され、一定水準の教育を受けられるように施策を講じる必要があります。よって、地方自治法第99条の規定により、国の関係機関へ別紙のとおり意見書を提出するものであります。

次に、日程第18号「子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める意見書」について、説明いたします。

子宮頸がんは、日本の20歳代の女性では乳がんを抜いて、発症率が一番高いがんで、年間1万5,000人以上が発症し、約3,500人が命を落としています。しかし、このがんは、ワクチンで予防できる唯一のがんであるということで、世界では、100カ国以上でこのワクチンが使われ、先進国約30カ国で公費助成が行われているところでございます。日本では、昨年10月にこのワクチンが認可され、任意の接種が始まっているものの、皮下注射による3回の接種で4万から6万かかるとされ、全額自己負担となっているところであり、どうしても公的援助が不可欠な状態であると考えます。子宮頸がんから、女性の命と健康を守るために、地方自治法第99条の規定により、国に向けて別紙のとおり意見書を提出するものであります。

次に、日程第19号「細菌性髄膜炎ワクチンの公費による定期接種化を早期に求める意見書」 について、説明いたします。

細菌性髄膜炎は、毎年約1,000人もの乳幼児がかかる病気で、死亡したり、後遺症が残ったりするなど、恐ろしい病気だということであります。日本では2008年12月にようやくヒブワクチンが接種できるようになりましたが、まだ任意接種のため、4回接種で約3万もかかり、子育て世代には大きな負担となっています。また、現在日本では、七価ワクチンは乳幼児に接種できるものとしてはまだ認められておりません。そこで、ヒブワクチンと七価ワクチンの公費による定期接種化を1日も早く実現し、子供たちを守る必要があります。よって、地方自治法第99条の規定により、国に向けて別紙のとおり意見書を提出するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

〇俵積田義信議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の3件については、会議規則第36条第2項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○俵積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

これから質疑を行いますが、質疑については会議規則第53条のただし書きを適用して、回数の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論のある方の挙手を求めます。

討論なしと認めます。

これから、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第17号から第19号までの3件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と言う者あり]

○俵積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第49号、第50号、第51号の3件は、原案のとおり可決されました。

なお、ただいま可決されました意見書の事後の取り扱いについては、議長に御一任願いたいと 思いますが御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○俵積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第20号を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、議長を除く全員が提案者でありますので、会議規則第36条第3項の規定を適用して委員会付託を省略し、本会議において審議するとともに提案理由の説明、質疑及び討論は省略いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○俵積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから、採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○俵積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

なお、ただいま可決されました決議の事後の取り扱いについては、議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**俵積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第21号を議題といたします。

お諮りいたします。

福祉給食サービス事業の調査にかかる特別委員会の議員数は、現在、議長及び地方自治法第117条に該当するものを除く全議員、いわゆる16名となっておりますが、地方自治法第117条に該当するものがいなくなったことにより、委員の定数を17名にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○俵積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ここで、福祉給食サービス事業の調査にかかる特別委員会の委員は、これまでの委員は引き続き委員とし、沖園強議員を新たに委員に指名いたします。

次に、日程第22号を議題といたします。

お諮りいたします。

総務、産業建設、文教厚生の各常任委員長から、あらかじめ配付のとおり所管事務の継続調査の申し出がありましたが、それぞれ申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○俵積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、それぞれ申し出のとおり決定いたしました。

次に、日程第23号を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第118条の規定を適用して、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、 御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○俵積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に 一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○俵積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第24号について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、市長から提出されました枕崎市土地開発公社、財団法人南薩地域地場産業振興センター、財団法人枕崎市水産センター、株式会社枕崎市お魚センター、南薩エアポート株式会社の経営状況を説明する書類を受理し、あらかじめ配付いたしてありますので御了承願います。

これから質疑を行いますが、回数は3回とし簡潔に願います。

枕崎市土地開発公社ほか4件のそれぞれの経営状況を説明する書類について、質疑はありませんか。

〇11番沖園強議員 私は、お魚センターについてお尋ねをしてまいりたいと思います。

非常に厳しい経営状況が続いているなという状況は予算決算書で掌握できるんですが、21年度予算では900万円の修繕費、すなわちリニューアルを計上して、なおかつ287万の営業利益を上げ、148万の経常利益を出す予定であったわけですよね。

しかし、決算ではその計画どおりにいかず、572万の経常損失赤字を出してしまったと。これは決算資料等でわかりますように、計画より売り上げが大幅に減ったと、伸びなかったというものが大きいようなんですが、毎年指摘されているんですけど、健全経営の計画そのものが見通し

が甘いと、指摘せざるを得ないと。それでは、この決算を踏まえてですね、22年度の予算その ものがどのような改善策が考えられているのか、1点目はお聞きしておきたいと思います。

2点目に、2期連続の短期借り入れ。20年度が800万、21年度が700万。これは意味するのは、結局運転資金がショートしてしまったということですよね、運転資金がショートしたと。そこで22年度の正味運転資金はマイナス1,240万と。しかし、期末の現金預金高は300万しかないと。そういった状況で再び22年度の運転資金不足が避けられない状況の予算書かなと。そういった点について、株主総会等では、どういった御意見等が出されているのか、2点目にお伺いしておきます。

それと3点目に、22年度の予算の中で、こういった厳しい経営状況が予測される中でですよ、 人件費が400万ふえていると。決算ベースより22年度の予算が400万ふえていると。これは何を 意味しているんですかね。何か計画があれば示していただきたいと思います。

○南田敏朗水産商工課長 まず、お尋ねの点で御確認をさせていただきたいんですが、22年度の計画予算の見通しの甘さというか、改善計画はどのようなことをしてるかということと、それから株主総会での意見はどういうことかということと、その人件費400万がふえている理由でございますが、その3点でよろしいでしょうか。(「はい」と言う者あり)

まず、見通しの件と改善計画でございますが、改善計画につきましては、今、平成22年度から執行体制が変わりましたので、これまでの5カ年計画を改めまして新5カ年計画を立てたところでございますけれども、短期に関しては、より達成の予定を高めに見ているところでございますけれども、これにつきましてはレストランの改善、それから直営店の改善。これにつきましては、おもてなしの改善ですね。それと営業時間の営業等について検討しているところでございます。また、直営店につきましては、第3土日で今、お魚祭りということで鮮魚販売をやっているんですけれども、これについても早急に直営店で鮮魚販売を取り入れていこうというようなことで改善を考えているところでございます。売り上げの目標につきましては、直営店につきましては若干の減少の見込みではございますけれども、収益単価の高いレストランの目標を100万ほど高く見ておりまして、このような目標額になったところでございます。

それから株主総会の御意見でございますけれども、おっしゃるとおり見通しが甘かったり、職員の危機感が足りないというようなことが御指摘を受けているところでございまして、これにつきまして新たな執行体制で取り組んでいきたいということでございます。

それから、人件費の400万の増についてでございますが、これにつきましては、今年度、これまでボーナス等を出していませんでしたので、ことしは売上目標を高くしまして、それを実現することでボーナス等も出していきたいということで目標額に入れたところでございます。

それからその後400万の中には、時間延長に伴う人件費も含んでおります。以上でございます。 〇11番沖園強議員 営業時間の延長ということで、残業手当も含まれているということですね。 それと21年度予算では長期借り入れをですね、借りかえようと、1,500万の。それによって資金 収支を図っていこうという計画だったわけですよね。結局、経常損出を出したために長期借入金 の返済計画も見直しをせざるを得なかったという、決算状況になっていると思うんですよね。

例えば、長期借り入れの返済が1,310万だったのが、1,290万しか返していないと、決算では。 まあ、そういう状況だったんですが、長期借り入れを借りかえる場合、当然、経営健全の金融機 関によるいろんな計画書を出させるわけですよね。そういったものが求められておったにもかか わらず、計画どおりにいかなかったと。そして資金ショートをして短期借り入れをせざるを得な かったと。そういった点についての短期借り入れをするときなんかには、金融機関はどんな指摘 をするもんなんですかね。それが1点目。

それと気になるのが、決算書、貸借対照表等を照合していきますと、減価償却は702万6,357 円で計画されておったわけですよね。決算を落とされているんですよ。しかし固定資産の減耗額 はその倍近い1,314万7,558円と圧縮されているんですよ。この固定資産の減耗、圧縮損というのは、自己資本に足りない分、それを自己資本を上回った累積赤字が累積されてしまったと。2,100万程度自己資本を上回った累積赤字7,100万が累積されてしまったと。そのことによって、自己資本を上回る累積赤字があるもんだから、帳簿上はリニューアルをしたにもかかわらず、むしろ固定資産は単年度処理をしたもんですから圧縮損をせざるを得なかったという会計処理だと思うんですよね。こういったのは圧縮損をさせる。そういったことは会計法上は問題はないんですかね。どんなもんなんですか。結局リニューアルをして資産評価が上がるのは当然なんですが、圧縮損をさしてしまっていると。私はこれを考えた時に、その資金不足、その他に仕方のない会計処理だと思うんですけど、どうも腑に落ちないと。それと、お魚センターのこういう資本金等の状況を見ますと、先ほどから何回も申しますように、資本金5,000万に対して7,100万の累積赤字で、2,100万の不足が生じていると。結局、資本金を食いつぶした上に借金が重なっていると、赤字が。

そうすると、その自己資本比率といった場合に、自己資本比率はどうなっているんですか。それと経営上、自己資本比率は大体何%ぐらいあれば足りるのか。健全な経営がなされていると指標されているのかということです。普通、いろんな経済団体等においても自己資本比率が問われて総会等で問題になるんですよ。そういった状況をどうとらえているのか、お聞きしておきたいと思います。それと、その自己資本比率、お魚センターの算出根拠といいますか、他人資本、自己資本、まだいろんな借り入れ等もあるわけですから、どういった算出でなされるのか、お聞きしておきます。

○南田敏朗水産商工課長 まず、金融機関の御指摘でございますが、おっしゃるとおり金融機関には月々報告書を提出しているところでございます。借り入れにつきましては、短期の運転資金のショートがあるといけないので、ショート前に取締役会で検討しまして借り入れをするわけでございまして、これについては金融機関は返済能力があるかどうかの確認だけ、それから収入の見込み等を聞かれまして貸し付けを受けているところでございます。

それから、会計法上の固定資産の圧縮分の会計法上のことでございますが、会計法上については、私、勉強不足でわかりませんが、今回のリニューアルの費用は外装塗装でございまして、これについては、資産の価値が上がるものでは……、固定資産の評価が上がるための……、すみません、固定資産が上がるということではないということで会計事務所のほうから聞いております。それから、自己資本比率でございますけれども、これについては自己資本比率というのは、自己資本を総資本で除した百分率でございまして、その数値が高いほど安定した経営になっているということで認識をいたしておりますけれども、平成21年度の決算時におけるお魚センターの平成21年度決算時においては、純資産が先ほど御指摘がありましたとおり債務超過になっておりますので、今の時点では、その計算率にして計算した自己資本比率というのは意味をなさないということで会計事務所から御指摘を受けておりまして、自己資本比率というのはお示しをできない状況でございます。安定的なあれは何%ぐらいかということでございますが、物の本には欧米が30%以上ということで日本の企業も見習うべきだというようなものがありますので、目標としては、そこらあたりなのかなというふうには思います。

先ほどから申しましたとおり、平成22年度から役員体制も変わりまして、改善計画も新5カ年計画を策定いたしたところでございますので、役職員一丸となって経営改善に努め、1日も早い経営改善を目指していきたいということでございます。以上でございます。

- ○俵積田義信議長 ほかにありませんか。
- **〇11番沖園強議員** 自己資本比率は示されないというような状況なんですが、ほかのエアポートにしても同じような状況かなとは思っております。ただ22年度の資金収支の状況を見ましたときに、約826万程度の営業利益を上げる計画ですよね。そうすると、支払利息と長期借入金の

返済金がそのうちの640万を占めていると。そういう状況なんですよね。820万利益を上げて、そこから640万の返済金と利息を払わないといかんと。そして、もう既に正味運転資金の不足が1,200万あると。そういった状況かと思うんですけど、その返済金と利息が非常に経営を圧迫している状況であると。どうなんですか、株主総会あたりでですよ、増資をせえとか、何らかの手立てをやってその経営を圧迫している返済金、利息等を軽減できないかとか、そういった意見はないもんなんですかね。こういった自己資本比率の算出もできないような経営状況の中で、何らかの手を打たんな、いつまでたっても自転車操業が続いていくというふうに私は思うんですけど、新5カ年計画、そういったものに期待せざるを得ないかもしれないですけど、どういった計画を持っているのかなということです。

それと、21年度の決算でちょこっと私なりに毎年統計を取っているんですが、テナント料収入及び共益費収入を除いた売り上げ。早く言えば、売上高、直売店あるいは直営店、レストラン、そういった売り上げに占める利益率というのが、決算上は今まで45から44%で利益率が上がってきたと。21年度は42%、2ポイントほど下がっているんですよ。その下がった理由は何なのか、利益率が下がったのは何なのかということなんですが、いかがでしょうか。

○南田敏朗水産商工課長 まず、新5カ年計画につきましては、先ほど来申しましたとおり、営業時間の延長でございますとか、鮮魚の取り扱い等でやっていきたいというようなことでございますが、増資等については、これまでも取締役会の中でも出てきているんですが、新体制のもとで増資については会議もありましたけれども、増資は非常に厳しいだろうということで、今回やったことにつきましては今年度の予算でもおわかりかと思いますけれども、建設資金の長期借入金の返済の留保をお願いしているところでございまして、御指摘のとおり現下の非常に厳しい経済状況の中でお客様の数が非常に減ってきておりますけれども、21年度も御多分に漏れず売り上げを目標どおりできなかったので、平成21年の11月に国会で成立いたしました中小企業金融円滑法というのがございますので、これを活用しようということで長期借入金の返済の負担の軽減を図るために、元金返済の繰り延べをメインバンクにお願いをしたところでございまして、短期間の経営改善にはそれで対応していこうということでございます。

それから御指摘のとおり、確かに売り上げの収益率、利益率が減っております。これについてはまだ私どもも分析中でございまして、今回の経営改善計画の中で以前の経営改善の中で担当者を決めましたので、その担当者の役割をもっとチェックをするなりして、収益率、それから不良とか在庫の見直しとかですね、その辺をやって改善に努めていきたいということで考えているところでございます。

- ○俵積田義信議長 ほかにありませんか。
- **〇18番上釜いほ議員** お魚センターのことで、今、テナント料の収入とか出ておりますが、1,446万出ておりますが、まずもってテナントの方々の支出と言うんですか、年間決められているわけですかね、一律に。それとも売り上げに応じて出すということでしょうか、お知らせください。
- **○南田敏朗水産商工課長** これについては、決められた単価がございます。家賃は決められておりまして、その決められた単価でございます。共益費については、多少変更がありますけれども、ほぼ一定でございます。
- **○18番上釜いほ議員** いつもあそこに行って思うんですけど、東側の駐車場から入って、ずっと一番手のお店はすごく売れるだろうなと思うんですよ。そして、西側の一番どん詰まりのお店というのは、何て言うんですか、苦情はないものかなと。あそこまで行く人がいるんだろうかという気がするんですよね。なんか、一番最後の人は不利だなという気がするんですよ。よく文句を言われないもんだなと思うんですが、あそこを通って公園に行けるような、あそこの公園の施設を生かせるように全員が通っていけるような、ああいった施設は考えられないのかなと思いま

すし、今、改善策を考えているって言われますけど、お魚センターについてはここの場でしか言えないもんですから私も提案したいと思うんですが、イメージアップというか、売り子さんの服装を統一するとか、だれが売り子さんかわからないし、そういったことも考えられますし、また民間のところではモニター制を設けてあるんですよね。民間の方々はモニターを採用して、1カ月おきにそういって御意見を聞くっていう形があるんですが、そういったこと等は考えられないのか、お伺いいたしたいと思います。

○南田敏朗水産商工課長 まず、テナントの西側の一番奥のことでございますが、あれは全部 5 店舗、南側、東側入れまして直営店でございます。ですので、みずからの店舗でございますので 苦情はございません。ただ公園に行けるようなことは考えられないかということでございますが、これも以前、研修を受けまして、その中でそういう指摘を受けておりますので、それを何らかで きないかということで今、検討はしないといけないなということで考えているところでございます。

あと、服装等のイメージアップでございますが、これにつきましては、今回、近いうちにテナントを含めて直営店の職員も含めて研修をする予定でございます。

- **○18番上釜いほ議員** 今回出されておりますお魚マイスターの件ですけれど、それをお魚センターに置くとか、そういった具体的な案は考えていらっしゃるんですか。
- **○南田敏朗水産商工課長** カツオマイスターにつきましては、お魚センターもそのメンバーに入っておりますので、実際にそこの職員が取ってということは、またこれから検討していきたいというふうに思います。
- ○**俵積田義信議長** ほかにありませんか。

これをもって、質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

本日の会議において議決された案件について、字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と言う者あり〕

〇俵積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本定例会の議事のすべてが終了いたしましたので、平成22年第3回定例会を 閉会いたします。

午前11時30分 閉会

- 〇 一般質問の要旨
- 〇 予算特別委員会における当局説明 及び各委員から出された意見·要望

| 質問者 | 質問の主題 | 質問の要旨 | 答弁者 |
|--------|----------------------------|---|--------|
| ①豊留 榮子 | 不妊治療について | 1 47万組のカップルが不妊治療を受け、体外受精で年間2万人近い赤ちゃんが生まれるなど、いまや不妊治療は特別なものではない。ところが、健康保険が適用される範囲がごくわずかなため、高額な医療費がかかる。不妊治療は身体的、精神的負担も大きい上に、費用が高額になるために経済的理由から十分な治療を受けることができず、子供を持つことをあきらめざるを得ない人も少なくないという。 少子化傾向にある昨今、不妊治療を社会全体で支える制度にすべきと考えるが市長の見解を | 市前課長長長 |
| | | 2 不妊治療への公的な支援として、2004年に「特定不妊治療費助成制度」がスタートし、年々拡充が進み現在の助成金は体外受精や顕微授精に「1回15万円までは年2回まで5年間」5年間で150万円になります。近隣の南さつま市は、1組の夫婦に対し、10万円を限度に通算5年間の助成制度があるが、県内における他市町の状況はいかがか | |
| | 子宮頸がんを 予防するワケ チン接種につ | | 市課長長 |

| 質問者 | 質問の主題 | 質 問 の 要 旨 | 答弁者 |
|-----|-----------------------------|---|------|
| | | 2 日本産婦人科学会や日本小児科学会も、11歳~ 14歳の女子に公費負担で接種するよう求めている が、県内における他市町の、子宮頸がん予防ワク チンの公費助成状況はいかがか | |
| | 細菌性髄膜炎を予防するワクチン接種について | なく、診断も難しく重くなって初めてわかる恐ろ | 市長長 |
| | | 2 県内における他市町の、ヒブワクチンの公費助成 状況はいかがか | |
| | 片平山児童センターの室内 の安全につい て | | 市長長 |
| | 枕崎児童館の 駐車場につい て | | 市長課長 |

| 質問者 | 質問の主題 | 質 問 の 要 旨 | 答弁者 |
|--------|------------------------------------|---|-------------------|
| | お魚センター 横、公園側の 道路のくぼみ について | から約3メートルほど手前に、幅約1メートル、 | 市長長 |
| ②新屋敷幸隆 | 枕崎市の小中 学校の再編に ついて | 1 少子化対策も歯どめがきかず、年々就学児が減少している隣の南さつま市では、既に再編を進めており、本市としても近い将来、再編を考えておくべきではないか | 市長 |
| | 特別支援教育について | 1 生まれつき障害を持っている子供たちの教育の場を市に設置できないか | 教育長 |
| | 次世代育成支援対策について | 1 平成15年に施行されたが、市としてどういうことに取り組んできたか | 市長課長 |
| | 給食センター について | 1 その進捗状況は | 市 長 教育長 課 長 |
| ③原村 且元 | 観光案内所の 利用状況と J Rの対応につ いて | | 市長課長 |
| | | 2 利用客へのアンケート調査をしているのか。している場合、その内容は | |
| | | 3 駅周辺への企業進出について、調査をしているのか。している場合、業種と本社所在地などは | |
| | | 4 枕崎駅と鹿児島中央駅とを結ぶ「特急列車」計画 の進行状況をつかんでいるのか | |

| 質問者 | 質問の主題 | 質 問 の 要 旨 | 答弁者 |
|--------|--------------------------------------|---|------|
| | | 5 23年春の新幹線全線開通による指宿枕崎線の利用状況をどのように予想しているのか。 JRから、どんな資料など取って、どのように分析しているのか | |
| | 枕崎駅周辺の 行政計画など について | 1 枕崎駅と片平山公園地グラウンドとの間の山手町 南部地域について、かつてここに袋小路を解消す るための道路計画はなかったのか | 市長課長 |
| | | 2 同地域について、本市またはJR側から駅の用地 として、買収計画はなかったのか。また、今後こ の地区と枕崎駅との関係をどのようにしていくも のなのか | |
| | | 3 駅舎のない始発駅、終着駅は、あまり例を見ないが、今後の枕崎駅再建構想で参考にして、調査などしているモデル駅などはあるのか | |
| | 枕崎駅周辺に 土地を有する 企業との交渉 などについて | 1 枕崎駅の隣接地に大型バスの駐車場があり、駅及び駅周辺の土地の有効活用の障害になっている。 バス駐車場の郊外への移転要望や駅整備のため、 駐車場の買収などバス会社と交渉などしているのか | 市長 |
| ④米倉 輝子 | まくらざき保 育園の公有地 について | | 市長課長 |
| | | 2 今後の土地利用について、どんな賃借条件が交わ されたのか | |
| | | 3 議会の手続は必要なかったのか | |

| 質 | 問 | 者 | 質問の主題 | 質 問 の 要 旨 | 答弁 | 弁者 |
|---|---|---|---------------|---|----|----|
| | | | 少子化対策に ついて | 1 本市における少子化対策をどう考えているか | 市課 | 長長 |
| | | | | 2 本市における幼児教育をどう考えているか | | |
| | | | | 3 過疎化により、制度との矛盾は生じないか | | |
| | | | | 4 収容可能な限り園児を受け入れていいと思うか | | |
| | | | | 5 市内に10カ所の民間の園がある。そこに行政も 補助金を出している。本市の幼児教育という観点 から、10カ所一堂に会して懇談会を市は持たれた ことはあるか | | |
| | | | | 6 特別支援として昨年12月、火の神保育園で入園 者があられ対応しておられる。市の今後の取り組 みは | | |
| | | | | 7 各公園の遊具施設の点検は、どうしておられるか | | |
| | | | | 8 広報まくらざきで、育児サークル、子育て支援にかかわる市内一円の行事など、毎月提示して広く 伝えるべきと思うが、その見解を | | |
| | | | 市民協働について | 1 職員の地域担当制、どこまで進捗しているのか | 市課 | 長長 |
| | | | | 2 地域の交通機関(コミュニティバス)は、いつごろから運用されるか | | |
| | | | | 3 ごみ出しのルール、1年に1回は各自治体で指導 すべきではないか | | |

| 質問者 | 質問の主題 | 質 問 の 要 旨 | 答弁者 |
|-------|-----------------|---|-----------|
| | 防災対策について | 1 防災について、危険箇所の点検はどのように把握 しておられるか | 市長課長 |
| | 神園川駐車場について | 1 町の中を流れている神園川の上が、今、駐車できるようになっている。その管理はどうなっている のか | 市長課長 |
| ⑤牧 信利 | 普天間基地問 題について | 1 鳩山首相は、普天間基地の移転先として辺野古を明らかにした。「最低でも県外」とのみずからの公約を破った今回の新基地建設である。国民よりもアメリカのために仕事をしている。市長の見解は | 市長副市長 |
| | | 2 市長は、徳之島への移設について、3月議会では 「見守る」と答弁されたが、現在でも同じ立場か 県内に米軍基地をつくらせない立場を表明すべき だと考えるが、どうか | |
| | 農業問題について | 1 口蹄疫問題について (1) 口蹄疫問題に対する認識について | 市 長副市長課 長 |
| | | (2) 防疫対策の現状について | |
| | | (3) 枕崎市における影響の現状について(4) 口蹄疫による被害に対する市の支援策は考え | |
| | | ないのか | |
| | | 2 新規就農者対策について(1) 新規就農支援策の現状について | |

| 質 問 者 質問の主題 | 質 問 の 要 旨 | 答弁者 |
|-----------------------------------|--|-------------------|
| | (2) 新規就農支援策の見直しをする考えはないか 3 日本農業に大打撃を与えるEPA(経済連携協 定)交渉や、FTA(自由貿易協定)交渉をやめ るように政府に要請すべきだと考えるが、市長の 見解は | |
| 高齢者が安心 して暮らせる まちづくりに ついて | 1 高齢者が身近で買い物できるまちづくり2 高齢者の買い物、通院などの交通支援策の取り組みについて | 市長副市長課長 |
| 国保について | 1 国保の現状について (1) 国保税の滞納世帯数は | 市 長 副市長 課 長 |
| | (2) 資格証明世帯数は | |
| | (3) 短期被保険者証発行世帯数は | |
| | (4) 所得別モデル世帯での国保税は、どうなって いるか | |
| | (5) 国保世帯の現状についての市長の認識は | |
| | 2 安心して医療が受けられる支援策について (1) 国保法第44条に基づく一部負担の減免の実施 を | |
| 道路行政について | 1 通山のゲートボール場沿いの道路を市道に編入して舗装整備を | 市 長副市長 |

| 質問者 | 質問の主題 | 質問の要旨 | 答弁者 |
|--------|-----------------------|--|-------|
| | | 2 桜木町公共下水道処理場東側道路にくぼみができて、雨の日は水がたまり、車が通るたびに水しぶきを浴びる。改善を | 課長 |
| ⑥立石 幸徳 | 本市の第三セ クターについ て | 1 本市が出資している第三セクターのあるべき姿について、総合的な検討・分析がなされるべきだと考えるが、検討されているのか | 市長副市長 |
| | 産業振興につ いて | 1 口蹄疫に関して、本市の対策本部は設置されなかったのか | 市長課長 |
| | | 2 本市の畜産農家への支援策はどのようなものか | |
| | 給食センター について | 1 本市学校給食センターの、建設見通しはどうなっているか | 市長課長 |
| | 風の芸術展に ついて | 1 「風の芸術展」の将来の方向性について、次回以 降の開催実現に向けて検討すべきではないか | 市長課長 |
| ⑦今門 求 | 市長の政策方 針について | 1 コンパクトシティ構想とは、どのようなものなのか。枕崎市の市街地は、ほかの地方小都市と比べてコンパクトにできているような気もするが、何が課題と考えているのか | 市長 |
| | | 2 職員の地域担当制について、行政と地域の自治組織との情報の共有は必要と思うが、自治組織は独立したもので、行政とは相互の信頼関係で成り立っていると思う。地域担当者は何を目的に置くものなのか | |

| 質 | 問 | 者 | 質問の主題 | 質問の要旨 | 答弁者 |
|----|---|---|------------------|---|---------|
| | | | 消防の広域化 問題について | 1 消防の広域化は、どのように進められているのか。国や県の方針で計画が策定され進められているようであるが、南薩地区の協議会はどのようになっているのか | 市長悪長 |
| | | | | 2 広域化によるメリットは、どのように考えられているのか(1) 住民サービス | |
| | | | | (2) 消防体制の効率化 | |
| | | | | (3) 消防体制の基盤強化 | |
| | | | | (4) 消防・救急無線のデジタル化 | |
| | | | 小規模校問題について | 1 金山小学校の学級編成と将来の見通しは、どう考えられているのか | 市長教育長課長 |
| | | | | 2 複式学級では、学習習熟に差は出てこないのか。 全国的な調査や統計では、どうなっているのか | |
| | | | | 3 金山地区が特別に孤立した地域でもないと思うし、ほかの小学校も少子化で規模が小さくなっている現状の中で、どのように考えているのか | |
| ⑧茅 | 野 | 勲 | 茶の改植の奨 励について | 1 2月ごろの温暖、そして3月の冷え込み、霜害、 積雪で農家は前年と同様の被害を受けるのではと 眠れない日々が続いた 地球温暖化防止は、世界規模で取り組んでいかな ければ、将来につないでいけるか農業の危機を感 じるところである。そこで本市の21年度の改植の 面積は幾らか | 市長課長 |

| 質問者 | 質問の主題 | 質問の要旨 | 答弁者 |
|-----|------------------|--|-----|
| | | 2 21年度に改植をした品種の構成は3 本市で植栽されている茶で、改植を勧めたほうがよい茶園の面積等は、把握しているか | |
| | 農業振興地域内の転用許可について | 1 この法律は、農業生産の近代化を図るため、必要な条件を備えた農業地域を保全し、形成する等を主たるねらいとしている 近代的な農業を継続するには、機械や農業資材等を保管する倉庫が必要である。行政として現状を調査し、県に地場産業の育成のためにも、転用の許可を訴えていくべきではないか | |
| | 県道打木谷白沢津線のいて | | 市課 |

平成22年第3回定例会予算特別委員会における 当局説明及び各委員から出された意見・要望

◎議案第34号平成22年度枕崎市一般会計補正予算(第1号)

〇当局説明

- ・ 今年度の当初予算は、人件費等の義務的経費や継続的事業を中心に必要最小限の収支のみを 計上することを基本とする骨格予算ということで編成したので、今回の補正については投資的 経費などの政策的な経費等を中心に歳入歳出それぞれ3億6,220万円追加して、予算総額を当 初予算額より3.9%増の97億2,510万円にしようとするものである。前年度当初予算額94億 6,510万円と比較すると2.7%の伸びとなっていて、実質的に11年ぶりのプラス予算となった ところである。
- 補正後の財源構造については、まず自主財源については市税や繰越金の追加などによって 29億0,810万5,000円で、予算総額の29.9%を占め、前年度当初予算に比べて8,490万8,000円 減少している。
- ・ 依存財源については、投資的経費に係る地方債や国県支出金の追加などによって、68億1,699万5,000円で予算総額の70.1%を占め、前年度当初予算に比べ3億4,490万8,000円増加している。また、予算総額に占める一般財源については72億6,402万1,000円で、予算総額の74.7%を占め、前年度当初予算に比べ9,131万4,000円増加している。
- 特定財源については24億6,107万9,000円で、予算総額の25.3%を占め、前年度当初予算に 比べて1億6,868万6,000円増加している。
- ・ 歳入の款別の前年度当初との比較増減等について、市債については普通建設事業費に係るものを始め、退職手当債それから臨時財政対策債の補正を2億4,940万円行ったことから、予算総額で9億1,110万円というふうになっている。
- ・ 歳出の義務的経費については、今回の補正で新規施策として子供医療費の無料化の拡大を図ったほか、中途退職者に係る退職手当の追加などで1億0,879万円の補正を行ったことで、肉づけ後は61億2,358万1,000円となり、前年度当初予算より2億9,303万8,000円、率にして5.0%増加し、予算総額に占める割合も1.4ポイント高い63.0%となっている。
- ・ 投資的経費は、補正額全体の57.9%に相当する2億0,977万円が追加になったことで、肉づけ後については5億6,320万円となり前年度当初予算より6,976万8,000円、率にして11.0%減少し、予算総額に占める割合も0.9ポイント低い5.8%となっている。
- その他の経費は、今回の補正で4,364万円増額して肉づけ後で30億3,831万9,000円となり、 前年度当初予算より3,673万円、率にして1.2%増加したものの、予算総額に占める割合は0.5 ポイント下がって31.2%となっている。
- ・ 今回の補正予算の人件費以外の主な施策等については、お手元のあらましの4ページから 14ページに記載をしてある。資料の見方であるが、ゴシック表示が今回の補正計上分で、う ち新規事業については、その事業名の前に米印を表示してあるのでご覧いただきたい。

また、括弧書きが今回の補正額となっており、上段の数字が補正後の予算額となるので、前 年度当初予算額に対応する額ということで御理解いただきたい。

- ・ 補正予算の主なものは、新地方公会計整備等委託、除籍・改製原戸籍等データ作成委託、子 ども医療費助成事業、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業に係る水産のまちによる地域ブラン ド創出事業、地域活力基盤創造交付金事業、航空燃料給油車購入経費のほか、中途退職者に係 る退職手当の追加及び人事異動等による人件費なども合わせてお願いしてある。
- 地方債の年度末残高見込みであるが、現時点での平成22年度末見込みの比較については、 117億0,471万7,000円で、平成21年度末の残高見込み額121億5,309万1,000円より4億4,837

万4,000円減少する見込みとなっている。

- ・ けさの新聞で、都城で口蹄疫の疑いがある牛が発生したということで、6月4日にえびの市 の移動制限が解除されて、ちょっと安堵したところがあったが、今回そういうことでまた、緊 張感が高まってなお一層、消毒防除体制をとっていかないといけないと考えている。都城市の 件についての県からの通知名なり指示は現在のところ来ていない。
- 南薩家畜保健衛生所に現地対策本部ができているが、そちらのほうからも現時点では今回の 都城市の関係での指示なり連絡はない。

市としては、特に都城は曽於郡、鹿児島県内で一番大きな畜産地帯であるし、今後どう対応 するか検討していかなければいけないと考えている。

- ・ 口蹄疫の関係については、県としても今対応を検討しているところではないかと考えられる ところであるが、枕崎市としても南薩家畜保健衛生所等に問い合わせをして、早急にどういう 対応が妥当なのか、指示連携をしながら対応に努めていきたい。
- 畜産農家とは外部の方との接触、車両等を含めてあるわけであるが、現在農家のほうには極力外部との出入り、接触を避けるようにという指導をしているところであり、そういう車等がもう農場内に入らないように指導している。
- ・ 一般の方に対する発生地への旅行等の制限については、口蹄疫の侵入を防ぐという意味では 確かにその進入リスクが減るわけなので、そのほうが望ましいという面はあると思うが、それ が与えるほかの経済等への影響、報道等でも霧島方面のホテルとかには客が遠のいて非常に困 っていると、そういう形での風評被害的な部分も可能性として出てくることもあるので、今の 段階で直ちに行政がそういう指導というか呼びかけを行う段階ではないと思っているが、いず れにしても県と連携しながらそういった必要があるのかどうかも含めて相談をしていきたい。
- ・ 消毒ポイントの件は、今、宮崎県の県境を中心として県の消毒ポイントそれから自主的な消毒ポイントいろいろあるが、強化消毒ポイントとして7カ所。自主消毒ポイント、これは各市等が行っている消毒ポイントが12カ所、それと車両用の消毒マットを設置してポイントが11カ所ということで、県内への消毒防止ということでやっている状況である。本市でも消毒ポイントという話であったが、本市に入ってくる主要な道路、国道等が中心になるわけであるが、もしそういうことが必要になる時点が、どういう時点かはっきり申せないが、近隣市と一緒になった例えば国道270、国道225、それから国道226、そういう主要国道等を南さつま市、指宿市、南九州市合同のそういう消毒ポイントという形でやっていったらどうかということで関係市とは検討している。
- ・ 農家指導の実態は、文書の指導を4月20日に発生してから4回いろいろな情報提供を含めてやっている。それと、家畜に口蹄疫特有の症状があるわけだが、そういうことは出ていないかということの電話でも確認、消毒の具体的なやり方の指導等をやっている。
- 全市的な広報はやっていないが、口蹄疫の対策としてまず、宮崎県の例でもわかるように初期防除対策がおくれたということで、そのおくれた要因として殺処分になった家畜の埋却場所がなかなか見当たらなかったことがあったので、本市においてはまず、埋却場所があるのかどうかという農家の調査を行っている。それから、消毒ポイントを設置する場合に、人員が何人ぐらいかかるか、またどういう資材が必要か、そういうところの整理、それから消毒機材の確保等についての検討、そういう不足の事態に備えてなるべくできるように整理しているところである。
- 昨日、都城市で新たな感染疑いが発生したという状況を受けて、県の対策本部の対応も今後 指示があると思うので、それらと連携をとりながら、市において対策本部を設置する必要があ るのかどうか、それから関係市と連携した消毒ポイントの設置が必要なのかどうか、それから 農家の方々には私どもがやっていることは伝わっていると思うが、一般の市民の方々にどうい

う形で広報をすべきかどうか、そういったことを含めて今後対応を検討して、適切に対処していきたい。

- ・ 水産のまちによる地域ブランド創出事業で、NPO法人エコ・リンク・アソシエーションに よる雇用人員については4名で、うち新規の失業者数が3名である。
- ・ ふるさと雇用でやっているものは、体験型の観光開発事業であるが、今回のものについては、カツオマイスターといって枕崎のカツオ及びかつおぶしに関する知識を身につけて食生活や健康、食文化に至るまでの理解を深めて枕崎のカツオを広く広めるための検定試験を実施しようというのが主なことであり、それをカツオマイスター制定事業ということで主に取り組んでいる。その事業と、カツオフォーラムといってカツオの危機の状況を打開するために昨年の12月に黒潮町という、高知のほうでカツオフォーラムがあったが、そちらでカツオ学会を立ち上げるということで、それのカツオ学会の立ち上げに伴う連携事業である。

それから観光資源発掘のためのパンフレットを作成する事業、町歩きのためのマップを作成 するための事業等に取り組む予定である。

- ・ 小中一貫事業の推進については、各中学校区、4中学校区あるが、そこの小学校、中学校を中心にした3つのつなぎ。1つは、学びのつなぎ。もう1つは、心のつなぎ。これに関しては徳育面ということであるが、もう1つは、地域の方々を巻き込んだ体験等も含めた地域のつなぎ。これについては、各中学校区においてまたいろいろ3つを拡大したり、あるいはその地域の特性に合わせたつなぎ方を実施しているが、知・徳・体の面を中心にしたつなぎを中心にして、中学校区を中心にしながら、1つは中1ギャップの解消。これはやはり本市も1つの大きな課題であった、不登校の児童生徒を中学校に入学する時に多い現状があるので、これをどのように解消していくか、これには心のつなぎも大変大事なキーポイントになってくる。
- ・ 本市の学力については年々向上の傾向にある。これも小中一貫事業の中で、中学校の教員が 小学校に来て授業をしたり、あるいは小学校の児童が中学校に来て、中学校のいろいろな交流 体験、そういったものをすることにより垣根のハードルが下がると。それにより学力向上も期 待できる。中学校の教員の専門性も小学校で生かすことができる。そういった面の効果もあり、 学力向上にもつながるのではないかというような期待がある。
- ・ 地域の教育力を生かしたつなぎについて、ある中学校区では、小学校と中学校のおやじの会が一体的に奉仕作業等に取り組み、保護者間のつなぎをスムーズに図っているところもある。これについても保護者が中学校に進学する時の不安感を少しでもなくする手助けになっているのではないかと思う。そういった面の公開が本年度の11月30日に桜山中学校区を中心に2小1中で行われる計画である。
- ・ 小中一貫教育の本市が進んでいる方向は、そういう連携型の一貫教育を進めていこうというような段階であるが、今後、児童数等の減による施設一体型の小中一貫校の可能性等については、望ましい学校のあり方に関する審議会等、仮称ではあるが、そういった中で御意見等いただきながら検討を進めていきたい。
- ・ 特別支援学級は、現在2小学校に特別支援員を配置してある。金山小学校ともう1校は枕崎小学校ではなかったかと思う。特別支援員の配置については、その学校の支援の必要の状況に応じ、適切に判断をしながら支援員を配置しているところである。支援員配置の最初の目的についてであるが、通常学級においても6.3%ぐらいの割合で特別に支援が必要な児童が、あるいは生徒が見られるという現状がこのごろ高まっているので、通常学級にいる児童生徒への支援ということも1つ大きな狙いである。であるから特別支援学級にいる、在籍する児童生徒への支援というのも1つの目的ではあるが、そういう幅広い児童生徒への支援というのも目的であるので、学校の実情に応じて配置をしているところであるが、現在のところ、そういうような要求・要望のあった学校で支援が必要であると判断したところに配置をしているところであ

り、これについては、配置された学校からは、そういう学級におけるきめ細かな支援ができる という報告をいただいている。

・ シラス対策事業については、今、用地買収を順次進めているが、昨年、買収が整ったところから順に計画を立てているが、できるだけ別府地区の下手のほう、例えば板敷で言うと水産高校のあの辺、海岸に近いほう。今、海岸に近いところで保安林の関係があり、まだその協議が整っていないという関係で、そこについては若干おくれるのかなという気はしているが、下流側のほうから順次用地が整ったところから、進めていくようにしている。来年で終わりなので、ほとんど用地が整ったのはだいぶできるんじゃないかと思っている。

24年の3月完了予定であるので、その方向で、ことし1億程度予算がついており、来年7,000万程度ですべて完了する予定で進めている。

- ・ 海岸河川等環境保全推進事業については、4月にハローワークに求人の申し出を行い、今現在、新規雇用1名で事業を行っている。 この事業に関しては、水質の状況の調査及びごみ等の放置の調査を行いながら、ごみ収集もあ わせて行っている。
- ・ 今回、平成23年度から27年度までの5カ年間にわたる第5次総合振興計画の後期基本計画 の策定作業をやるということで予算を計上しているが、市民討議会については、後期基本計画 の策定に当たり、できるだけ幅広く市民の皆さんの意見を後期基本計画に反映させたいと、そ ういった趣旨で実施するもので、先般5月の23日だったが、枕崎青年会議所と市が共同で開 催ということで、市民の中から公募した10数名程度によりテーマを絞り討議会を実施した。
- ・ 総合振興計画の後期基本計画の策定に当たっては、議員の皆さん方からいただいた御意見等を踏まえ、計画策定委員会において計画の原案といったものを、素案といったものを策定していく。策定した素案について最終的に議員の皆さんに説明をさせていただき、そこでいただいた意見を踏まえながら最終的な調整をして策定すると、そういった意味から施政方針の中でも議会の皆さんの御意向を伺うといったことで記載している。
- ・ 施政方針演説の第5次枕崎市総合振興計画の第2期基本計画についての記述についての御意見をいただいているところであるが、この施政方針の部分については、市議会、省略してなどの意向などを幅広くお聞きしながらと書いてあって、市議会自体の議決を経るとか、市議会の結論を受けて何かをするというような趣旨で表現をしているものではないと考えている。あくまでも市議会も含め、さまざまな方々の意向などを幅広くお聞きしながらと書いてあるので、そういう趣旨で施政方針、市長の考え方を述べたものである。
- ・ 女性消防隊の位置づけは、市の消防団とかそういった公的なものに所属するものではなく、 自主防災組織などと同じような任意の団体だというふうに位置づけている。結成のきっかけは、 全国の女性消防操法大会に出場するということをきっかけとして結成されたわけだが、今、全 国大会に向けて訓練を積んでいるところである。毎月定期的に、規律訓練であるとか、あるい は救急救命訓練であるとか、操法訓練であるとかそういったのを2年間かけて訓練して、地域 の防火・防災の啓発発動に貢献できるような形でということを今、取り組んでいる。

今後については、確かにきっかけは1団体にお願いをして結成をしていただいたが、女性が 防災とか防火に果たす役割というのは、今後、非常に重要になってくると思われているので、 操法大会に出たら解散するという形ではなく、今後も市内の自主防災組織と一緒になって、防 火・防災活動の啓発活動に努めていただくようにお願いをしていきたい。

・ 結成のきっかけは、平成23年10月に全国の女性消防操法大会が開かれるということで、鹿児島県から1女性消防隊を出すということで、川辺地区の枕崎から出してくれという要請が消防協会のほうからあり、女性消防隊を結成しようということで、1団体にお願いをしたというのがいきさつである。自主防災組織と同じ任意の団体なのでボランティア組織ということで、

市の報酬とか費用弁償などは支出できないということで、操法大会に出場するまではボランティアで頑張っていただくということの了解はいただいているところだが、その後については、現在のところ、その後も頑張っていくというそこの了解はいただいてはいないが、今、消防のほうで規律訓練あるいは救急救命訓練なども行っており、非常に自分たちの技術が徐々に身についていっているところなので、そこら辺を何とか今後に生かしていけないかという相談については、23年10月の操法大会以降も生かしていけないかという相談については、今後行っていきたい。

- それぞれの消防分団の詰所の管理は、市の総務課のほうで行っている。
- クワハラ百貨店の隣の消防分団詰所は、コンクリートが落ちているところまでは気づいてはいなかったが、確かに建物の古さというのは感じていた。総務課のほうでもそういう事実は把握しているということだが、また改めて状況を確認した上で、どういう対応ができるのか改めて検討したい。
- ・ 財団法人日本消防協会の勧める安全で災害に強い地域づくり推進事業という事業であり、市町村の女性消防隊及び少年消防クラブの育成強化を図るために、安全で災害に強い地域づくりを推進するという内容の実施要綱である。具体的な予算の購入の内容であるが、まず、備品購入費であるが、備品購入費においては消防ポンプ、車載ポンプになるが、消防ポンプと車載の台車セット、これを購入する計画である。それから、消耗品費においては、消防隊員の活動服、それからキャップ、ヘルメット、ブルゾンそういった活動服を中心に購入をする計画である。もう1つ、市としては女性消防隊が市の防災消防活動の啓発に貢献すると思っているので、継続をしたいと考えているが、消防隊員の方々の意思も確認してお願いをしながら、継続をしていきたい。
- ・ 枕崎市内の喫煙者の数は、把握はしていない。あくまでも、JTが実施している全国たばこ 喫煙者率調査と本市の過去のたばこの本数を推計している。
- ・ 学校の先生については原則として敷地内禁煙ということになっており、喫煙者にとっては非常に難儀なところだと思うが、規則は規則として原則禁止ということであるので、いい知恵があればほかの学校等からも、ほかの市町村からも聞きながら考えてみたい。
- ・ 土木費の道路維持関係については、21年においては通常9,000万あったわけだが、それに臨時交付金で8,000万くらい、1億7,000万くらいの維持工事が施行された。今まで懸案であった箇所も幾らか対策が行われて、通常の蓋版整備等も進展があったと思っている。21年度まで旧型のバックホウを借りて作業をしていたが、故障が多く作業効率がよくなくて、今年度バックホウのリースを一応行っている。そして、作業員の作業性のアップを図り、原材料も今回増になり、小規模の道路工事、要するに陥没補修とか蓋版敷設とか側溝修設を行うことにより、市民の苦情に敏速な対応を行おうと考えている。このリースにより大幅なコスト縮減が図られて、22年度は道路維持費の減額の要望を行っているような次第である。
- ・ 臨空工業団地への焼津に本市を置く企業の現在の進捗状況であるが、先般も向こうのほうと 話をしたが、当初の計画どおり順調に進んでいるということである。今現在、実施設計から詳 細設計に移るという状況であるので、今年中は設計という運びになっている。

それから、以前、協定を結んだ色素関係の会社であるが、その後グループの経営状況がこういった経済情勢もあり、なかなか経営的に進出できる体制が整っていないということである。

・ 財務諸表の作成については、基準モデルと総務省方式改訂モデルの2種類があるが、本市に おいてはその総務省方式の改訂モデルを採用したいと。これについては、県のほうもそういっ た新地方公会計モデル制度研究会を設置し、総務省のモデルについていろいろ内容等を検討し ているので、県に合わせてそちらのほうを採用していきたい。

それから必要性だが、今の会計制度というのは、いわゆる歳入歳出予算と実績をただ明らか

にするだけで、いろいろ現金主義に基づく公会計制度ということになっているが、そのほかにいるいろ償却の関係とかあるいは行政コストの把握とか、そういったことで現会計制度にはいるいろ課題が残っていると、そういったことで国のほうも複式簿記を取り入れた会計制度に導入を図ろうということで、国のほうもそういった会計制度に移行しているわけだが、それに合わせて今回20年度から財政健全化の問題が出てきまして、当然そうなると財政健全化でイエローカード、レッドカードあるわけだが、それらの計画をつくるのに市が持っている、行政がもっている財産等の処分等の問題も当然その計画の中には入れ込まないといけないわけなので、そういったものも含めてこういった公会計制度の中で位置づけをすることが大事だということで、当初の23年度の決定よりもできるだけ早く、20年度からそういった健全化法が制定されたので、それに合わせてできるだけ早く策定をしなさいということで要請がされている。

- ・ 広域漁港の整備負担金、マイナス6メートル岸壁の部分の予算は22年度の総事業費が8,000 万円であり、全体の広域の整備事業としては24億8,000万円である。
- ・ 事業費が詳しく設定されているのではなく、大体予想としてそれくらいかかるということで、 広域の事業費の中で今まで一般の広域事業整備事業の一般事業費であったが、これは20億を 超えるということで特定の事業費ということになって、この前の当初の日に申し上げたが、こ れがまた計画を策定しているので、それを今年度中に計画を策定して詳しい事業費が出てくる ので、9メートルに関しては来年度から実施をしていくということになる。

最終的には、平成29年度が200メートルということで考えているが、最終的に終わるのは予定として29年度である。

- ・ 枕崎カツオマイスターの検定については、検定委員会を設けており、愛媛大学の教授、それから鹿児島大学法文学部の教授等10名で構成する検定委員会があり、そちらで教科書になる手引書とそれから作問、問題をつくり、あと検査をするということである。認定については、枕崎カツオマイスター検定推進協議会と認定するが、今、大日本水産会と、今後設立される予定である日本カツオ学会にも認定をお願いしようということで考えている。
- ・ マイスター検定の目的は、要するに枕崎がカツオの主産地であるのでカツオやかつおぶしに 関する知識を広めてもらうということと、カツオ等をとることで食文化に対する理解を広める ということで、枕崎のカツオを広く世間に広めていきたいということが目的である。これにつ いては、いろいろ提案者もあったが、主な提案者は検定委員の委員長になっておられる愛媛大 学の教授である。私どもが最初に参考にしたのが、函館のイカマイスターである。
- 緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の公園抜根作業業務委託事業は、市内の公園の25カ所程度で火之神公園は入っていない。
- ・ 今年度、県の事業で魅力ある観光地づくり推進事業というのがあり、100パーセント県の県営事業であるが、その中で遊歩道としてメイン道路のところを体の不自由な方も行けるような道路にしたいと要望しているところであり、今、基本設計に入ったところである。
- ・ 父子手当の減額は、父子手当の支給条例の廃止条例も今議会に出しているが、児童扶養手当法の一部を改正する法律が6月2日に公布、8月1日から施行するということになっているが、その中で、今まで父子については児童扶養手当の支給対象となっていなかったが、8月1日以降については、父子についても児童扶養手当の対象となることから、今回、本市独自の施策である父子手当については廃止しようとするものであり、対象者は28名になる。
- ・ 子ども手当については、第1回目の本市の支給日は、本日6月10日となっており、子ども 手当の今回支給される世帯数は1,419世帯、子ども手当の対象は2カ月分が対象となるので、 延べで4,879人、6,342万7,000円が本日振り込まれる。
- ・ 本年7月1日より、現在3歳未満児、今、小学校就学前までの乳幼児医療費助成事業を7月 1日以降の診療分について小学校3年生まで拡大するということで、拡大される小学校1年か

ら3年生までの対象児童は525人ということである。

提供額については、就学前までの無料化の影響額と小学校1年生から3年生までの分の影響額で、小学校1年生から3年生までの拡大部分が919万8,000円、それと以前小学校就学前までの見込み額が2,613万2,000円ほどで、合計で3,533万円になるが、当初予算化している2,348万3,000円に差し引き、1,184万7,000円が影響額というふうに推計している。

- ・ 土木費の工事請負費1,400万単独事業となっているが、これは2カ所の急傾斜地である。分 担金については、松下だけである。
- 桜木町の市道小江平線については、本年度の舗装補修工事において施工する予定である。
- ・ 交通安全施設整備費650万円の中身は、交通安全対策特別交付金を利用して市内のガードレール、消えた区画線、点字ブロック等を整備していく。
- ・ 桜山東町にある製材所の騒音については、新しく工場ができるということで、騒音規制法に 基づいて工場敷地内での騒音調査を実施した。その結果については、基準値以下の結果が出て いる。

現在、木材施設の周辺の方から操業中における騒音に対する苦情が出て、それに基づいて現在の施設での騒音の測定と今回新たにできた場合において、騒音がどれくらいあるかということで、実際、敷地境界で騒音測定の検査を行なった次第である。

- ・ 騒音規制法に基づき、市の役割としてそういった特定施設の設置等がある場合には、届け出の審査及び受理をし、それに基づき測定検査や立ち入り検査等や県が示している騒音規制法に基づく規制基準等があるので、それに基づいた判断で測定結果に基づき規制値の基準に達しているかいないかの判断により、もし、基準値を超えている場合については、指導勧告等を行いながら、騒音対策を指導している。
- ・ 木材施設周辺の騒音については、住民の方からの苦情に基づき調査をして、今のところは基準以下であるという結論は出てはいるが、操業時間の関係とかそういったものも含めて調査をし、周りの住民の方の安全・安心という部分ももちろん大事にしていくということ、それから公害の規制については、事業活動の阻害をどこまでするのかという部分があるので、そういう法令等に基づき、地域の方々の協力で事業者も事業を進めていくわけだから、市のほうで状況等を把握しながら地域での操業がスムーズにいくような形で話をしながら進めていきたい。

○委員からの意見・要望

- 口蹄疫に関連して、県とか近隣市との連携も当然大事であるが、まず本市行政で市民のほう に目を向けた対応策というのは、別にそういうところに指示を待たんでも何でも本市行政単独 でできることじゃないか。できることから先にやっていただきたい。
- ・ 総合振興計画はやっぱり基本的なもので、地方自治の根本にかかわる問題であるから、言葉 遣いをきちっと整理をしておかないといけないと思う。最終的には議会に提起して同意は、別 に議決はいらないということであるが、基本的なものがあるわけだから、ここで市議会という いわゆる1つの機関を指定してこういう形をとるというのは間違いであるから、削除するなり して明確にしたほうがスムーズになると思う。
- ・ 道路維持費で、今まで公民館あたりとかいろんな市民から要望がきているわけだから、それ を実態把握というのが必要だろうと思うが、それをして財政に対しても予算の要求をしていく と。一番大事なのは、市民が日常的に不便を生じたり、危険を感じたり、そういうことのない ようお願いをしておきたい。
- 火之神公園について、今、施設の車いすの方々がよく桜を見に行くとか、あっちこっち外に 連れて行っており、枕崎にいながら海が見れない状況の人がいらっしゃるので、早急に体の不 自由な方も行けるように要望しておく。

◎議案第35号平成22年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

〇当局説明

- 今回の補正は歳入歳出それぞれ10万3,000円を追加し、予算総額を8億8,070万4,000円に しようとするものである。
- ・ 補正の主な内容は、人事異動に伴う人件費の増額で一般管理費が7万2,000円の増額、処理 施設管理費が19万4,000円の減額、排水施設管理費が29万2,000円の減額、下水道整備費では 人件費が45万9,000円の増額、整備費の工事請負費の汚水管路施設工事が5万8,000円の増額 である。
- 以上の財源として、補助金の2万9,000円、繰越金の7万4,000円で措置しようとするものである。

◎議案第36号平成22年度枕崎市水道事業会計補正予算(第1号)

〇当局説明

- ・ 今回の補正は、収益的収入及び支出においては、支出のうち人事異動に伴う人件費等を160 万円増額しようとするものである。この結果、収益的収支では、収入額4億7,733万円に対し、 支出額4億6,894万5,000円となり、税抜き後で408万5,000円の当年度純利益となる見込みで ある。
- ・ また、資本的収入及び支出においては、収入で消火栓設置負担金を250万7,000円増額するとともに、支出で人件費を3,135万2,000円減額しようとするものである。
- ・ この結果、資本的収支では収入額3,717万7,000円に対し、支出額1億7,970万7,000円となり、差し引き1億4,253万円の不足額については、第3条に示してあるように、過年度分損益勘定留保資金7,772万6,000円、当年度分損益勘定留保資金6,136万1,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額344万3,000円で補てんしようとするものである。
- ・ 職員の減は、全体としては4人の職員の減ということで、これまで3係18名いたのが、2 係14名としたところである。
- 4名減の理由は、平成5年度から老朽管更新事業として、石綿セメント管更新事業を実施してまいった。その分が平成21年度でほぼ、99.9パーセント完了したので、その分旧体制の工務係を4名減にしたということである。
- ・ 宿直体制のローテーションは労基法上、現在、宿日直あわせて最低10名は必要という形になっている。それで、事務分野等含めて、事務関係が4、それから通常の宿日直可能な職員が10ということで、いわゆる最低というか基準内の人数で行っている。
- ・ これまでほとんど突発的な出来事に対しても水道課内で対処できていたところであるが、今回、ぎりぎりの人数ということになったので水道工事業協会と災害支援協定、さらにはその上に通常の人為事故、いわゆる断水、それからに濁り水等にも対応できるような要請関係の覚書等を締結したいということで、今現在、進めているところである。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 俵積田 義 信

枕崎市議会議員 茅野 勲

枕崎市議会議員 園田武夫